

検討対象事務評価シート

資料 3

1

法令に基づく事務

1 都市計画決定に関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 都市計画決定に関する事務											
(1) 大規模な特定街区に関する都市計画決定	特定街区で面積が1haを超えるものに関する都市計画決定を行う。	区						○		<p>○本来基礎自治体の事務であり、面積規模で決定権者を区に分ける必然性は無い。1ha以下のものは区が処理しており、1haを超えるものについても、地域の実情に応じて計画決定できるよう、区が担う方向で検討すべきである。地元周辺地域への影響を考慮しつつ、住民の合意を得ながら総合的に計画決定を行うことが期待できる。なお、区に移管するには、法改正が必要である。</p>	区
		都	○				○	○		<p>○特別区の区域は一つの都市計画区域として指定されており、一体の都市として総合的に整備・開発・保全することとされているため、影響が区の区域を越え広域に及ぶなど広域的観点から定めるべき都市計画については都が定めるべきである。</p> <p>○面積が1haを超える特定街区においては、容積率の最高限度・高さの制限等の緩和や発生交通量の増加等の影響が周辺市街地にまで及ぶため、広域的な見地から検討・調整を行い、周辺市街地を含め、都市機能に適応した良好な環境の街区形成を図る必要がある。</p> <p>よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。</p>	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

①

大区分 1 中区分 1 小区分 (1)

事業名	大規模な特定街区に関する都市計画決定		<p>< 考え方 ></p> <p>○特別区の区域は一つの都市計画区域として指定されており、一体の都市として総合的に整備・開発・保全することとされているため、影響が区の区域を越え広域に及ぶなど広域的観点から定めるべき都市計画については都が定めるべきである。</p> <p>○面積が1haを超える特定街区においては、容積率の最高限度・高さの制限等の緩和や発生交通量の増加等の影響が周辺市街地にまで及ぶため、広域的な見地から検討・調整を行い、周辺市街地を含め、都市機能に適応した良好な環境の街区形成を図る必要がある。</p> <p>よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。</p>
担当	都市整備局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由 面積が1haを超える特定街区においては、容積率の最高限度・高さの制限等の緩和や発生交通量の増加等の影響が周辺市街地にまで及ぶため、広域的な見地から検討・調整を行い、周辺市街地を含め、都市機能に適応した良好な環境の街区形成を図る必要がある。	
	○		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
	チェック	理由	
業	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由	
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由 特別区の区域は、一つの都市計画区域として指定されており、一体の都市として総合的に整備・開発・保全することとされている。1haを超える特定街区は周辺環境に与える影響が大きいため、都市の安全性や機能性の向上を図るためには、都が総合的・広域的な視点で一体的に処理する必要がある。	
	○		
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック	理由 都市計画法第87条の4第1項及び同法施行令第46条第1号の規定により、特定街区で面積が1haを超えるものについては、都が定めることとされている。		
○			
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。		
	チェック	理由	

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票

〔区〕

①

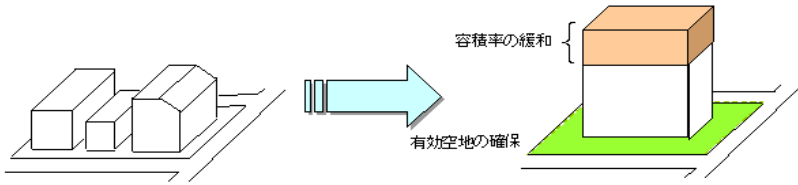
大区分 1 中区分 1 小区分 (1)

事業名		大規模な特定街区に関する都市計画決定		<p>< 考え方 ></p> <p>○本来、基礎自治体の事務であり、面積規模で決定権者を区分けする必然性は無い。1 ha以下のものは区が処理しており、1 haを超えるものについても、地域的な偏在や量的差異はあるが、各区において体制を整備すれば対応可能と考えられる。判断基準に照らして、都が実施しなければならない特別な事情はなく、地元周辺地域への影響を考慮しつつ、地域の実情や課題に応じて、総合的に計画決定を行う観点から、法改正も含め、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定の地域内で処理する事務であり、既に1 ha以下のものは区で処理しているので、1 haを超えたからといって、都による広域的な処理や一体的処理が必要となるとは言えない。 ・地域的偏在や量的差異はあるが、現在も区が調整・協議の場に係わっており、該当区で体制を整えれば、都のノウハウを継承することで、専門性の確保も可能であり、また事業効果や効率に支障は生じない。 <p>○本事業は市の事務をあえて都の事務としているものであることから、事務処理特例による移管には馴染まず、法令改正が必要であると考えられる。</p> <p>○特別区が担うことにより、以下のような効果が期待できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区が都市計画を包括的に担うことにより、地元周辺地域への影響を考慮しつつ、地域の実情や課題に応じて、総合的に計画決定を行うことができる。 ・より地域に近い区が実施することで、住民の合意形成など地域の実情に応じた柔軟な対応が図れる。 <p>○専門技術に対応する人材の確保・育成策等について、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。</p>					
担当局		都市整備局							
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。								
	チェック	理由							
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。								
	チェック	理由							
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
	チェック	理由							
	業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。							
チェック		理由							
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。									
評	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。								
	チェック	理由	<p>○</p> <p>本事業は市の事務をあえて都の事務としているものであることから、事務処理特例による移管には馴染まず、法令改正が必要である。</p>						
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。								
	チェック	理由							
			<table border="1"> <tr> <th colspan="3">総合評価</th> </tr> <tr> <td>都</td> <td>① 区</td> <td>保</td> </tr> </table>	総合評価			都	① 区	保
総合評価									
都	① 区	保							

検討対象事務の内容

①

大区分 1 中区分 1 小区分 (1)

事業名	大規模な特定街区に関する都市計画決定	
担当	都市整備局	
事 務 の 内 容	<p>(事務の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法(以下、「法」という。)に基づき、特定街区で面積が1haを超えるものに関する都市計画決定を行う。 	<p>(都における事務処理の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年3月31日現在、特別区の存する区域内において58地区、約126.4haの特定街区が都市計画決定されており、うち1haを超えるものが33地区、約109.8haである。 (1ha超の特定街区の例) 千代田区・ホテルニューオータニ(7.4ha)、豊島区・サンシャインシティ(5.5ha)、 新宿区・東京都庁舎(4.3ha)、中央区・聖路加国際病院(3.9ha)、品川区・品川御殿山ヒルズ(3.3ha) <p>※特定街区制度について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定街区制度とは、都市計画上の地域地区の一つであって、都市機能の更新や優れた都市空間の形成・保全を目的とした相当規模のプロジェクトを、一般の建築規則にとらわれず、都市計画の観点から望ましいものへと誘導していくために設けられた制度である。特定街区内の建築物については、容積率、建ぺい率、高さ制限などの一般の形態制限を適用せず、その街区に適した建築物の形態等についての制限を個別に都市計画決定することにより、良好な都市空間の整備を図っていくものである。 ・有効な空地の確保、地域の整備改善に寄与する程度、都心居住を推進するための住宅の確保、及び街区の整備と併せて歴史的建築物等の保全・修復を行なう場合等に応じて、容積率の割増が受けられる。また、隣接する複数の街区を一体的に計画する場合には、街区間で容積移転することもできる。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>原則として、都市基盤の整った街区が対象</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>●有効な空地の確保、壁面の位置の制限等と併せ、容積率、斜線制限、絶対高さ制限等を緩和</p> </div> </div> 
	<p>(主な事務内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定街区で面積が1haを超えるものに関する都市計画決定(法第15条) 	
	<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定街区で面積が1ha以下のものに関する都市計画決定については特別区が行っている。 	
	<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況): 無</p>	
<p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定街区に関する都市計画は、市町村が定めるべきものであるが、法第87条の4及び法施行令第46条の規定により、1haを超えるものについては、都が定める。 	<p>※平成12年4月1日より面積1ha以下の特定街区については、都市計画決定が特別区に移管された。改正理由は、次のように説明されている。(都市計画法令研究会編著『地方分権後の改正都市計画法のポイント』)</p> <p>現行制度上、特定街区については、公共施設に対する影響が区の区域を超えて広域的に及ぶものであり、都が一体的に処理する必要があるとして、都が決定することとされている。しかし、1ha以下のものであれば、これまでの実態からみて、その影響が、区の区域を超えて広域的に及ぶことはない範囲にとどまる蓋然性が高く、区が決定してよいと考えられる。</p>	

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

①

法令に基づく事務

1 都市計画決定に関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 都市計画決定に関する事務											
(2) 水道等に関する都市計画決定	水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、市場及びと畜場に関する都市計画決定を行う。	区						○		<p>○本来基礎自治体の事務であり、施設の種類の決定権者を区分けする必然性は無い。該当施設以外のは区が処理しており、該当施設についても、地域の実情に応じて計画決定できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。地元周辺地域への影響を考慮しつつ、住民の合意を得ながら総合的に計画決定を行うことが期待できる。なお、区に移管するには、法改正が必要である。</p>	区
		都	○				○	○		<p>○特別区の区域は一つの都市計画区域として指定されており、一体の都市として総合的に整備・開発・保全することとされているため、影響が区の区域を越え広域に及ぶなど広域的観点から定めるべき都市計画については都が定めるべきである。</p> <p>○水道、電気供給施設、ガス供給施設及び下水道に関する都市計画は、土地利用の現況（住宅・業務施設等がどこでどのような規模で存在するか）等を勘案して定めることが必要である。特別区においては、市町村が決定する都市計画のうち広域的影響があるものについては都が決定することとされているため、水道、電気供給施設、ガス供給施設及び下水道については、広域的観点から決定すべきものである。</p> <p>○また、市場・と畜場は、23区を一体の供給対象として、都市内における機能配置を勘案して決定すべきものである。</p> <p>よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。</p>	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

①

大区分 1 中区分 1 小区分 (2)

事業名		水道等に関する都市計画決定		<p>< 考え方 ></p> <p>○特別区の区域は一つの都市計画区域として指定されており、一体の都市として総合的に整備・開発・保全することとされているため、影響が区の区域を越え広域に及ぶなど広域的観点から定めるべき都市計画については都が定めるべきである。</p> <p>○水道、電気供給施設、ガス供給施設及び下水道に関する都市計画は、土地利用の現況（住宅・業務施設等がどこでどのような規模で存在するか）等を勘案して定めることが必要である。特別区においては、市町村が決定する都市計画のうち広域的影響があるものについては都が決定することとされているため、水道、電気供給施設、ガス供給施設及び下水道については、広域的観点から決定すべきものである。</p> <p>○また、市場・と畜場は、23区を一体の供給対象として、都市内における機能配置を勘案して決定すべきものである。</p> <p>よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。</p>
担当		都市整備局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		<input checked="" type="radio"/>	
	チェック	理由 水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、市場及びと畜場に関する都市計画については、23区を一つの都市として、広域的な観点から決定すべきものである。		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		<input type="radio"/>	
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		<input type="radio"/>	
	チェック	理由		
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		<input type="radio"/>	
チェック	理由			
業	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		<input checked="" type="radio"/>	
	チェック	理由 特別区の区域は、一つの都市計画区域として指定されており、一体の都市として総合的に整備・開発・保全することとされている。都市の安全性や機能性の向上を図るためには、水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、市場及びと畜場に関する都市計画については、都が総合的・広域的な視点で一体的に処理する必要がある。		
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
評	チェック	理由 都市計画法第87条の4第1項及び同法施行令第46条第2号の規定により、水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、市場及びと畜場に関する都市計画については、都が定めることとされている。	<input checked="" type="radio"/>	
	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
	チェック	理由		
価			<input type="radio"/>	
総合評価				
		都	区	保

検討対象事務評価個票

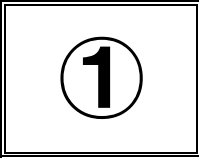
〔区〕

①

大区分 1 中区分 1 小区分 (2)

事業名		水道等に関する都市計画決定		<p>＜ 考え方 ＞</p> <p>○本来、基礎自治体の事務であり、施設の種類の決定権者を区分けする必然性は無い。</p> <p>該当施設以外のものは区が処理しており、該当施設についても、各区の区域を越えて配置されている等の広域性は有するものの、各区で体制を整え、必要に応じ、23区間の連携を図ることで対応が可能と考えられる。判断基準に照らして、都が実施しなければならない特別な事情はなく、地元周辺地域への影響を考慮しつつ、地域の実情や課題に応じて、総合的に計画決定を行う観点から、法改正も含め、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業自体は広域性を有するとしても、それぞれの地域における実情や課題に応じて判断する必要があり、施設の種類によって、都による広域的な処理や一体的処理が必要となるとは言えない。 ・広域的視点からの判断等も必要であるが、該当区で体制を整えれば、都のノウハウを継承することで、専門性の確保も可能であり、また事業効果や効率に支障は生じない。 <p>○本事業は市の事務をあえて都の事務としているものであることから、事務処理特例による移管には馴染まず、法改正が必要であると考えられる。</p> <p>○特別区が担うことにより、以下のような効果が期待できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区が都市計画を包括的に担うことにより、地元周辺地域への影響を考慮しつつ、地域の実情や課題に応じて、総合的に計画決定を行うことができる。 ・より地域に近い区が実施することで、住民の合意形成など地域の実情に応じた柔軟な対応が図れる。 					
担当局		都市整備局							
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。								
	チェック	理由							
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。								
	チェック	理由							
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
	チェック	理由							
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
チェック	理由								
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。									
チェック	理由								
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。									
チェック	理由	<p>○</p> <p>本事業は市の事務をあえて都の事務としているものであることから、事務処理特例による移管には馴染まず、法改正が必要である。</p>							
(7) その他特段の事情があるかどうか。									
チェック	理由								
			<table border="1"> <tr> <th colspan="3">総合評価</th> </tr> <tr> <td>都</td> <td>① 区</td> <td>保</td> </tr> </table>	総合評価			都	① 区	保
総合評価									
都	① 区	保							

検討対象事務の内容



大区分 1 中区分 1 小区分 (2)

事業名	水道等に関する都市計画決定	<p>(都における事務処理の状況：平成18年3月31日現在)</p> <p>(1) 水道(東京都水道局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区部においては、昭和11年に17,554haの計画決定がされて以来、着実な整備が行われた結果、昭和63年には給水普及率100%を達成した。 <p>(2) 下水道(東京都下水道局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区部においては、全体で56,375ha(下水管渠217,850m、ポンプ場87箇所、処理施設18箇所)が計画決定されて以来、着実な整備が行われた結果、平成6年度末で下水の普及率100%を達成した。 <p>(3) 市場(東京都中央卸売市場)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の中央卸売市場は、区部には、大正13年に1本場2市場が都市計画決定されたのに始まり、10市場が都市計画施設として開場されている。なお、淀橋市場松原分場は、平成20年7月に廃止し、世田谷市場に統合した。 <p>(4) と畜場(東京都中央卸売市場)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芝浦と畜場は、昭和5年に都市計画決定され、現在は、中央卸売市場の食肉市場と一体で運営されている。 <p>※水道等に関する都市計画は、市町村が定めるべきものであるが、都市計画法第87条の4及び同法施行令第46条の規定により、都が定める。この特例の趣旨は、次のように説明されている(都市計画法研究会編著『地方分権後の改正都市計画法のポイント』)。</p> <p>(1) 23区は、全体として一つの都市計画区域を形成しているように、一体的な都市としての性格を有するものであること。</p> <p>(2) 水道、電気供給施設及びガス供給施設に関する都市計画は、土地利用の現況(住宅・業務施設等がどこどのような規模で存在するか)等を勘案して定めることが必要であること。また、特別区の存する区域においては、水道事業の経営主体及び公共下水道の管理者は、都とされていること。</p> <p>(3) 市場・と畜場は、23区を一体の供給対象として、都市内における機能配置を勘案して決定すべきものであること。</p>
担当	都市整備局	
事 務 の 内 容	(事務の概要)	
	(主な事務内容)	
	(特別区における事務処理の状況)	
	(標記事務の移管・委託等に関する状況)：無	
	(その他)	

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

①

法令に基づく事務

1 都市計画決定に関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 都市計画決定に関する事務											
(3)大規模な再開発等促進区を定める地区計画等に関する都市計画決定	再開発等促進区を定める地区計画又は沿道再開発等促進区を定める沿道地区計画でそれぞれの促進区の面積が3ヘクタールを超えるものについて都市計画決定を行う。	区						○		<p>○本来基礎自治体の事務であり、面積規模で決定権者を区分けする必然性は無い。3ha以下のものは区が処理しており、3haを超えるものについても、地域の実情に応じて計画決定できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。地元周辺地域への影響を考慮しつつ、住民の合意を得ながら総合的に計画決定を行うことが期待できる。なお、区に移管するには、法改正が必要である。</p>	区
		都	○				○	○		<p>○特別区の区域は一つの都市計画区域として指定されており、一体の都市として総合的に整備・開発・保全することとされているため、影響が区の区域を越え広域に及ぶなど広域的観点から定めるべき都市計画については都が定めるべきである。</p> <p>○面積が3haを超える再開発等促進区を定める地区計画等においては、容積率の最高限度・高さの制限等の緩和や発生交通量の増加等の影響が周辺市街地にまで及ぶため、広域的な見地から検討・調整を行い、周辺市街地を含め、都市機能に適応した良好な環境の街区形成を図る必要がある。</p> <p>よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。</p>	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

①

大区分 1 中区分 1 小区分 (3)

事業名		大規模な再開発等促進区を定める地区計画等に関する都市計画決定		<p>< 考え方 ></p> <p>○特別区の区域は一つの都市計画区域として指定されており、一体の都市として総合的に整備・開発・保全することとされているため、影響が区の区域を越え広域に及ぶなど広域的観点から定めるべき都市計画については都が定めるべきである。</p> <p>○面積が3haを超える再開発等促進区を定める地区計画等においては、容積率の最高限度・高さの制限等の緩和や発生交通量の増加等の影響が周辺市街地にまで及ぶため、広域的な見地から検討・調整を行い、周辺市街地を含め、都市機能に適応した良好な環境の街区形成を図る必要がある。</p> <p>よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。</p>
担当		都市整備局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		<p>理由 面積が3haを超える再開発等促進区を定める地区計画等においては、容積率の最高限度・高さの制限等の緩和や発生交通量の増加等の影響が周辺市街地にまで及ぶため、広域的な見地から検討・調整を行い、周辺市街地を含め、都市機能に適応した良好な環境の街区形成を図る必要がある。</p>	
	チェック	理由		
	○			
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
業	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
評	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由 特別区の区域は、一つの都市計画区域として指定されており、一体の都市として総合的に整備・開発・保全することとされている。3haを超える再開発等促進区を定める地区計画等は周辺環境に与える影響が大きいため、都市の安全性や機能性の向上を図るためには、都が総合的・広域的な視点で一体的に処理する必要がある。		
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック	理由 都市計画法第87条の4第1項及び同法施行令第46条第3号の規定により、再開発等促進区を定める地区計画又は沿道再開発等促進区を定める沿道地区計画でそれぞれの促進区の面積が3haを超えるものについては、都が定めることとされている。		
	○			
	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
チェック	理由			

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票

〔区〕

①

大区分 1 中区分 1 小区分 (3)

事業名	大規模な再開発等促進区を定める地区計画等に関する都市計画決定	
担当局	都市整備局	
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
チェック	理由	
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック	理由	
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
チェック	理由	
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック	理由	
○	本事業は市の事務をあえて都の事務としているものであることから、事務処理特例による移管には馴染まず、法改正が必要である。	
(7) その他特段の事情があるかどうか。		
チェック	理由	

< 考え方 >		
<p>○本来、基礎自治体の事務であり、面積規模で決定権者を分けする必然性は無い。3 ha以下のものは区が処理しており、3 haを超えるものについても、地域的な偏在や量的差異はあるが、各区において体制を整備すれば対応可能と考えられる。判断基準に照らして、都が実施しなければならない特別な事情はなく、地元周辺地域への影響を考慮しつつ、地域の実情や課題に応じて、総合的に計画決定を行う観点から、法改正も含め、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定の地域内で処理する事務であり、既に3 ha以下のものは区で処理しているので、3 haを超えたからといって、都による広域的な処理や一体的処理が必要となるとは言えない。 ・地域的な偏在や量的差異はあるが、現在も区が調整・協議の場に保われており、該当区で体制を整えれば、都のノウハウを継承することで、専門性の確保も可能であり、また事業効果や効率に支障は生じない。 <p>○本事業は市の事務をあえて都の事務としているものであることから、事務処理特例による移管には馴染まず、法改正が必要である。</p> <p>○特別区が担うことにより、以下のような効果が期待できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区が都市計画を包括的に担うことにより、地元周辺地域への影響を考慮しつつ、地域の実情や課題に応じて、総合的に計画決定を行うことができる。 ・より地域に近い区が実施することで、住民の合意形成など地域の実情に応じた柔軟な対応が図れる。 		
総合評価		
都	①	保

検討対象事務の内容

①

大区分 1 中区分 1 小区分 (3)

事業名	大規模な再開発等促進区を定める地区計画等に関する都市計画決定	
担当	都市整備局	
事務の内容	<p>(事務の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法(以下、「法」という。)に基づき、再開発等促進区を定める地区計画又は沿道再開発等促進区を定める沿道地区計画でそれぞれの促進区の面積が3haを超えるものについて都市計画決定を行う。 	<p>(都における事務処理の状況:平成18年3月31日現在)</p> <p>(再開発等促進区を定める地区計画について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まとまった規模を有する低・未利用地(工場、鉄道停車場、港湾施設の跡地等)の土地利用転換を図り、建築物と公共施設の整備を一体的かつ総合的に計画することにより、土地の有効利用、都市機能の増進、住宅・業務床の供給の促進、地域の活性化の拠点づくり等を誘導する手法である(平成15年に再開発地区計画と住宅地高度利用地区計画を統合)。 ・この地区計画に適合する建築物等で、容積率、建ぺい率、用途の制限及び建築物の高さの制限等に関して、特定行政庁が、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて認定又は許可したのものについては、一般規制を超えることができる。 ・平成18年3月31日現在、特別区の存する区域内には46地区、約937haの再開発等促進区を定める地区計画があり、うち促進区的面積が3haを超えるものが42地区、約927haである。 <p>(3ha超の地区計画の例)</p> <p>江東区・有明南地区(107ha)、中央区・晴海地区(90ha)、港区・汐留地区(25ha)、 江戸川区・臨海町二丁目地区(21ha)、墨田区・両国駅北口地区(15ha)</p> <p>(沿道再開発等促進区を定める沿道地区計画について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成15年施行の都市計画法等の改正により創設された制度であり、沿道整備道路沿いの相当程度の低・未利用地等において、必要な公共施設の整備を行いつつ一体的に再開発することにより、道路交通騒音による障害の防止に寄与しつつ、土地の高度利用と都市機能の増進を図る制度である。 ・平成18年3月31日現在、都による指定は行われていない。
	<p>(主な事務内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再開発等促進区を定める地区計画又は沿道再開発等促進区を定める沿道地区計画でそれぞれの促進区的面積が3haを超えるものに関する都市計画決定(法第15条) 	
内容	<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再開発等促進区を定める地区計画又は沿道再開発等促進区を定める沿道地区計画でそれぞれの促進区的面積が3ha以下のものに関する都市計画決定については特別区が行っている。 	<p>※平成12年4月1日より面積3ha以下の再開発地区計画及び住宅地高度利用地区計画については、都市計画決定が特別区に移管された。改正理由は、次のように説明されている。(都市計画法令研究会編著『地方分権後の改正都市計画法のポイント』)</p> <p>特別区の自主性・自律性の強化の観点から、1ha以下の特定街区の決定権限を特別区に移譲するのに併せ、再開発地区計画・住宅地高度利用地区計画についても一定の小規模なものの決定権限を特別区に移譲することにする。この際、再開発地区計画等が都市へ与えるインパクトは、同規模の市街地再開発事業に匹敵すると考えられることから、市街地再開発事業と同様、面積が3ha以下の再開発地区計画、住宅地高度利用地区計画の決定権限を特別区に移譲することとした。</p>
	<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況):無</p>	
	<p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な再開発等促進区を定める地区計画及び沿道再開発等促進区を定める沿道地区計画に関する都市計画は、市町村が定めるべきものであるが、法第87条の4及び法施行令第46条の規定により、都が定める。 	

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

②

法令に基づく事務

1 延床1万㎡超の建築物にかかる建築確認等の事務											
事 務 名	概要及び備考	評価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総合 評価
1 建築主事の事務											
(1) 延べ面積が1万㎡を超える建築物等に係る建築主事の事務	延べ面積が1万㎡を超える建築物及び法律等により都知事の許可を必要とする建築物又は工作物に係る建築主事の事務を行う。	区								○面積規模や施設の種類等で権限を区分けする必然性はない。1万㎡以下のものは区が処理しており、また、指定確認検査機関は、建築規模に関係なく扱っている。1万㎡を超えるもの等についても、地域の実情に応じて処理できるよう、区が担う方向で検討すべきである。特別区の区域内における建築物に係る権限と窓口が一本化され、確認申請等の手続きが短縮され建築主等の負担が軽減することが期待できる。	区
		都	○	○	○	○				○特別区の区域は一つの都市計画区域として指定されており、一体の都市として総合的に整備・開発・保全することとされている。延べ面積が1万㎡を超える建築物については、各種都市施設への負荷や周辺環境に与える影響が著しく大きいため、都が一体的に処理する必要がある。 ○また、延べ面積が1万㎡を超える建築物では確認審査項目が多くなり、その審査に当たって専門的な知識が求められる。 よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

②

大区分 1 中区分 1 小区分 (1)

事業名	延べ面積が1万㎡を超える建築物等に係る建築主事の事務	< 考え方 >
担当	都市整備局	<p>○特別区の区域は一つの都市計画区域として指定されており、一体の都市として総合的に整備・開発・保全することとされている。延べ面積が1万㎡を超える建築物については、各種都市施設への負荷や周辺環境に与える影響が著しく大きいため、都が一体的に処理する必要がある。</p> <p>○また、延べ面積が1万㎡を超える建築物では確認審査項目が多くなり、その審査に当たって専門的な知識が求められる。</p> <p>よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。</p>
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	
	○	
業	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	
	○	
評	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	
	○	
価	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	
	○	理由
価	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	
	○	理由 特別区の区域は一つの都市計画区域として指定されており、一体の都市として総合的に整備・開発・保全することとされている。延べ面積が1万㎡を超える建築物については、各種都市施設への負荷や周辺環境に与える影響が著しく大きいため、都市の安全性や機能性の向上を図るためには、都が一体的に処理する必要がある。
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。	
	チェック	
	○	理由 建築基準法第97条の3及び同法施行令第149条の規定により、都の事務とされている。
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。	
	チェック	
	○	理由

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票

〔区〕

②

大区分 1 中区分 1 小区分 (1)

事業名		延べ面積が1万㎡を超える建築物等に係る建築主事の事務		<p>＜ 考え方 ＞</p> <p>○面積規模や施設の種類の種類等で権限を区分けする必然性はない。1万㎡以下のものは区が処理しており、また、指定確認検査機関は、建築規模に関係なく扱っている。1万㎡を超えるもの等についても、各区において体制を整備すれば対応可能と考えられる。判断基準に照らして、都が実施しなければならない特別な事情はなく、地域の実情に応じて、権限を一本化して処理する観点から、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>・指定確認検査機関が建物規模に関係なく扱っている。また区は、面積1万㎡以下の案件において実績やノウハウを有していることから、面積要件等によって、都による広域的な処理や一体的処理が必要となるとは言えず、また、事業効果や効率、あるいは専門性、事業規模等の点で区が処理することが困難な事務とは言えない。</p> <p>○事務処理特例により移管することで、法令上の制約は受けないものと考えられる。</p> <p>○特別区が担うことにより、特別区の区域内における建築物に係る権限と窓口が一本化され、確認申請等の手続きが短縮され建築主等の負担が軽減することが期待できる。</p>					
担当局		都市整備局							
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。								
	チェック	理由							
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。								
	チェック	理由							
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
	チェック	理由							
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
チェック	理由								
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。									
チェック	理由								
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。									
チェック	理由								
(7) その他特段の事情があるかどうか。									
チェック	理由								
<table border="1" style="float: right;"> <tr> <td colspan="3">総合評価</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">都</td> <td style="text-align: center;">② 区</td> <td style="text-align: center;">保</td> </tr> </table>				総合評価			都	② 区	保
総合評価									
都	② 区	保							

検討対象事務の内容

②

大区分 1 中区分 1 小区分 (1)

事業名	延べ面積が1万㎡を超える建築物等に係る建築主事の事務																															
担当	都市整備局																															
事務の内容	<p>(事務の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法(以下、「法」という。)に基づき、①延べ面積が1万㎡を超える建築物(当該建築物に附置する工作物及び当該建築物に設ける建築設備を含む。)及び②法律等により都知事の許可を必要とする建築物(当該建築物に附置する工作物及び当該建築物に設ける建築設備を含む。)又は工作物に係る建築主事の事務を行う。 	<p>(都における事務処理の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区部において平成17年に着工した建築物31,925棟(床面積14,545,888㎡)のうち、床面積1万㎡以上のものは以下のとおりである。 																														
	<p>(主な事務内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の建築等に関する確認(法第6条及び第87条) ・建築物に関する完了検査(法第7条、第7条の2及び第87条) ・建築物に関する中間検査(法第7条の3及び第7条の4) ・完了検査申請受理後の仮使用の承認(法第7条の6) ・報告・検査等(法第12条) ・計画通知(法第18条及び第87条) ・確認に関する消防長等の同意の要求等(法第93条) 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>㎡</th> <th>1万～19,999</th> <th>2万～29,999</th> <th>3万～49,999</th> <th>5万㎡以上</th> <th>計(1万㎡以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築物の数(棟)</td> <td>86</td> <td>23</td> <td>21</td> <td>26</td> <td>156</td> </tr> <tr> <td>(%)</td> <td>0.3</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>床面積の合計(㎡)</td> <td>1,187,036</td> <td>552,628</td> <td>739,808</td> <td>2,952,029</td> <td>5,431,501</td> </tr> <tr> <td>(%)</td> <td>8.2</td> <td>3.8</td> <td>5.1</td> <td>20.3</td> <td>37.3</td> </tr> </tbody> </table>	㎡	1万～19,999	2万～29,999	3万～49,999	5万㎡以上	計(1万㎡以上)	建築物の数(棟)	86	23	21	26	156	(%)	0.3	0.1	0.1	0.1	0.5	床面積の合計(㎡)	1,187,036	552,628	739,808	2,952,029	5,431,501	(%)	8.2	3.8	5.1	20.3	37.3
	㎡	1万～19,999	2万～29,999	3万～49,999	5万㎡以上	計(1万㎡以上)																										
	建築物の数(棟)	86	23	21	26	156																										
(%)	0.3	0.1	0.1	0.1	0.5																											
床面積の合計(㎡)	1,187,036	552,628	739,808	2,952,029	5,431,501																											
(%)	8.2	3.8	5.1	20.3	37.3																											
<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年の東京都都市整備局市街地建築部への確認申請は208件、計画通知は110件であった。 																																
<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築主事の事務のうち、事務の概要欄の①及び②に係るもの以外の事務については、特別区の建築主事がつかさどる。 	<p>(参考:指定確認検査機関について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成10年の建築基準法改正により、建築確認、完了検査及び中間検査に代えて、指定確認検査機関の確認、完了検査及び中間検査を受けることができることとなった。平成17年において、東京都都市整備局市街地建築部が所管する建築物のうち、指定確認検査機関が確認を行ったものは238件である。 																															
<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況):無</p>																																
<p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築主事の事務のうち、事務の概要欄の①及び②に係るものについては、法第97条の3及び法施行令第149条により都の建築主事がつかさどる。 																																

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

②

法令に基づく事務

1 延床1万㎡超の建築物にかかる建築確認等の事務											
事 務 名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
2 特定行政庁の事務											
(1) 延べ面積が1万㎡を超える建築物等に係る特定行政庁の事務	都の建築主事の確認対象となる建築物等に係る特定行政庁の事務を行う。	区								<p>○建築主事の事務を特別区が担う方向で検討することに連動して、区が担う方向で検討すべきである。</p>	区
		都	○	○	○	○				<p>○当該事務は、都市計画で定められた地域・地区等の土地利用計画に即した建築規制を行うことにより、秩序ある都市の形成をめざすものである。このため、②-1-1-(1)「延べ面積が1万㎡を超える建築物に係る建築主事の事務」と密接に関連しており、一体で判断する必要がある。</p> <p>○特別区は一つの都市計画区域に指定されており、一体の都市として総合的に整備・開発・保全することとされていることなどから、延べ面積が1万㎡を超える建築物等に係る特定行政庁の事務は、建築主事の事務と同様に都が一体的に処理する必要がある。</p> <p>よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。</p>	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

②

大区分 1 中区分 2 小区分 (1)

事業名	延べ面積が1万㎡を超える建築物等に係る特定行政庁の事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○当該事務は、都市計画で定められた地域・地区等の土地利用計画に即した建築規制を行うことにより、秩序ある都市の形成をめざすものである。このため、②-1-1-1(1)「延べ面積が1万㎡を超える建築物に係る建築主事の事務」と密接に関連しており、一体で判断する必要がある。</p> <p>○特別区は一つの都市計画区域に指定されており、一体の都市として総合的に整備・開発・保全することとされていることなどから、延べ面積が1万㎡を超える建築物等に係る特定行政庁の事務は、建築主事の事務と同様に都が一体的に処理する必要がある。</p> <p>よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。</p>						
担当	都市整備局								
事	チェック	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。							
	○	理由 特別区の区域は、一つの都市計画区域に指定されており、一体の都市として総合的に整備・開発・保全することとされている。延べ面積が1万㎡を超える建築物については、各種都市施設への負荷や周辺環境に与える影響が著しく大きいと、都市計画面から都が総合的・広域的な視点で一体的に処理する必要がある。							
	チェック	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。							
業	理由								
	チェック	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。							
	○	理由 延べ面積が1万㎡を超える建築物では確認審査項目が多くなり、その審査に当たって意匠では高層面積区画及び隣地斜線制限、防災面では特別避難階段の設置及び非常用昇降機の設置、構造では保有水平耐力の計算などの専門的な知識が求められる。							
評	チェック	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。							
	理由								
	○	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。							
価	理由	理由 特別区の区域は、一つの都市計画区域に指定されており、一体の都市として総合的に整備・開発・保全することとされている。延べ面積が1万㎡を超える建築物については、各種都市施設への負荷や周辺環境に与える影響が著しく大きいと、都市の安全性や機能性の向上を図るためには、都市計画面から都が総合的・広域的な視点で一体的に処理する必要がある。							
	チェック	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。							
	○	理由 建築基準法第97条の3及び同法施行令第149条の規定により、都の事務とされている。							
価	チェック	(7) その他特段の事情があるかどうか。							
	理由								
			<table border="1"> <tr> <th colspan="3">総合評価</th> </tr> <tr> <td>都</td> <td>区</td> <td>保</td> </tr> </table>	総合評価			都	区	保
総合評価									
都	区	保							

検討対象事務評価個票

〔区〕

②

大区分 1 中区分 2 小区分 (1)

	事業名 延べ面積が1万㎡を超える建築物等に係る特定行政庁の事務 担当局 都市整備局	< 考え方 > ○建築主事の事務を特別区が担う方向で検討することに連動した整理が必要である。						
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。							
	チェック		理由					
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。							
	チェック		理由					
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。							
	チェック		理由					
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。							
業	チェック	理由						
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。							
	チェック	理由						
評	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。							
	チェック	理由						
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。							
	チェック	理由						
		<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">総合評価</td> </tr> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">都</td> <td style="width: 33%; text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 区 </div> </td> <td style="width: 33%; text-align: center;">保</td> </tr> </table>	総合評価			都	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 区 </div>	保
総合評価								
都	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 区 </div>	保						

検討対象事務の内容

②

大区分 1 中区分 2 小区分 (1)

事業名	延べ面積が1万㎡を超える建築物等に係る特定行政庁の事務	(都における事務処理の状況) ・別紙参照
担当	都市整備局	
事 務 の 内 容	(事務の概要) ・建築基準法(以下、「法」という。)に基づき、都の建築主事の確認対象となる建築物等(※)に係る特定行政庁の事務を行う。 (※)①延べ面積が1万㎡を超える建築物(当該建築物に附置する工作物及び当該建築物に設ける建築設備を含む。)、②法律等により都知事の許可を必要とする建築物(当該建築物に附置する工作物及び当該建築物に設ける建築設備を含む。)又は工作物	
	(主な事務内容) 事 ・承認、許可及び認定(別紙) ・違反建築物に対する措置(法第9条) ・指定建築物等の定期報告の受理(法第12条) ・所有者、設計者、指定確認検査機関等から工事計画、施工状況の報告を求めること。(法第12条) 務 ・法の規定による処分の手帳整備、書類の閲覧に関すること(建築基準法第12条・第93条の2) ・指定確認検査機関への立入検査等(同第77条の31) ・建築基準法施行に関する規則を定めること。	
	(特別区における事務処理の状況) ・特定行政庁の事務のうち、事務の概要欄の①及び②に係るもの以外の事務については、特別区の長が行う。	
	(標記事務の移管・委託等に関する状況):無	
(その他) ・特定行政庁の事務のうち、事務の概要欄の①及び②に係るものについては、法第97条の3及び法施行令第149条により都知事に留保されている。		

特定行政庁が行う承認、許可及び認定（主なもの）

1 総則的規定に関するもの

内容	建築基準法	件数
原形を再現する建築物の適用除外認定	第3条	0
検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用承認	第7条の6 第18条 第87条の2 第88条	45 26

2 建築物又はその敷地と道路又は壁面線との関係等に関するもの

内容	建築基準法	件数
建築物の敷地と道路との関係の建築許可	第43条	5
道路内における建築許可・認定	第44条	4
壁面線外における建築許可	第47条	0

3 建築物の用途に関するもの

内容	建築基準法	件数
用途地域における建築等許可	第48条 第87条 第88条	6
特殊建築物等敷地許可	第51条 第87条 第88条	3

4 建築物の敷地及び構造に関するもの

内容	建築基準法	件数
建築物の容積率の特例許可	第52条	7
建築物の①建ぺい率の特例許可、②建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可	第53条	0
建築物の敷地面積の制限の適用除外に係る許可	第53条の2 第57条の5	0
建築物の高さの特例認定及び許可	第55条	2
日影による建築物の高さの特例許可	第56条の2	16
高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定	第57条	0
特例容積率適用地区内における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可	第57条の4	0
高度利用地区における建築物の①容積率、建ぺい率、建築面積又は壁面の位置の特例許可、②各部分の高さの許可	第59条	0
敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可	第59条の2	27

5 都市再生特別地区に関するもの

内容	建築基準法	件数
都市再生特別地区内の建築物の容積率、建ぺい率、建築面積、高さ又は壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可	第 60 条の 2	0

6 特定防災街区整備地区に関するもの

内容	建築基準法	件数
特定防災街区整備地区内の建築物の①敷地面積の制限の適用除外に係る許可、②壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可、③間口率及び高さに関する制限の適用除外に係る許可	第 67 条の 2	0

7 景観地区に関するもの

内容	建築基準法	件数
景観地区内の建築物の①高さ、壁面の位置又は敷地面積に関する制限の適用除外に係る許可、②各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定	第 68 条	0

8 地区計画等の区域に関するもの

内容	建築基準法	件数
再開発等促進区等内の建築物の①容積率、建築物の建ぺい率又は建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定、②各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可	第 68 条の 3	14
建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに区分して定める地区計画等の区域内の建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定	第 68 条の 4	9
高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域内の建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可	第 68 条の 5 の 2	0
区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内の建築物の容積率又は建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定	第 68 条の 5 の 4	3
地区計画等の区域内の建築物の建ぺい率の特例認定	第 68 条の 5 の 5	0
予定道路に係る建築物の容積率の特例許可	第 68 条の 7	0

9 その他

内容	建築基準法	件数
仮設建築物建築許可	第 85 条	36
①一団地内に建築される一又は二以上の構えを成す建築物の特例認定、②既存建築物を前提として総合的見地から設計した建築物の特例認定、③一団地内に建築される一又は二以上の構えを成す建築物の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の各部分の高さ又は容積率に関する特例許可、④既存建築物を前提として総合的見地から設計した建築物の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の各部分の高さ又は容積率に関する特例許可	第 86 条	19
①一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定、②一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物以外の建築物の建築に関する特例許可	第 86 条の 2	42
一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定	第 86 条の 6	0
既存の一の建築物について二以上の工事に分けて工事を行う場合の当該二以上の工事の全体計画に関する認定等	第 86 条の 8	4

※ 表中の「件数」とは、建築基準法第 97 条の 3 及び同法施行令第 149 条の規定（特別区の特例）に基づき、特別区の区域において都が承認、許可又は認定した件数をいう（平成 18 年度実績）。

※ 原形を再現する建築物の適用除外認定を除き、上記の事務に係る申請書の受理、通知書の交付等の経由事務は、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の規定により、いずれも各特別区が行っている。

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

②

法令に基づく事務

1 延床1万㎡超の建築物にかかる建築確認等の事務											
事 務 名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
2 特定行政庁の事務											
(2) 中間検査に係る特定工程の指定	中間検査を要する工事の工程の指定を行う。	区								<p>○特定行政庁の権限を一般の建築主事設置市と異なる取扱いとする必然性はない。本事業は、地域の建築物の動向や工事に関する状況を勘案して指定するものであり、地域の実情を把握している区が担う方向で検討すべきである。特別区の区域内における建築物に係る権限と窓口が一本化され、確認申請等の手続きが短縮され建築主等の負担が軽減することが期待できる。</p>	区
		都	○				○	○		<p>○中間検査制度は、阪神・淡路大震災で施工の不備が原因と考えられる建築物の被害が多く見られ、施工段階での検査の重要性が改めて認識されたことなどを踏まえ創設された。 ○中間検査の対象となる特定工程は、法に規定される工程のほか、特定行政庁が当該地方の建築物の建築の動向又は工事に関する状況その他の事情を勘案して指定することとされている。 ○特別区の存する区域は、密集市街地が連たんしており、一つの都市計画区域として指定されている。こうした中で都市の安全性を確保するためには、都が特定工程の指定を統一的に行う必要がある。</p> <p>よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。</p>	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

②

大区分 1 中区分 2 小区分 (2)

事業名	中間検査に係る特定工程の指定		<p>< 考え方 ></p> <p>○中間検査制度は、阪神・淡路大震災で施工の不備が原因と考えられる建築物の被害が多く見られ、施工段階での検査の重要性が改めて認識されたことなどを踏まえ創設された。</p> <p>○中間検査の対象となる特定工程は、法に規定される工程のほか、特定行政庁が当該地方の建築物の建築の動向又は工事に關する状況その他の事情を勘案して指定することとされている。</p> <p>○特別区の存する区域は、密集市街地が連たんしており、一つの都市計画区域として指定されている。こうした中で都市の安全性を確保するためには、都が特定工程の指定を統一的行う必要がある。</p> <p>よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。</p>
担当	都市整備局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由 特別区の区域は、密集市街地が連たんしており、一つの都市計画区域として指定されている。こうした中で都市の安全性を確保するためには、都が特定工程の指定を統一に行う必要がある。	
	○		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
	チェック	理由	
業	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由	
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由 特別区の区域は、密集市街地が連たんしており、一つの都市計画区域として指定されている。こうした中で都市の安全性を確保するためには、都が特定工程の指定を統一に行う必要がある。	
	○		
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック	理由 建築基準法第97条の3及び同法施行令第149条の規定により、都の事務とされている。		
○			
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。		
	チェック	理由	

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票

〔区〕

②

大区分 1 中区分 2 小区分 (2)

事業名		中間検査に係る特定工程の指定		<p>< 考え方 ></p> <p>○特定行政庁の権限を一般の建築主事設置市と異なる取扱いとする必然性はない。本事業は、地域の建築物の動向や工事に関する状況を勘案して指定するものであり、判断基準に照らして、都が実施しなければならない特別な事情はなく、地域の実情を把握している特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○事務処理特例により移管することで、法令上の制約は受けないものと考えられる。</p> <p>○特別区が担うことにより、特別区の区域内における建築物に係る権限と窓口が一本化され、確認申請等の手続きが短縮され建築主等の負担が軽減することが期待できる。</p>
担当局		都市整備局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック		理由		
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
	チェック	理由		
				総合評価
				都 ② 保

検討対象事務の内容



大区分 1 中区分 2 小区分 (2)

事業名	中間検査に係る特定工程の指定	<p>(都における事務処理の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京都では、平成11年東京都告示第690号、平成16年東京都告示第925号及び平成19年東京都告示第765号により特定工程の指定を行っている。 対象区域 23区、市(八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、町田市及び日野市の区域を除く。)、瑞穂町、日の出町、奥多摩町及び檜原村の区域 中間検査を行う期間 平成19年6月20日から平成22年6月30日まで 中間検査対象となる建築物 構造に関わらず、3階建て以上(地階を除く)すべてのもの。ただし、法第7条の3第1項第1号で定めるもの(階数が3以上である共同住宅の床及びはりに鉄筋を配置する工事の工程)を除く。 中間検査を行う工程(特定工程) ①木造は屋根工事、②鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造は1階の鉄骨建て方工事、③鉄筋コンクリート造は2階床、梁の配筋工事、④その他の構造は2階の床工事、⑤延べ面積10,000㎡を超えるものは基礎の配筋工事 適用の除外 ①法第68条の20(認証型式部材等)、②法第85条(仮設建築物)
担当	都市整備局	
事 務 の 内 容	<p>(事務の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築基準法(以下、「法」という。)に基づき、中間検査を要する工事の工程の指定を行う。 	
	<p>(主な事務内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 中間検査を要する工事の工程の指定(法第7条の3) (中間検査の特定工程) 建築主は、特定工程に係る工事を終了ときは、その都度、建築主事の中間検査を申請しなければならない。特定工程は、政令で定めるもののほか、特定行政庁が、その地方の建築物の建築の動向又は工事に関する状況その他の事情を勘案して、区域、期間又は建築物の構造、用途若しくは規模を限って指定する。 	
	<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 標記の事務については、事務処理特例条例等に基づく都区の事務配分は行っていない。 	
	<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況):無</p>	
	<p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> 中間検査に係る特定工程の指定については、法第97条の3及び法施行令第149条により都知事がつかさどる。 	

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

②

法令に基づく事務

1 延床1万㎡超の建築物にかかる建築確認等の事務											
事 務 名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
2 特定行政庁の事務											
(3) 特殊建築物の敷地の位置の許可	卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置の許可を行う。	区								○建築物の種類で特定行政庁の権限を一般の建築主事設置市と異なる取扱いとする必然性はない。該当する施設以外のは区が処理しており、該当施設についても、地域の実情や課題に応じて処理できるよう、区が担う方向で検討すべきである。特別区の区域内における建築物に係る権限と窓口が一本化され、確認申請等の手続きが短縮され建築主等の負担が軽減することが期待できる。	区
		都	○				○	○		○卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設の特殊建築物の敷地の位置の許可については、都市計画との整合性を図る観点からこれらの都市計画決定権者が行うことが望ましい。 ○これらの建築物に関する都市計画決定は、広域的な観点から定める必要があることから、①-1-1-(2)「水道等に関する都市計画決定」及び④-59-1-(1)「都市計画区域内の開発行為許可などに関する事務」のとおり、都が定めるべきである。 よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

②

大区分 1 中区分 2 小区分 (3)

事業名	特殊建築物の敷地の位置の許可	< 考え方 >	
担当	都市整備局		
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	<p>○卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設の特殊建築物の敷地の位置の許可については、都市計画との整合性を図る観点からこれらの都市計画決定権者が行うことが望ましい。</p> <p>○これらの建築物に関する都市計画決定は、広域的な観点から定める必要があることから、①-1-1-(2)「水道等に関する都市計画決定」及び④-59-1-(1)「都市計画区域内の開発行為許可などに関する事務」のとおり、都が定めるべきである。</p> <p>よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。</p>	
	チェック		理由 卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設については特別区の区域を越えた広域なエリアを対象としているため、広域的な観点から都が都市計画を決定しており、都市計画との整合性を図る観点からは、都市計画決定権者である都が担うことが望ましい。
	○		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
	チェック		理由
	○		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック	理由		
○			
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由		
○			
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
チェック	理由 卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設については特別区の区域を越えた広域なエリアを対象としているため、広域的な観点から都が都市計画を決定しており、都市計画との整合性を図る観点からは、都市計画決定権者である都が担うことが望ましい。		
○			
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
チェック	理由 建築基準法第97条の3及び同法施行令第149条の規定により、都の事務とされている。		
○			
(7) その他特段の事情があるかどうか。			
チェック	理由		
○			

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票

〔区〕

②

大区分 1 中区分 2 小区分 (3)

事業名		特殊建築物の敷地の位置の許可		<p>< 考え方 ></p> <p>○建築物の種類によって特定行政庁の権限を一般の建築主事設置市と異なる取扱いとする必然性はない。該当する施設以外のは区が処理しており、該当施設についても、一定の広域的性格を有するものの、各区において体制を整備すれば対応可能と考えられる。判断基準に照らして、都が実施しなければならない特別な事情はなく、地域の実情や課題に応じて処理する観点から、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業自体は広域性を有するとしても、それぞれの地域における実情や課題に応じて判断する必要があり、施設の種類によって、都による広域的な処理や一体的処理が必要となるとは言えない。 ・広域的視点からの判断等も必要であるが、該当区で体制を整えれば、都のノウハウを継承することで、専門性の確保も可能であり、また事業効果や効率に支障は生じない。 <p>○事務処理特例により移管することで、法令上の制約は受けないものと考えられる。</p> <p>○特別区が担うことにより、区が策定する土地利用方針との整合性を図るなど、地域の実情にあった対応が可能となるほか、特別区の区域内における建築物に係る権限と窓口が一本化され、確認申請等の手続きが短縮され建築主等の負担が軽減することが期待できる。</p>
担当局		都市整備局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック		理由		
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。				
評	チェック	理由		
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
価	チェック	理由		
	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
				総合評価
				都 ② 保

検討対象事務の内容

②

大区分 1 中区分 2 小区分 (3)

事業名	特殊建築物の敷地の位置の許可	(都における事務処理の状況) ・別紙参照
担当	都市整備局	
事 務 の 内 容	(事務の概要) ・建築基準法(以下、「法」という。)に基づき、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置の許可を行う。	
	(主な事務内容) ・卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置の許可(法第51条) ※卸売市場、と畜場、火葬場、汚物処理場、ごみ焼却場その他法施行令第130条の2の2で定める処理施設は、用途地域の制限に適合させるほか、原則として都市計画でその敷地の位置が決定しているものでなければ新築又は増築してはならない。 ※ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会(市町村都市計画審議会が置かれている市町村が定めるべき都市計画の場合はその審議会)の議を経て、都市計画上支障がないと認めて許可した場合等には、新築又は増築することができる。	
	(特別区における事務処理の状況) ・標記の事務については、事務処理特例条例等に基づく都区の事務配分は行っていない。	
	(標記事務の移管・委託等に関する状況):無	
	(その他) ・法第97条の3及び法施行令第149条により、法施行令第130条の2の2で定める処理施設のうち、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置の許可に係る事務については、都知事に留保されている。	

検討対象事務評価シート

②

法令に基づく事務

1 延床1万㎡超の建築物にかかる建築確認等の事務											
事 務 名	概要及び備考	評価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総合評価
2 特定行政庁の事務											
(4) 用途地域の指定のない区域内の建築物に係る建築制限	用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、建ぺい率及び各部分の高さの指定を行う。	区								<p>○特定行政庁の権限を一般の建築主事設置市と異なる取扱いとする必然性はない。用途地域の指定の無い区域は限られているが、判断基準に照らして、都が実施しなければならない特別な事情はなく、区の土地利用方針との整合等地域の実情に応じて処理する観点から、区が担う方向で検討すべきである。特別区の区域内における建築物に係る権限と窓口が一本化されることが期待できる。</p>	区
		都	○				○	○		<p>○建築物の容積率、建ぺい率は、用途地域の区分に応じて定められており、用途地域の指定については、④-59-1-(1)「都市計画区域内の開発行為許可などに関する事務」とおり都が行うべきである。</p> <p>○用途地域の指定のない区域における建築物に係る建築制限については、都市の一体性を保つため、用途地域の指定のある区域との整合性を確保する必要がある。</p> <p>よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。</p>	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

②

大区分 1 中区分 2 小区分 (4)

事業名	用途地域の指定のない区域内の建築物に係る建築制限		<p>< 考え方 ></p> <p>○建築物の容積率、建ぺい率は、用途地域の区分に応じて定められており、用途地域の指定については、④-59-1-(1)「都市計画区域内の開発行為許可などに関する事務」のとおり都が行うべきである。</p> <p>○用途地域の指定のない区域における建築物に係る建築制限については、都市の一体性を保つため、用途地域の指定のある区域との整合性を確保する必要がある。</p> <p>よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。</p>
担当	都市整備局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック		
	○	理由 都市計画法の規定により、首都圏整備法の既成市街地に関する用途地域については都が都市計画を定めることとされており、用途地域との整合性を確保する観点から、当該事務についても都が行うことが望ましい。	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
	チェック		
		理由	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック			
	理由		
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック		
		理由	
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック		
	○	理由 特別区の区域は、一つの都市計画区域に指定されており、一体の都市として総合的に整備・開発・保全することとされている。このため、都市の安全性や機能性の向上を図るためには、当該事務についても、都市計画面から都が総合的・広域的な視点で一体的に処理する必要がある。	
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック			
○	理由 建築基準法第97条の3及び同法施行令第149条の規定により、都の事務とされている。		
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。		
	チェック		
	理由		

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票

〔区〕

②

大区分 1 中区分 2 小区分 (4)

事業名	用途地域の指定のない区域内の建築物に係る建築制限	<p>< 考え方 ></p> <p>○特定行政庁の権限を一般の建築主事設置市と異なる取扱いとする必然性はない。用途地域の指定の無い区域は限られており、隣接区や都との調整が必要な場合も想定されるが、判断基準に照らして、都が実施しなければならない特別な事情はなく、区の土地利用方針との整合等地域の实情に応じて処理する観点から、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○事務処理特例により移管することで、法令上の制約は受けないものと考えられる。</p> <p>○特別区が担うことにより、特別区の区域内における建築物に係る権限と窓口が一本化されることが期待できる。</p>				
担当局	都市整備局					
事業 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。					
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; border: 1px solid black; text-align: center;">チェック</td> <td style="border: 1px solid black;">理由</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black;"></td> </tr> </table>		チェック	理由		
	チェック		理由			
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。					
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; border: 1px solid black; text-align: center;">チェック</td> <td style="border: 1px solid black;">理由</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black;"></td> </tr> </table>		チェック	理由		
	チェック		理由			
(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。						
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; border: 1px solid black; text-align: center;">チェック</td> <td style="border: 1px solid black;">理由</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black;"></td> </tr> </table>	チェック	理由				
チェック	理由					
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。						
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; border: 1px solid black; text-align: center;">チェック</td> <td style="border: 1px solid black;">理由</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black;"></td> </tr> </table>	チェック	理由				
チェック	理由					
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。						
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; border: 1px solid black; text-align: center;">チェック</td> <td style="border: 1px solid black;">理由</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black;"></td> </tr> </table>	チェック	理由				
チェック	理由					
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。						
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; border: 1px solid black; text-align: center;">チェック</td> <td style="border: 1px solid black;">理由</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black;"></td> </tr> </table>	チェック	理由				
チェック	理由					
(7) その他特段の事情があるかどうか。						
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; border: 1px solid black; text-align: center;">チェック</td> <td style="border: 1px solid black;">理由</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black;"></td> </tr> </table>	チェック	理由				
チェック	理由					

総合評価		
都	④	保

検討対象事務の内容

②

大区分 1 中区分 2 小区分 (4)

事業名	用途地域の指定のない区域内の建築物に係る建築制限	<p>(都における事務処理の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京都では、「用途地域の指定のない区域の容積率等の指定」(平成15年東京都告示第1141号)に基づき、容積率等の指定を行っている。 <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 10%;">容積率</th> <th style="width: 10%;">建ぺい率</th> <th style="width: 10%;">隣地高さ制限</th> <th style="width: 10%;">道路高さ制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央防波堤に係る公有水面</td> <td>10分の30</td> <td>10分の6</td> <td>2.5</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>上記以外の東京都市計画区域</td> <td>10分の8</td> <td>10分の4</td> <td>1.25</td> <td>1.5</td> </tr> </tbody> </table>		容積率	建ぺい率	隣地高さ制限	道路高さ制限	中央防波堤に係る公有水面	10分の30	10分の6	2.5	1.5	上記以外の東京都市計画区域	10分の8	10分の4	1.25	1.5
	容積率		建ぺい率	隣地高さ制限	道路高さ制限												
中央防波堤に係る公有水面	10分の30		10分の6	2.5	1.5												
上記以外の東京都市計画区域	10分の8		10分の4	1.25	1.5												
担当	都市整備局																
事 務 の 内 容	<p>(事務の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築基準法(以下、「法」という。)に基づき、用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、建ぺい率及び各部分の高さの指定を行う。 																
	<p>(主な事務内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、建ぺい率及び各部分の高さの指定(法第52条、第53条及び第56条) <p>※用途地域の指定のある区域内においては、用途地域の区分に応じ建築物の容積率、建ぺい率及び各部分の高さが建築基準法に定められているが、用途地域の指定のない区域内の容積率等については、特定行政庁が土地利用の状況等を考慮し当該区域を区分して都市計画審議会の議を経て定める。</p> <p>※なお、東京都市計画(23区)においては、多摩川、荒川、江戸川等主要な河川・河川敷及び海面を除き、市街化区域となっており(区部面積の94.8%)、用途地域の指定がなされている。</p>																
	<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 標記の事務については、事務処理特例条例等に基づく都区の事務配分は行っていない。 																
	<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況):無</p>																
	<p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> 法第97条の3及び法施行令第149条により、用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、建ぺい率及び各部分の高さの指定に係る事務については、都知事に留保されている。 																

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

②

法令に基づく事務

1 延床1万㎡超の建築物にかかる建築確認等の事務											
事 務 名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
2 特定行政庁の事務											
(5) 特例容積率の限度の指定等	住宅用途を含む建築物の容積率の緩和及び特例容積率適用地区内における建築物の特例容積率の限度の指定を行う。	区								<p>○特定行政庁の権限を一般の建築主事設置市と異なる取扱いとする必然性はない。各区において容積率の制限や緩和を行っていることとの関連もあり、地域の実情に応じて、権限を一本化して処理する観点から、区が担う方向で検討すべきである。特別区の区域内における建築物に係る権限と窓口が一本化されるとともに、容積率や土地利用方針等との整合性をもった市街地の整備が期待できる。</p>	区
		都	○				○	○		<p>○建築物の容積率は、用途地域の区分に応じて定められており、用途地域の指定については、④-59-1-(1)「都市計画区域内の開発行為許可などに関する事務」のとおり、都が行うべきである。</p> <p>○特例容積率の緩和や限度の指定についても、都市の一体性を保つため、用途地域において定められる容積率との関連を踏まえて、都が行うべきである。</p> <p>よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。</p>	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

②

大区分 1 中区分 2 小区分 (5)

事業名	特例容積率の限度の指定等		<p>< 考え方 ></p> <p>○建築物の容積率は、用途地域の区分に応じて定められており、用途地域の指定については、④-59-1-(1)「都市計画区域内の開発行為許可などに関する事務」のとおり、都が行うべきである。</p> <p>○特例容積率の緩和や限度の指定についても、都市の一体性を保つため、用途地域において定められる容積率との関連を踏まえて、都が行うべきである。</p> <p>よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。</p>
担当	都市整備局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック		
	○	理由 都市計画法の規定により、首都圏整備法の既成市街地に関する用途地域については都が都市計画を定めることとされており、用途地域との整合性を確保する観点から、当該事務についても都が行うことが望ましい。	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
	チェック		
		理由	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック			
	理由		
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック		
		理由	
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック		
	○	理由 特別区の区域は、一つの都市計画区域に指定されており、一体の都市として総合的に整備・開発・保全することとされている。このため、都市の安全性や機能性の向上を図るためには、当該事務についても、都市計画面から都が総合的・広域的な視点で一体的に処理する必要がある。	
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック			
○	理由 建築基準法第97条の3及び同法施行令第149条の規定により、都の事務とされている。		
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。		
	チェック		
	理由		

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票

〔区〕

②

大区分 1 中区分 2 小区分 (5)

事業名		特例容積率の限度の指定等		<p>< 考え方 ></p> <p>○特定行政庁の権限を一般の建築主事設置市と異なる取扱いとする必然性はない。容積率については、各区において地区計画の活用等を通じて、地域の実情に即した制限や緩和が行われており、特例的な容積率の指定や指定に際しての基準等の検討については、これらとの関係性を考慮する必要がある。また、一部指定に係る経由事務を事務処理特例により実施している。判断基準に照らして、都が実施しなければならない特別な事情はなく、地域の実情に応じて、権限を一本化して処理する観点から、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>・一定の地域内で処理する事務であり、隣接区との調整等を要する場合があるものの、都による広域的な処理や一体的処理が必要となるとは言えず、また、事業効果や効率、あるいは専門性、事業規模等の点で区が処理することが困難な事務とは言えない。</p> <p>○事務処理特例により移管することで、法令上の制約は受けないものと考えられる。なお、現在特例容積率適用地区の都市計画決定権限が都とされていることについても見直しを検討する必要がある。</p> <p>○特別区が担うことにより、特別区の区域内における建築物に係る権限と窓口が一本化されるとともに、地区計画の活用等を通じた容積率の制限、緩和や区が策定する土地利用方針等との整合性を図ることができ、地域の実情にあった市街地の整備が期待できる。</p>
担当局		都市整備局		
事業	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック		理由		
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。				
評	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック	理由		
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
	チェック	理由		

総合評価		
都	②	保

検討対象事務の内容

②

大区分 1 中区分 2 小区分 (5)

事業名	特例容積率の限度の指定等	
担当	都市整備局	
事務内容	<p>(事務の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法(以下、「法」という。)に基づき、住宅用途を含む建築物の容積率の緩和や特例容積率適用地区内における特例容積率の限度の指定を行う。 	<p>(都における事務処理の状況)</p> <p>(1) 住宅用途を含む建築物の容積率の緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都では、「住宅系建築物の容積率を緩和する区域等の指定」(平成14年東京都告示第1441号)により、中央、新宿、墨田、品川及び荒川の各区の一部を指定し、当該区域に適用する容積率を定めている。
	<p>(主な事務内容)</p> <p>(1) 住宅用途を含む建築物の容積率の緩和(法第52条)</p> <p>住宅の用途を含む建築物で、一定の条件に適合する場合には、政令で定める方法により算出した数値(指定容積率の1.5倍を上限とする。以下「緩和容積率」という。)にまで容積率の限度が緩和される。</p> <p>この容積率の緩和に関して特定行政庁が行う事務として、以下のものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該緩和が適用される区域を限定することができること。 ・一定の区域を指定し、当該区域に適用する容積率(指定容積率から緩和容積率までの範囲内)を定めることができること。 <p>(2) 特例容積率適用地区内における特例容積率の限度の指定(法第57条の2)</p> <p>都市計画法第9条第15項に規定する特例容積率適用地区内における2以上の敷地の所有者等の申請に基づき、それぞれの敷地に適用される特例容積率の限度を特定行政庁が指定する。</p>	<p>(2) 特例容積率適用地区内における特例容積率の限度の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都では、「大手町・丸の内・有楽町地区特例容積率適用地区及び指定基準」(14都市建市第2号)により、大手町・丸の内・有楽町地区特例容積率適用地区(約116.7ha)における特例容積率の指定基準を定めている。
	<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な事務内容欄の(2)については、指定に係る申請書の受理及び通知書の交付等の経由事務については、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の規定により、各特別区が行っている。 	
	<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況):無</p>	
	<p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第97条の3及び法施行令第149条により、住宅用途を含む建築物の容積率の緩和及び特例容積率適用地区内における建築物の特例容積率の限度の指定に係る事務については、都知事に留保されている。 	

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

②

法令に基づく事務

1 延床1万㎡超の建築物にかかる建築確認等の事務											
事 務 名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
2 特定行政庁の事務											
(6)被災市街地における建築制限等	①被災市街地における建築制限及び ②非常災害時の仮設建築物に対する制限緩和の対象区域の指定を行う。	区								○特定行政庁の権限を一般の建築主事設置市と異なる取扱いとする必然性はない。地域の実情に応じて処理できるよう、区が担う方向で検討すべきである。被害状況に応じ各区の地域特性を踏まえた迅速な対応が図れることが期待できる。	区
		都	○				○	○		○当該事務は、市街地に災害があった場合、都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業を行うために必要があると認めるときに、区域を指定して建築制限を行うものであることから、都全体の被害状況を勘案して、広域的な観点から、総合的に判断する必要がある。 ○また、特別区は一つの都市計画区域に指定されており、一体の都市として総合的に整備・開発・保全することとされていることから、当該事務は、都市計画画面からも一体的に処理する必要がある。 よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

②

大区分 1 中区分 2 小区分 (6)

事業名	被災市街地における建築制限等	< 考え方 > ○当該事務は、市街地に災害があった場合、都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業を行うために必要があると認めるときに、区域を指定して建築制限を行うものであることから、都全体の被害状況を勘案して、広域的な観点から、総合的に判断する必要がある。 ○また、特別区は一つの都市計画区域に指定されており、一体の都市として総合的に整備・開発・保全することとされていることから、当該事務は、都市計画面からも一体的に処理する必要がある。 よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。						
担当	都市整備局							
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。							
	チェック							
	○	理由 密集した市街地が連たんした特別区の区域内では、震災時等に広範囲にわたる被害が想定されることから、都全体の状況を勘案して、広域的な観点から、総合的に判断することが必要である。						
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。							
	チェック							
		理由						
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。							
チェック								
	理由							
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。							
	チェック							
		理由						
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。							
	チェック							
	○	理由 特別区の区域は、一つの都市計画区域に指定されており、一体の都市として総合的に整備・開発・保全することとされている。このため、都市の安全性や機能性の向上を図るためには、当該事務についても、都市計画面から都が総合的・広域的な視点で一体的に処理する必要がある。						
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。							
	チェック							
	○	理由 建築基準法第97条の3及び同法施行令第149条の規定により、都の事務とされている。						
	(7) その他特段の事情があるかどうか。							
チェック								
	理由							
		<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="3">総合評価</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center; font-size: 1.5em;">都</td> <td style="text-align: center; font-size: 1.5em;">区</td> <td style="text-align: center; font-size: 1.5em;">保</td> </tr> </table>	総合評価			都	区	保
総合評価								
都	区	保						

検討対象事務評価個票

〔区〕

②

大区分 1 中区分 2 小区分 (6)

事業名		被災市街地における建築制限等		< 考え方 > ○特定行政庁の権限を一般の建築主事設置市と異なる取扱いとする必然性はない。各区で定める災害時の復興マニュアル等に基づき、被害状況に応じた迅速な対応を図る必要がある。区域の指定等について、都や特別区間の調整が必要となることが想定されるが、判断基準に照らして、都が実施しなければならない特別な事情はなく、地域の実情に応じて、特別区が担う方向で検討すべきである。 ○事務処理特例により移管することで、法令上の制約は受けないものと考えられる。 ○地域の状況等を把握している特別区が実施することで被害状況に応じて迅速に対応することができ、各区の地域特性を踏まえた復興が期待できる。
担当局		都市整備局		
事業	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック		理由		
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。				
評	チェック	理由		
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
価	チェック	理由		
	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
				総合評価
				都 ② 保

検討対象事務の内容

②

大区分 1 中区分 2 小区分 (6)

事業名	被災市街地における建築制限等	(都における事務処理の状況)
担当	都市整備局	
事 務 の 内 容	<p>(事務の概要)</p> <p>・建築基準法(以下、「法」という。)に基づき、被災市街地における建築制限や非常災害時の仮設建築物に対する制限緩和を行う区域の指定を行う。</p>	
	<p>(主な事務内容)</p> <p>(1) 被災市街地における建築制限(法第84条)</p> <p>市街地に大地震や大火災等の災害があったとき、それを機に都市計画や土地区画整理事業を実施しようという場合がある。そのようなときに、特定行政庁は、区域を指定して、その区域内の建築物の建築を一時制限したり禁止したりすることができる。</p> <p>(2) 非常災害時の仮設建築物に対する制限緩和を行う区域の指定(法第85条)</p> <p>特定行政庁が指定する区域内においては、非常災害があった場合に、建築物の応急の修繕又は応急仮設建築物の建築で災害発生の日から1月以内に工事に着手するものについては、建築基準法令の規定は、適用しない。</p>	
	<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <p>・標記の事務については、事務処理特例条例等に基づく都区の事務配分は行っていない。</p>	
	<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況): 無</p>	
<p>(その他)</p> <p>・法第97条の3及び法施行令第149条により、被災市街地における建築制限及び非常災害時の仮設建築物に対する制限緩和を行う区域の指定に係る事務については、都知事に留保されている。</p>		

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

④

法令に基づく事務

17 土地試掘許可など都市計画に関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 市街地開発事業等予定区域の区域内における建築等の許可に関する事務											
(1) 市街地開発事業等予定区域の区域内における建築等の許可に関する事務	市街地開発事業等予定区域の区域内において、①土地の形質の変更又は建築物の建築等に係る許可②国が行う行為に係る当該国の機関との協議を行う。	区								<p>○市街地開発事業等予定区域内において、土地や建築物に関する行為の許可等を行う事務であり、指定都市、中核市、特例市等に移譲されている事務である。既に特別区は、都の建築主事の確認対象となる建物等に係るものを除き実施しており、「②-1 延床1万㎡超の建築物にかかる建築確認等の事務」の見直しと合わせて、規模等に係わりなく、地域全体のまちづくりとの整合を図りつつ実施できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。窓口の一元化が図られ、区民・事業者に分かりやすく明確になるとともに、効率的な事務処理が期待できる。</p>	区
		都	○				○			<p>○市街地開発事業等予定区域の区域内における土地の形質の変更又は建築物の建築等に係る許可などは、建築基準法に基づく建築確認の際に併せて処理される。</p> <p>○当該事務については、現在、都区間で役割分担がなされており、延べ面積が1万㎡を超える建築物など都の建築主事の確認対象となる建築物等に係るものを除き、各特別区が処理している。</p> <p>○現在、都に留保されている、延べ面積が1万㎡を超える建築物など都の建築主事の確認対象となる建築物等に係る事務については、②-1の延べ面積が1万㎡を超える建築物に係る建築確認等の事務と整合を図る必要がある。</p> <p>よって、②-1と同様、当該事務についても、都に残す方向で検討する。</p>	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

④

大区分 17 中区分 1 小区分 (1)

事業名	市街地開発事業等予定区域の区域内における建築等の許可に関する事務	< 考え方 >
担当	都市整備局	<p>○市街地開発事業等予定区域の区域内における土地の形質の変更又は建築物の建築等に係る許可などは、建築基準法に基づく建築確認の際に併せて処理される。</p> <p>○当該事務については、現在、都区間で役割分担がなされており、延べ面積が1万㎡を超える建築物など都の建築主事の確認対象となる建築物等に係るものを除き、各特別区が処理している。</p> <p>○現在、都に留保されている、延べ面積が1万㎡を超える建築物など都の建築主事の確認対象となる建築物等に係る事務については、②-1の延べ面積が1万㎡を超える建築物に係る建築確認等の事務と整合を図る必要がある。</p> <p>よって、②-1と同様、当該事務についても、都に残す方向で検討する。</p>
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	
	○	
	理由 大規模建築物については、各種都市施設への負荷や周辺環境に与える影響が著しく大きいため、都が広域的な立場から検討・調整を図る必要がある。	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	
	理由	
業	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	
	理由	
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	
	理由	
	評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。
チェック		
○		
理由 特別区の区域は一つの都市計画区域として指定されており、一体の都市として総合的に整備・開発・保全することとされている。延べ面積が1万㎡を超える建築物については、各種都市施設への負荷や周辺環境に与える影響が著しく大きいため、都市の安全性や機能性の向上を図るためには、都が一体的に処理する必要がある。		
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック		
理由		
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。	
	チェック	
理由		

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票

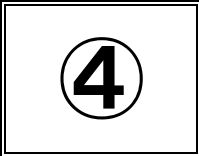
〔区〕

④

大区分 17 中区分 1 小区分 (1)

事業名	市街地開発事業等予定区域の区域内における建築等の許可に関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○市街地開発事業等予定区域内において、土地の試掘や土地の形質の変更又は建築物の建築等に係る許可等を行う事務であり、指定都市、中核市及び特例市に移譲されているほか、事務処理特例により移譲を受けている市もある事務である。既に特別区は、都の建築主事の確認対象となる建物等に係るものを除き、事務処理特例に基づき事務を実施しており、判断基準に照らして都が実施しなければならない特別な事情はない。規模等に係わりなく、地域全体のまちづくりとの整合を図りつつ実施できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○法に基づく事務移譲の指定を受けるためには、法令改正が必要であるが、事務処理特例により移譲することも含めれば、既に一部実施していることから、法令上の制約は受けないものと考えられる。</p> <p>○特別区が担うことにより、窓口の一元化が図られ、区民・事業者に分かりやすく明確になるとともに、効率的な事務処理が期待できる。</p> <p>○建築確認事務との関係が深く、円滑に事務処理を行うために「②-1 延床 1 万㎡超の建築物にかかる建築確認等の事務」の見直しと連動すべきである。</p>					
担当局	都市整備局							
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。							
	チェック	理由						
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。							
	チェック	理由						
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。							
チェック	理由							
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
チェック	理由							
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。								
チェック	理由							
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。								
チェック	理由							
(7) その他特段の事情があるかどうか。								
チェック	理由							
<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center; padding: 2px;">総合評価</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">都</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">④</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">保</td> </tr> </table>			総合評価			都	④	保
総合評価								
都	④	保						

検討対象事務の内容



大区分 17 中区分 1 小区分 (1)

事業名	市街地開発事業等予定区域の区域内における建築等の許可に関する事務	
担当	都市整備局	
事務内容	<p>(事務の概要)</p> <p>市街地開発事業等予定区域の区域内において、①土地の形質の変更又は建築物の建築等に係る許可、②国が行う行為に係る当該国の機関との協議を行う。</p>	<p>(都における事務処理の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 延べ面積が1万㎡を超える建築物等を対象に、当該事務を処理している。 <p>予定区域として決定した未施行区域がないため、事務処理実績なし。</p>
	<p>(主な事務内容)</p> <p>①土地の試掘等の許可に関する事務(法第26条及び第27条)【移管済】</p> <p>②土地の形質の変更又は建築物の建築等に係る許可(法第52条の2第1項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 予定区域として定められた区域内において、土地の形質の変更を行い、又は建築物の建築その他工作物の建設を行うとする者に対する許可を行う。 <p>③国が行う行為に係る当該国の機関との協議(法第52条の2第2項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 予定区域として定められた区域内において、国が土地の形質の変更を行い、又は建築物の建築その他工作物の建設を行うとする場合、法第42条第2項を準用し、あらかじめ当該国の機関と都道府県知事との協議が成立することをもって許可があったものとみなされる。 	
	<p>(市街地開発事業等予定区域)</p> <p>都市計画法に基づく市街地開発事業及び都市施設のうち一定のものについて、事業区域、施行予定者などを都市計画に定めるもの。開発が必要な区域において、都市計画決定に至る間に事業の障害となる乱開発等を防止するため、建築行為の規制等を行う。予定区域の都市計画が決定されると、その後3年以内に市街地開発事業等の都市計画決定が義務づけられる。</p>	
	<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <p>・事務処理特例条例第2条の表7の項に基づき、都の建築主事の確認対象となる建築物等に係るものを除き、各特別区が処理している。上記①の事務については、事務処理特例条例第2条の表7の項に基づき、既に各特別区が処理している。</p>	
	<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況): 無</p>	
<p>(その他)</p> <p>当該事務は、指定都市又は中核市が処理することができることとされている(地方自治法施行令第174条の38、第174条の49の17)。</p>		

検討対象事務評価シート

④

法令に基づく事務

17 土地試掘許可など都市計画に関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
2 都市計画施設等の区域内における建築等の規制に関する事務											
(1) 都市計画施設等の区域内における建築等の規制に関する事務	都市計画法に基づき、都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内における建築等の規制を行う。	区								<p>○都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内における建築等の規制を行う事務であり、指定都市、中核市、特例市等に移譲されている事務である。既に特別区は、都の建築主事の確認対象となる建物等に係るものを除き実施しており、「②-1 延床1万㎡超の建築物にかかる建築確認等の事務」の見直しと合わせて、規模等に係わりなく、地域全体のまちづくりとの整合を図りつつ実施できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。窓口の一元化が図られ、区民・事業者に分かりやすく明確になるとともに、効率的な事務処理が期待できる。</p>	区
		都	○						○	<p>(建築等の許可など) ○都市計画施設等の区域内における建築物の建築等に係る許可などは、建築基準法に基づく建築確認の際に併せて処理される。 ○当該事務については、現在、都区間で役割分担がなされており、延べ面積が1万㎡を超える建築物など都の建築主事の確認対象となる建築物等に係るものを除き、各特別区が処理している。 ○現在、都に留保されている、延べ面積が1万㎡を超える建築物など都の建築主事の確認対象となる建築物等に係る事務については、②-1の延べ面積が1万㎡を超える建築物に係る建築確認等の事務と整合を図る必要がある。</p> <p style="text-align: center;">よって、②-1と同様、当該事務についても、都に残す方向で検討する。</p> <p>(事業予定地内の土地の買取りなど) ○事業予定地として指定された土地の所有者からの土地の買取りの申出の受理等の事務については、事業実施主体が直接執行することで、責任の所在が明確化され、事務処理の効率化が図られることから、特別区が事業の施行者として決定又は予定されているものについては、特別区に移譲するなど適切な役割分担がなされている。</p> <p style="text-align: center;">よって、当該事務については、都に残す方向で検討する。</p>	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

④

大区分 17 中区分 2 小区分 (1)

事業名	都市計画施設等の区域内における建築等の規制に関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>(建築等の許可など) ○都市計画施設等の区域内における建築物の建築等に係る許可などは、建築基準法に基づく建築確認の際に併せて処理される。</p> <p>○当該事務については、現在、都区間で役割分担がなされており、延べ面積が1万㎡を超える建築物など都の建築主事の確認対象となる建築物等に係るものを除き、各特別区が処理している。</p> <p>○現在、都に留保されている、延べ面積が1万㎡を超える建築物など都の建築主事の確認対象となる建築物等に係る事務については、②-1の延べ面積が1万㎡を超える建築物に係る建築確認等の事務と整合を図る必要がある。</p> <p>よって、②-1と同様、当該事務についても、都に残す方向で検討する。</p> <p>(事業予定地内の土地の買取りなど) ○事業予定地として指定された土地の所有者からの土地の買取りの申出の受理等の事務については、事業実施主体が直接執行することで、責任の所在が明確化され、事務処理の効率化が図られることから、特別区が事業の施行者として決定又は予定されているものについては、特別区に移譲するなど適切な役割分担がなされている。</p> <p>よって、当該事務については、都に残す方向で検討する。</p>
担当	都市整備局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由 大規模建築物については、各種都市施設への負荷や周辺環境に与える影響が著しく大きいため、都が広域的な立場から検討・調整を図る必要がある。	
	○		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
	チェック	理由	
業	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由	
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由 特別区の区域は一つの都市計画区域として指定されており、一体の都市として総合的に整備・開発・保全することとされている。延べ面積が1万㎡を超える建築物については、各種都市施設への負荷や周辺環境に与える影響が著しく大きいため、都市の安全性や機能性の向上を図るためには、都が一体的に処理する必要がある。	
	○		
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック	理由		
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。		
	チェック	理由	

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票

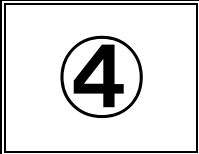
〔区〕

④

大区分 17 中区分 2 小区分 (1)

事業名		都市計画施設等の区域内における建築等の規制に関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内における建築等の規制を行う事務であり、指定都市、中核市及び特例市に移譲されているほか、事務処理特例により移譲を受けている市もある事務である。既に特別区は、都の建築主事の確認対象となる建物等に係るものを除き、事務処理特例に基づき事務を実施しており、判断基準に照らして都が実施しなければならない特別な事情はない。規模等に係わりなく、地域全体のまちづくりとの整合を図りつつ実施できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○法に基づく事務移譲の指定を受けるためには、法令改正が必要であるが、事務処理特例により移譲することも含めれば、既に一部実施していることから、法令上の制約は受けないものと考えられる。</p> <p>○特別区が担うことにより、窓口の一元化が図られ、区民・事業者に分かりやすく明確になるとともに、効率的な事務処理が期待できる。</p> <p>○建築確認事務との関係が深く、円滑に事務処理を行うために「②-1 延床1万㎡超の建築物にかかる建築確認等の事務」の見直しと連動すべきである。</p>		
担当局		都市整備局				
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。					
	チェック	理由				
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。					
	チェック	理由				
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。					
チェック	理由					
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。					
	チェック	理由				
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。					
	チェック	理由				
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。					
	チェック	理由				
	(7) その他特段の事情があるかどうか。					
チェック	理由					
				総合評価		
				都	④	保

検討対象事務の内容



大区分 17 中区分 2 小区分 (1)

事業名	都市計画施設等の区域内における建築等の規制に関する事務	
担当	都市整備局	
事務の内容	<p>(事務の概要)</p> <p>・都市計画法(以下「法」という。)に基づき、都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域(以下「都市計画施設等の区域」という。)内における建築等の規制を行う。</p>	<p>(都における事務処理の状況)</p>
	<p>(主な事務内容)</p> <p>1 都市計画施設等の区域内における建築等の規制</p> <p>① 建築物の建築の許可等(法第53条)</p> <p>都市計画施設等の区域内において行う建築物の建築に係る許可を行う。なお、都市計画施設等の区域内において、国が建築物の建築を行う場合、法第42条第2項を準用し、あらかじめ当該国の機関との協議が成立することをもちて許可があったものとみなされる。</p> <p>② 事業予定地の指定等(法第55条)</p> <p>都市計画施設の区域内の土地における事業予定地の指定を行う。また、法第56条第1項の規定による土地の買取りの申出及び第57条第2項本文の規定による届出について、相手方の指定を行う。</p> <p>③ 事業予定地内の土地の買取り(法第56条)</p> <p>法第55条第1項の本文の規定により建築物の建築が不許可とされたとき、当該土地を買い取るべき旨の申出があった場合は、特段の事情がない限り土地の買取りを行う。</p> <p>④ 事業予定地内の土地の先買い等(法第57条)</p> <p>事業予定地内の土地の先買いについて周知を図るための措置を行う。また、土地の有償譲渡に係る届出を受理するとともに、土地を買い取るべき又は買い取らない旨の通知を行う。</p> <p>2 施行予定者が定められている都市計画施設等の区域内における建築等の規制</p> <p>土地の形質の変更、建築物の建築その他工作物の建設の許可(法第57条の3)</p>	<p>1 都市計画施設等の区域内における建築等の規制</p> <p>① 建築物の建築の許可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延べ面積が1万㎡を超える建築物を対象に、当該事務を処理している。 ※平成18年度の実績 申請件数26件(内、許可件数23件) <p>②～④ 事業予定地の指定並びに事業予定地内の土地の買取り及び先買い等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業予定地として決定した区域がないため、事務処理実績なし。 <p>2 施行予定者が定められている都市計画施設等の区域内における建築等の規制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施行予定者を定めた都市計画施設等がないため、事務処理実績なし。
	<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <p>事務処理特例条例第2条の表7の項に基づき、以下の事務は、特別区が処理している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1①及び2(都の建築主事の確認対象となる建築物等に係るものを除く。) ・ 1② ・ 1③及び④(特別区が事業の施行者として決定又は予定されているものに限る。) 	
	<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況):無</p>	
	<p>(その他)</p> <p>標記事務は、指定都市又は中核市が処理することができることとされている(地方自治法施行令第174条の38、第174条の49の17)。</p>	

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

④

法令に基づく事務

17 土地試掘許可など都市計画に関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
3 都市計画事業の施行区域内における建築等の許可に関する事務											
(1) 都市計画事業の施行区域内における建築等の許可に関する事務	都市計画法に基づき、都市計画事業施行区域内における、①土地の形質の変更又は建築物の建築等に係る許可②事業施行者に対する意見の聴取③国が行う行為に係る当該国の機関との協議を行う。	区								<p>○都市計画事業施行区域内において、土地や建築物に関する行為の許可等を行なう事務であり、指定都市、中核市、特例市等に移譲されている事務である。既に特別区は、都の建築主事の確認対象となる建物等に係るものを除き実施しており、「②-1 延床1万㎡超の建築物にかかる建築確認等の事務」の見直しと合わせて、規模等に係わりなく、地域全体のまちづくりとの整合を図りつつ実施できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。窓口の一元化が図られ、区民・事業者に分かりやすく明確になるとともに、効率的な事務処理が期待できる。</p>	区
		都 ○							○	<p>○都市計画事業の施行区域の区域内における土地の形質の変更又は建築物の建築等に係る許可などは、建築基準法に基づく建築確認の際に併せて処理される。</p> <p>○当該事務については、現在、都区間で役割分担がなされており、延べ面積が1万㎡を超える建築物など都の建築主事の確認対象となる建築物等に係るものを除き、各特別区が処理している。</p> <p>○現在、都に留保されている、延べ面積が1万㎡を超える建築物など都の建築主事の確認対象となる建築物等に係る事務については、②-1の延べ面積が1万㎡を超える建築物に係る建築確認等の事務と整合を図る必要がある。</p> <p>よって、②-1と同様、当該事務についても、都に残す方向で検討する。</p>	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

④

大区分 17 中区分 3 小区分 (1)

事業名	都市計画事業の施行区域内における建築等の許可に関する事務	<p style="text-align: center;">＜ 考え方 ＞</p> <p>○都市計画事業の施行区域の区域内における土地の形質の変更又は建築物の建築等に係る許可などは、建築基準法に基づく建築確認の際に併せて処理される。</p> <p>○当該事務については、現在、都区間で役割分担がなされており、延べ面積が1万㎡を超える建築物など都の建築主事の確認対象となる建築物等に係るものを除き、各特別区が処理している。</p> <p>○現在、都に留保されている、延べ面積が1万㎡を超える建築物など都の建築主事の確認対象となる建築物等に係る事務については、②-1の延べ面積が1万㎡を超える建築物に係る建築確認等の事務と整合を図る必要がある。</p> <p style="text-align: center;">よって、②-1と同様、当該事務についても、都に残す方向で検討する。</p>	
担当	都市整備局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック		
	○		理由 大規模建築物については、各種都市施設への負荷や周辺環境に与える影響が著しく大きいため、都が広域的な立場から検討・調整を図る必要がある。
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
	チェック		
	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック			
理由			
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック		
	理由		
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック		
	○	理由 特別区の区域は一つの都市計画区域として指定されており、一体の都市として総合的に整備・開発・保全することとされている。延べ面積が1万㎡を超える建築物については、各種都市施設への負荷や周辺環境に与える影響が著しく大きいため、都市の安全性や機能性の向上を図るためには、都が一体的に処理する必要がある。	
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック			
理由			
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。		
	チェック		
理由			

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票

〔区〕

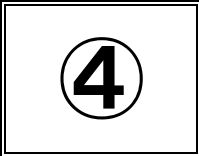
④

大区分 17 中区分 3 小区分 (1)

事業名		都市計画事業の施行区域内における建築等の許可に関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○都市計画事業施行区域内において、土地の形質の変更又は建築物の建築等に係る許可等を行なう事務であり、指定都市、中核市及び特例市に移譲されているほか、事務処理特例により移譲を受けている市もある事務である。既に特別区は、都の建築主事の確認対象となる建物等に係るものを除き、事務処理特例に基づき事務を実施しており、判断基準に照らして都が実施しなければならない特別な事情はない。規模等に係わりなく、地域全体のまちづくりとの整合を図りつつ実施できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○法に基づく事務移譲の指定を受けるためには、法令改正が必要であるが、事務処理特例により移譲することも含めれば、既に一部実施していることから、法令上の制約は受けないものと考えられる。</p> <p>○特別区が担うことにより、窓口の一元化が図られ、区民・事業者に分かりやすく明確になるとともに、効率的な事務処理が期待できる。</p> <p>○建築確認事務との関係が深く、円滑に事務処理を行うために「②-1 延床 1 万㎡超の建築物にかかる建築確認等の事務」の見直しと連動すべきである。</p>
担当局		都市整備局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック		理由		
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。				
評	チェック	理由		
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
価	チェック	理由		
	(7) その他特段の事情があるかどうか。			

総合評価		
都	④	保

検討対象事務の内容



大区分 17 中区分 3 小区分 (1)

事業名	都市計画事業の施行区域内における建築等の許可に関する事務	
担当	都市整備局	
事務の内容	<p>(事務の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法(以下「法」という。)に基づき、都市計画事業施行区域内における、①土地の形質の変更又は建築物の建築等に係る許可、②事業施行者に対する意見の聴取、③国が行う行為に係る当該国の機関との協議を行う。 	<p>(都における事務処理の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延べ面積が1万㎡を超える建築物等を対象に、当該事務を処理している。 ※平成18年度の実績 申請件数1件(内、許可件数1件)
	<p>(主な事務内容)</p> <p>①土地の形質の変更若しくは建築物の建築等の許可(法第65条第1項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画事業施行区域内において、土地の形質の変更若しくは建築物の建築等を行おうとする者に対する許可を行う。 <p>②事業施行者に対する意見の聴取(法第65条第2項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・許可申請があった場合において、その許可を与えようとするとき、あらかじめ、事業施行者の意見を聴取する。 <p>③国が行う行為に係る当該国の機関との協議(法第65条第3項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画事業施行区域内において、国が土地の形質の変更を行い、又は建築物の建築その他工作物の建設を行おうとする場合、法第42条第2項を準用し、あらかじめ当該国の機関と都道府県知事との協議が成立することをもって許可があったものとみなされる。 	
	<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務処理特例条例第2条の表7の項に基づき、都の建築主事の確認対象となる建築物等に係るものを除き、各特別区が処理している。 ※平成18年度の実績 許可件数21件 	
	<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況): 無</p>	
	<p>(その他)</p> <p>当該事務は、指定都市又は中核市が処理することができることとされている(地方自治法施行令第174条の38、第174条の49の17)。</p>	

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

④

法令に基づく事務

18 組合施行者に対する監督など土地区画整理事業に関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 組合施行者に対する監督など土地区画整理事業に関する事務											
(1) 組合施行者に対する監督など土地区画整理事業に関する事務	土地区画整理法に基づき、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るための土地区画整理事業を、組合等が施行する場合の事業認可などに関する事務。	区								<p>○土地区画整理事業の認可等に関する事務であり、指定都市、中核市、特例市等に移譲されている事務である。既に特別区は、5ha以上の土地区画整理事業、都の建築主事の確認対象となる建物等に係るものを除き実施しており、「②-1 延床1万㎡超の建築物にかかる建築確認等の事務」の見直しと合わせて、規模等に係わりなく、地域全体のまちづくりとの整合を図りつつ実施できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。窓口の一元化が図られ、区民・事業者に分かりやすく明確になるとともに、効率的な事務処理が期待できる。</p>	区
		都	○				○			<p>(個人施行などの土地区画整理事業の認可など) ○現在、個人施行などの土地区画整理事業の認可などの事務については、施行面積5ha未満を区が、5ha以上のものを都が行うという役割分担になっている。 ○特別区の区域は一つの都市計画区域として指定されており、一体の都市として総合的に整備・開発・保全することとされている。施行面積が5haを超える土地区画整理事業は、各種都市施設への負荷や周辺環境に与える影響が著しく大きいので、都が一体的に処理する必要がある。 よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。 (建築等の許可など) ○土地区画整理事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更又は建築物の建築に係る許可などは、建築基準法に基づく建築確認の際に併せて処理される。 ○当該事務については、現在、都区間で役割分担がなされており、延べ面積が1万㎡を超える建築物など都の建築主事の確認対象となる建築物等に係るものを除き、各特別区が処理している。 ○現在、都に留保されている延べ面積が1万㎡を超える建築物など都の建築主事の確認対象となる建築物等に係る事務については、②-1の延べ面積が1万㎡を超える建築物に係る建築確認等の事務と整合を図る必要がある。 よって、②-1と同様、当該事務についても、都に残す方向で検討する。</p>	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

4

大区分 18 中区分 1 小区分 (1)

事業名	組合施行者に対する監督など土地区画整理事業に関する事務		<p style="text-align: center;">＜ 考え方 ＞</p> <p>(個人施行などの土地区画整理事業の認可など) ○現在、個人施行などの土地区画整理事業の認可などの事務については、施行面積5ha未満を区が、5ha以上のものを都が行うという役割分担になっている。</p> <p>○特別区の区域は一つの都市計画区域として指定されており、一体の都市として総合的に整備・開発・保全することとされている。施行面積が5haを超える土地区画整理事業は、各種都市施設への負荷や周辺環境に与える影響が著しく大きいため、都が一体的に処理する必要がある。</p> <p>よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。</p> <p>(建築等の許可など) ○土地区画整理事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更又は建築物の建築に係る許可などは、建築基準法に基づく建築確認の際に併せて処理される。</p> <p>○当該事務については、現在、都区間で役割分担がなされており、延べ面積が1万㎡を超える建築物など都の建築主事の確認対象となる建築物等に係るものを除き、各特別区が処理している。</p> <p>○現在、都に留保されている延べ面積が1万㎡を超える建築物など都の建築主事の確認対象となる建築物等に係る事務については、②-1の延べ面積が1万㎡を超える建築物に係る建築確認等の事務と整合を図る必要がある。</p> <p>よって、②-1と同様、当該事務についても、都に残す方向で検討する。</p>						
担当	都市整備局								
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	チェック							
	○	理由 5ha以上の大規模な土地区画整理事業については、各種都市施設への負荷や周辺環境に与える影響が著しく大きいため、建築等の許可などと併せて、都が広域的な立場から検討・調整を図る必要がある。							
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	チェック							
		理由							
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	チェック							
		理由							
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	チェック							
	理由								
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。	チェック								
○	理由 特別区の区域は一つの都市計画区域として指定されており、一体の都市として総合的に整備・開発・保全することとされている。5ha以上の大規模な土地区画整理事業は各種都市施設への負荷や周辺環境に与える影響が著しく大きいため、都市の安全性や機能性の向上を図るためには、建築等の許可などと併せて、都が一体的に処理する必要がある。								
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。	チェック								
	理由								
(7) その他特段の事情があるかどうか。	チェック								
	理由								
			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">総合評価</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center; width: 33%; border: 1px solid black;">都</td> <td style="text-align: center; width: 33%; border: 1px solid black;">区</td> <td style="text-align: center; width: 33%; border: 1px solid black;">保</td> </tr> </table>	総合評価			都	区	保
総合評価									
都	区	保							

検討対象事務評価個票

〔区〕

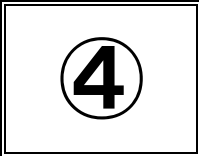
④

大区分 18 中区分 1 小区分 (1)

事業名		組合施行者に対する監督など土地区画整理事業に関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○土地区画整理事業を組合等が施行する場合の事業認可等に関する事務であり、指定都市、中核市及び特例市に移譲されているほか、事務処理特例により移譲を受けている市もある事務である。既に特別区は、5 ha以上の土地区画整理事業、都の建築主事の確認対象となる建物等に係るものを除き、事務処理特例に基づき事務を実施しており、判断基準に照らして都が実施しなければならない特別な事情はない。規模等に係わりなく、地域全体のまちづくりとの整合を図りつつ実施できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○法に基づく事務移譲の指定を受けるためには、法令改正が必要であるが、事務処理特例により移譲することも含めれば、既に一部実施していることから、法令上の制約は受けないものと考えられる。</p> <p>○特別区が担うことにより、窓口の一元化が図られ、区民・事業者に分かりやすく明確になるとともに、効率的な事務処理が期待できる。</p> <p>○建築確認事務との関係が深く、円滑に事務処理を行うために「②-1延床1万㎡超の建築物にかかる建築確認等の事務」の見直しと連動すべきである。</p>
担当局		都市整備局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由			
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
チェック	理由			

総合評価		
都	④	保

検討対象事務の内容



大区分 18 中区分 1 小区分 (1)

事業名	組合施行者に対する監督など土地区画整理事業に関する事務	
担当	都市整備局	
事務内容	<p>(事務の概要)</p> <p>・土地区画整理法(以下「法」という。)に基づき、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るための土地区画整理事業を、組合等が施行する場合の事業認可などに関する事務。</p>	<p>(都における事務処理の状況)</p> <p>平成20年1月時点で、都の認可による事業は、27地区、996ヘクタールである。 (区の認可による事業は、8地区、19ヘクタールである。)</p>
	<p>(主な事務内容)</p> <p>1 個人施行(法第2章第1節) 事業認可 / 事業変更認可 / 一人施行から共同施行になった場合の規約の認可 / 施行者に変動が生じた場合の届出の受理 / 事業廃止又は終了の認可</p> <p>2 組合施行(法第2章第2節) 組合の設立認可 / 事業認可 / 事業計画の縦覧 / 意見書の受理 / 理事の届出の受理 / 定款・事業計画の変更認可 / 組合の解散認可 / 決算報告の承認 / 組合の合併に伴う設立認可</p> <p>3 会社施行(法第2章第3節) 事業認可 / 規約・事業計画の縦覧 / 意見書の受理 / 規約・事業計画の変更認可 / 会社の合併に伴う設立認可 / 事業の廃止又は終了の認可</p> <p>4 1～3に共通(法第3章～第6章) ① 土地の区画形質変更・建築物工作物の新築に係る許可 / 施行者の意見聴取 / 条件の付加 / 原状回復命令 ② 換地計画の認可 / 換地計画変更認可 / 換地処分の届出の受理 / 施行者の監督 / 農業会議及び土地改良区からの意見聴取</p>	
	<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <p>上記1～3(施行面積5ヘクタール未満の事業に関するものに限る。)及びこれに係る4②の事務並びに4①(都の建築主事の確認対象となる建築物等に係るもの及び都施行の事業に係るもの等を除く。)の事務について、既に区に事務処理を移管している。</p>	
	<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況):無</p> <p>(その他)</p> <p>標記の事務は、原則として都道府県知事の権限に属するものであるが、法第136条の3の規定により指定都市、中核市及び特例市においては、当該市の長が行うこととされている。</p>	

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

④

法令に基づく事務

23 住宅改良区域内的の建築行為の許可などに関する事務												
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価	
1 住宅改良区域内的の建築行為の許可などに関する事務												
(1)住宅改良区域内的の建築行為の許可などに関する事務	住宅地区改良法に基づき、住宅地区改良事業区域内における建築行為の許可などに関する事務を行う。	区								<p>○市区町村が施行する住宅地区改良事業の区域内における建築行為の許可等を行う事務であり、指定都市、中核市、特例市等に移譲されている事務である。住宅地区改良事業と併せて事務処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。地域の実情に応じた対応が期待できる。</p>	区	
		都	○				○			<p>○改良地区における建築行為等の許可などは、建築基準法に基づく建築確認の際に併せて処理される。</p> <p>○現在、特別区は、延べ面積が1万㎡を超える建築物など都の建築主事の確認対象となる建築物等に係るものを除き、建築確認の事務を行っている。</p> <p>○このため、改良地区における建築行為等の許可などについても、都の建築主事の確認対象となる建築物等に係るもの以外については、特別区に移管することは可能である。</p> <p>○ただし、延べ面積が1万㎡を超える建築物など都の建築主事の確認対象となる建築物等に係るものについては、②-1の延べ面積が1万㎡を超える建築物に係る建築確認等の事務と整合を図る必要があるため、都に残す方向で検討する。</p>	都・区	

検討対象事務評価個票

〔都〕

④

大区分 23 中区分 1 小区分 (1)

事業名		住宅改良区域内の建築行為の許可などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○改良地区における建築行為等の許可などは、建築基準法に基づく建築確認の際に併せて処理される。</p> <p>○現在、特別区は、延べ面積が1万㎡を超える建築物など都の建築主事の確認対象となる建築物等に係るものを除き、建築確認の事務を行っている。</p> <p>○このため、改良地区における建築行為等の許可などについても、都の建築主事の確認対象となる建築物等に係るもの以外については、特別区に移管することは可能である。</p> <p>○ただし、延べ面積が1万㎡を超える建築物など都の建築主事の確認対象となる建築物等に係るものについては、②-1の延べ面積が1万㎡を超える建築物に係る建築確認等の事務と整合を図る必要があるため、都に残す方向で検討する。</p>
担当		都市整備局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		<p>○</p>	
	チェック	理由 大規模建築物については、各種都市施設への負荷や周辺環境に与える影響が著しく大きいため、都が広域的な立場から検討・調整を図る必要がある。		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由			
業	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由 特別区の区域は一つの都市計画区域として指定されており、一体の都市として総合的に整備・開発・保全することとされている。延べ面積が1万㎡を超える建築物については各種都市施設への負荷や周辺環境に与える影響が著しく大きいため、都市の安全性や機能性の向上を図るためには、都が一体的に処理する必要がある。		
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
チェック	理由			
評	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
	チェック	理由		
価				
	チェック	理由		

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票

〔区〕

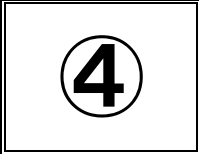
④

大区分 23 中区分 1 小区分 (1)

事業名	住宅改良区域内の建築行為の許可などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○住宅地区改良事業の区域内における建築行為の許可等を行う事務であり、指定都市、中核市及び特例市に移譲されているほか、事務処理特例により移譲を受けている市もある事務である。住宅地区改良事業と併せて事務処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○法に基づく事務移譲の指定を受けるためには、法令改正が必要であるが、事務処理特例により移譲することも含めれば、法令上の制約は受けられないものと考えられる。</p> <p>○特別区が担うことにより、区施行の住宅地区改良事業における区域内の建築行為などに対し許可等を行なうことができ、住宅地区改良事業自体の事務と窓口が一本化されるため、地域の実情に応じた対応が図れることが期待できる。</p> <p>○地方分権改革推進委員会第1次勧告において、都道府県から市への権限移譲を行うべき事務として整理されている。</p>
担当局	都市整備局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック	理由		
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由	
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(7) その他特段の事情があるかどうか。		
チェック	理由		

総合評価		
都	④	保

検討対象事務の内容



大区分 23 中区分 1 小区分 (1)

事業名	住宅改良区域内の建築行為の許可などに関する事項	
担当局	都市整備局	
事務内容	<p>(事務の概要) 住宅地区改良法(以下「法」という。)に基づき、住宅地区改良事業区域内における建築行為の許可などに関する事務を行う。</p>	<p>(都における事務処理の状況) 住宅地区改良事業の施行主体は、原則として市町村である。(法第3条)</p>
	<p>(主な事務内容) ・改良地区における建築行為等の許可(都道府県が施行する住宅地区改良事業に係る事務を除く。以下同じ。)(法第9条) ・土地の試掘等の許可(法第21条)</p>	<p>改良法の原則に従って、区市が施行者となった住宅地区改良事業は、以下の3地区のみである。 ・昭和51～53年度 吉祥寺北町五丁目(武蔵野市施行)48戸 ・昭和52～54年度 大井二丁目(品川区施行)30戸 ・平成14～21年度 大谷口上町地区(板橋区施行)58戸</p>
	<p>(改良地区) ・不良住宅(省令で定める構造又は設備の不良度が一定以上の住宅)が密集して、保安、衛生等に関し危険又は有害な状況にある一団地で国土交通大臣が指定した地区</p> <p>(事業の流れ) ・改良地区の指定(国土交通大臣) ↓ ・事業計画の指定(告示→建築制限) ↓ ・事業実施(不良住宅の買収・除却、公共施設等の整備、改良住宅(従前居住者向け低家賃住宅)の建設) ↓ ・管理(改良住宅の管理)</p>	<p>都は、区市が施行者となって行ったこれらの改良事業において、建築行為の許可(法第9条)、障害物の伐採、土地試掘の許可(第21条)を行った実績はない。</p> <p>なお、住宅地区改良事業は、市町村が事業を施行することが困難な場合、その他特別な事情がある場合は、都道府県が改良事業を施行することができることされている。(法第3条第2項)</p> <p>このため、昭和35年に住宅地区改良法が制定されて以来、昭和61年度までに都が施行者となって改良事業を125地区で事業化し、約14,800戸の改良住宅の建設、13.2haの都市公園の整備、余剰地に公営住宅約14,000戸の建設を行った。</p> <p>これは、都内各地区に住環境を早急に改善する必要がある地区が存在していたにもかかわらず、当時の区市に改良住宅を建設するための財政力や、建物完成後は公営住宅と同様に維持管理していくノウハウが不足していたため、政策的な判断も含めて、都が自ら施行者となって劣悪な地区の住環境整備を行ってきたためである。</p> <p>都は、昭和61年度を最後に、新たな改良住宅の建設は行っておらず、既に建設した改良住宅の老朽化による建替えに際しても、通常の公営住宅法による更新住宅として建替えを行う方針である。</p> <p>したがって、今後、本法に基づく事務は発生しないものと見込まれる。</p>
	<p>(特別区における事務処理の状況) 標記の事務に関して、事務処理特例条例等に基づく都区の事務配分は行っていない。</p>	
<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況):無</p>		
<p>(その他) 標記の事務は、原則として都道府県知事の権限に属する事務であるが、法第36条の3の規定により指定都市、中核市及び特別市においては、当該市の長が行うこととされている。</p>		

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

④

法令に基づく事務

26 再開発事業計画認定などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 再開発事業計画認定などに関する事務											
(1) 再開発事業計画認定などに関する事務	都市再開発法に基づき、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新が必要な区域において、民間事業者等の活力の一層の活用を図り、市街地の再開発を促進することを目的とした、再開発事業計画の認定などに関する事務を行う。	区								<p>○民間の再開発事業を優良なものに誘導する事務であり、指定都市、中核市、特例市等に移譲されている事務である。既に一部を区が実施しており、「②-1 延床1万㎡超の建築物にかかる建築確認等の事務」の見直しと合わせて、規模等に係わりなく、地域全体のまちづくりとの整合を図りつつ実施できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。地域の実情に応じた対応が期待できる。</p> <p>(再開発事業計画認定など)</p> <p>○特別区の区域は一つの都市計画区域として指定されており、一体の都市として総合的に整備・開発・保全することとされている。一定規模を超える建築物等については、各種都市施設への負荷や周辺環境に与える影響が著しく大きい。そのため、都市の安全性や機能性の向上を図るためには、都が一体的に処理する必要がある。</p> <p>○ただし、周辺環境に与える影響が小さいと認められる再開発事業計画の認定については、区へ移管することを含め、役割分担を整理していく必要がある。</p> <p>(建築等の許可など)</p> <p>○市街地再開発促進区域内における建築行為等の許可などは、建築基準法に基づく建築確認の際に併せて処理される。</p> <p>○当該事務については、現在、都区間で役割分担がなされており、延べ面積が1万㎡を超える建築物など都の建築主事の確認対象となる建築物等に係るものを除き、各特別区が処理している。</p> <p>○現在、都に留保されている延べ面積が1万㎡を超える建築物など都の建築主事の確認対象となる建築物等に係る事務については、②-1の延べ面積が1万㎡を超える建築物に係る建築確認等の事務と整合を図る必要がある。</p> <p>よって、②-1と同様、当該事務についても、都に留保する方向で検討する。</p>	区
		都	○				○				都・区

検討対象事務評価個票

〔都〕

4

大区分 26 中区分 1 小区分 (1)

事業名	再開発事業計画認定などに関する事務		< 考え方 >	
担当	都市整備局			
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		<p>(再開発事業計画認定など)</p> <p>○特別区の区域は一つの都市計画区域として指定されており、一体の都市として総合的に整備・開発・保全することとされている。一定規模を超える建築物等については、各種都市施設への負荷や周辺環境に与える影響が著しく大きいため、都市の安全性や機能性の向上を図るためには、都が一体的に処理する必要がある。</p> <p>○ただし、周辺環境に与える影響が小さいと認められる再開発事業計画の認定については、区へ移管することを含め、役割分担を整理していく必要がある。</p> <p>(建築等の許可など)</p> <p>○市街地再開発促進区域内における建築行為等の許可などは、建築基準法に基づく建築確認の際に併せて処理される。</p> <p>○当該事務については、現在、都区間で役割分担がなされており、延べ面積が1万㎡を超える建築物など都の建築主事の確認対象となる建築物等に係るものを除き、各特別区が処理している。</p> <p>○現在、都に留保されている延べ面積が1万㎡を超える建築物など都の建築主事の確認対象となる建築物等に係る事務については、②-1の延べ面積が1万㎡を超える建築物に係る建築確認等の事務と整合を図る必要がある。</p> <p>よって、②-1と同様、当該事務についても、都に留保する方向で検討する。</p>	
	チェック			
	○	理由 大規模建築物については、各種都市施設への負荷や周辺環境に与える影響が著しく大きいため、都が広域的な立場から検討・調整を図る必要がある。		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック			
		理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック				
	理由			
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック			
		理由		
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック			
	○	理由 特別区の区域は一つの都市計画区域として指定されており、一体の都市として総合的に整備・開発・保全することとされている。一定規模を超える建築物等については各種都市施設への負荷や周辺環境に与える影響が著しく大きいため、都市の安全性や機能性の向上を図るためには、都が一体的に処理する必要がある。		
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック			
		理由		
	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
チェック				
	理由			
価			総合評価	
		都	区	保

検討対象事務評価個票

〔区〕

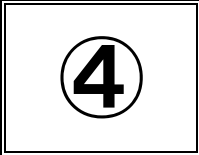
④

大区分 26 中区分 1 小区分 (1)

事業名	再開発事業計画認定などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○民間の再開発事業を優良なものに誘導する事務であり、指定都市、中核市、特例市に移譲されているほか、事務処理特例により移譲を受けている市もある事務である。既に都の建築主事の確認対象となる建物や都施行の事業に係るものを除き、事務処理特例により区が実施していることもあり、判断基準に照らして、都が実施しなければならない特別な事情はない。規模等に係わりなく、地域全体のまちづくりとの整合を図りつつ実施できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○法に基づく事務移譲の指定を受けるためには、法令改正が必要であるが、事務処理特例により移譲することも含めれば、既に一部実施していることから、法令上の制約は受けないものと考えられる。</p> <p>○「②-1 延床 1 万㎡超の建築物にかかる建築確認等の事務」の見直しと同様、床面積等に関係なく全て区が実施することにより、窓口が一元化され、地域の実情に応じた効率的な対応が期待できる。</p> <p>○地方分権改革推進委員会第 1 次勧告において、都道府県から市への権限移譲を行うべき事務として整理されている。</p>
担当局	都市整備局		
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック	理由		
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
チェック	理由		
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
チェック	理由		
(7) その他特段の事情があるかどうか。			
チェック	理由		

総合評価		
都	④	保

検討対象事務の内容



大区分 26 中区分 1 小区分 (1)

事業名	再開発事業計画認定などに関する事務	
担当	都市整備局	
事務の内容	<p>(事務の概要)</p> <p>都市再開発法(以下「法」という。)に基づき、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新が必要な区域において、民間事業者等の活力の一層の活用を図り、市街地の再開発を促進することを目的とした、再開発事業計画の認定などに関する事務を行う。</p>	<p>(都における事務処理の状況)</p> <p>(認定再開発事業)</p> <p>平成10年の都市再開発法の改正により創設された事業制度である。事業制度といっても、権利調整手続が法定されているようなものではなく、再開発事業計画の認定制度ともいう。認定を受けた事業に関して、地権者等に税制特例のインセンティブを付与することにより、民間により任意で行われる再開発事業を優良なものに誘導しようとする制度である。</p> <p>認定再開発事業は、都市再開発法129条の2で定義される「再開発事業」(市街地再開発事業を除く。)すなわち、「建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備に関する事業並びにこれに附帯する事業であって、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新に資するもの(市街地再開発事業を除く。)」でなければならない。</p> <p>したがって、市街地再開発事業や公共施設整備が伴わない事業は除かれるが、「建築敷地の整備並びに公共施設の整備に関する事業」を土地区画整理事業で行う再開発プロジェクトは該当すると考えられる。</p> <p>認定実績としては、平成11年度、12年度、13年度各1件である。</p>
	<p>(主な事務内容)</p> <p>1 市街地再開発促進区域</p> <p>①建築物の建築の許可、違反行為に対する措置(法第7条の4～第7条の5)</p> <p>②土地の買取りの申出の相手方としての指定及び公告等(法第7条の6第1項、第2項、第5項)</p> <p>③土地の買取り、買い取った土地の処分等(法第7条の6第3項、法第7条の7)</p> <p>2 第一種市街地再開発事業</p> <p>①測量又は調査のための土地の立入りの許可、土地の試掘の許可(法第60条、第61条)</p> <p>②建築行為等の許可等(法第66条第1項～第6項)</p> <p>③土地の形質変更等の承認、土地の引渡し等に係る代執行等(法第66条第7項～第9項、法第98条)</p> <p>3 再開発事業計画の認定</p> <p>①再開発事業の計画の認定(法第129条の2～第129条の4)、変更の認定(法第129条の5)</p> <p>②報告の徴収、地位の承継の承認、改善命令、認定の取消し(法第129条の6～第129条の9)</p>	<p>認定再開発事業の手続きの流れ</p> <pre> graph TD A[都市再開発方針の策定・変更による再開発促進地区の指定] --> B[関係権利者の同意] B --> C[公共施設管理者の同意 公共施設の将来管理者との協議] C --> D[再開発事業計画の認定申請] D --> E[再開発事業計画の知事認定] E --> F[認定再開発事業の実施] </pre> <p>◎計画認定基準(法第129条の3)</p> <p>(1)事業区域 再開発促進地区※内において、次の条件に該当 ・耐火建築物等が1/2以下 ・土地の利用状況が著しく不健全</p> <p>(2)建築物等の整備計画 再開発促進地区の整備又は開発の計画概要に即したもので、次の条件に該当 ・地階を除く階数が3以上の耐火建築物 ・建築面積が200㎡以上 ・容積率が指定容積率の1/3以上 等</p> <p>(3)事業計画 ・当該区域の都市計画に適合していること ・都市機能の更新に貢献するものであること</p> <p>(4)事業期間 事業を確実に遂行するため適切なものであること</p> <p>(5)事業者 事業遂行に必要な経済的基礎及その他の能力が十分であること</p> <p>※都市再開発方針において、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区として位置付けられた地区</p>
	<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <p>以下の事務については、事務処理特例条例第2条の表10の項に基づき、各特別区が処理している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記1の①(都の建築主事の確認対象となる建築物に係るものを除く。)及び② ・上記2の①及び③(都施行の事業に係るものを除く。) ・上記2の②(都施行の事業施行地区内に係るもの及び都の建築主事の確認対象となる建築物に係るものを除く。) 	
	<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況):無</p> <p>(その他)</p> <p>標記の事務は、原則として都道府県知事の権限に属する事務であるが、法第137条の規定により指定都市、中核市及び特別市においては、当該市の長が行うこととされている。</p>	

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

4

法令に基づく事務

27 都市計画施設区域内の土地有償譲渡の届出受理などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 都市計画施設区域内の土地有償譲渡の届出受理などに関する事務											
(1) 都市計画施設区域内の土地有償譲渡の届出受理などに関する事務	公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するため必要な土地の先買いに関する届出、申出の受理、買取協議の通知、買い取らない旨の通知等の事務を行う。	区								<p>○都市計画施設等の区域内における土地の公共団体による買い取り等に関する事務であり、指定都市及び中核市等に移譲されている事務である。地域全体の都市計画との整合を図りつつ処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。地域の実情に応じた対応が期待できる。</p>	区
		都 ○								<p>○特別区の区域は一つの都市計画区域として指定されており、一体の都市として総合的に整備・開発・保全することとされている。</p> <p>○届出や申出に基づく土地の買取協議等については、都が、都市計画区域である区部全体の土地利用状況や都市計画事業の事業実施状況を勘案して広域的見地から総合的に判断することが必要である。</p> <p>よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。</p>	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

④

大区分 27 中区分 1 小区分 (1)

	事業名 都市計画施設区域内の土地有償譲渡の届出受理などに関する事務 担当 都市整備局	< 考え方 > ○特別区の区域は一つの都市計画区域として指定されており、一体の都市として総合的に整備・開発・保全することとされている。 ○届出や申出に基づく土地の買取協議等については、都が、都市計画区域である区部全体の土地利用状況や都市計画事業の事業実施状況を勘案して広域的見地から総合的に判断することが必要である。 よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。			
事業	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。 チェック <input checked="" type="checkbox"/>				
	理由 届出や申出に基づく土地の買取協議等については、都が、都市計画区域である区部全体の土地利用状況や都市計画事業の事業実施状況を勘案して、広域的見地から総合的に判断することが必要である。				
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。 チェック <input type="checkbox"/>				
	理由				
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。 チェック <input type="checkbox"/>				
	理由				
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。 チェック <input type="checkbox"/>				
理由					
業	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。 チェック <input type="checkbox"/>				
	理由				
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。 チェック <input type="checkbox"/>				
理由					
評	(7) その他特段の事情があるかどうか。 チェック <input type="checkbox"/>				
	理由				
価		総合評価 <table border="1" style="margin: auto; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%; font-size: 24px; font-weight: bold;">都</td> <td style="width: 33%; font-size: 24px; font-weight: bold;">区</td> <td style="width: 33%; font-size: 24px; font-weight: bold;">保</td> </tr> </table>	都	区	保
	都	区	保		

検討対象事務評価個票

〔区〕

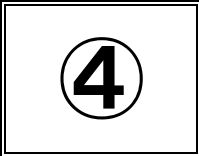
④

大区分 27 中区分 1 小区分 (1)

事業名	都市計画施設区域内の土地有償譲渡の届出受理などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○都市計画施設等の区域内における土地の公共団体による買い取り等に関する事務であり、指定都市及び中核市等に移譲されている事務ほか、事務処理特例により移譲を受けている市もある事務である。判断基準に照らして、都が実施しなければならない特別な事情はなく、地域全体の都市計画との整合を図りつつ処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○法に基づく事務移譲の指定を受けるためには、法令改正が必要であるが、事務処理特例により移譲することも含めれば、法令上の制約は受けないものと考えられる。</p> <p>○現在、土地を譲渡しようとする場合の届出の受理、地方公共団体に対する土地の買取希望の申出の受理については、特別区を経由して行っており、区が実施することで事務の迅速化を図ることが期待できる。</p> <p>○地方分権改革推進委員会第1次勧告において、都道府県から市への権限移譲を行うべき事務として整理されている。</p>
担当局	都市整備局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック	理由		
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由	
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック	理由		
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。		
	チェック	理由	

総合評価		
都	④	保

検討対象事務の内容



大区分 27 中区分 1 小区分 (1)

事業名	都市計画施設区域内の土地有償譲渡の届出受理などに関する事務									
担当	都市整備局									
事 務 の 内 容	<p>(事務の概要)</p> <p>公有地の拡大の推進に関する法律(以下「法」という。)に基づき、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するため必要な土地の先買いについての届出、申出の受理、買取協議の通知、買い取らない旨の通知等の事務を行う。</p>	<p>(都における事務処理の状況)</p> <p>・平成19年度の実績</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>届出件数</th> <th>申出件数</th> <th>協議件数</th> <th>買取件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>495件</td> <td>158件</td> <td>95件</td> <td>61件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 協議件数及び買取件数は、都、区及び土地開発公社の件数である。</p>	届出件数	申出件数	協議件数	買取件数	495件	158件	95件	61件
	届出件数	申出件数	協議件数	買取件数						
	495件	158件	95件	61件						
	<p>(主な事務内容)</p> <p>①土地を譲渡しようとする場合の届出の受理(法第4条)</p> <p>②地方公共団体等に対する土地の買取希望の申出の受理(法第5条)</p> <p>③土地の買取りの協議を行う旨の通知(法第6条第1項)</p> <p>④土地の買取りを希望する地方公共団体等がない旨の通知(法第6条第3項)</p> <p>※都、区市町村、土地開発公社、東京都住宅供給公社、(独)都市再生機構等</p>									
	<p>(届出対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画施設の区域内に所在する土地、都市計画区域内に所在する道路区域内の土地又は生産緑地地区の区域内に所在する土地等で、200㎡以上の土地 ・上記のほか、市街化区域及び大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法による重点地域の区域で5,000㎡以上、それ以外の都市計画区域(市街化調整区域を除く。)で10,000㎡以上の土地 									
<p>(申出対象)</p> <p>都市計画施設等の区域内の土地、その他都市計画区域内の土地で、市街化区域については100㎡以上、又は市街化区域以外については200㎡以上の土地。防災再開発促進地区にあっては、50㎡以上の土地</p>										
<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <p>・標記の事務に関して、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。</p>										
<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況): 無</p>										
<p>(その他)</p> <p>①と②の届出等については区を経由して行っている。</p> <p>・政令都市等の長による事務の処理</p> <p>標記の事務は、都道府県知事の権限に属するものであるが、指定都市及び中核市においては、当該市の長が行うこととされている(法第29条)。</p>										

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

④

法令に基づく事務

28 保全区域内の建物建築届出受理などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 保全区域内の建物建築届出受理などに関する事務											
(1) 保全区域内の建物建築届出受理などに関する事務	都市緑地法に基づき指定された特別緑地保全地区における建築物建築、土地の形質変更等の行為の許可事務、土地所有者から土地の買入れ申し出があった際の土地の買入れ等を行う。	区								<p>○特別緑地保全地区内の建築規制等に関する事務であり、指定都市及び中核市等に移譲されている事務である。既に特別区は、10ha以上の特別緑地保全地区、都の建築主事の確認対象となる建物等に係るものを除き実施しており、「④-59都市計画区域内の開発行為許可などに関する事務」、「②-1延床1万㎡超の建築物にかかる建築確認等の事務②-1」の見直しと合わせて、規模等に係わりなく実施できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。地域の実情に応じたきめ細やかな対応が期待できる。</p>	区
		都	○	○						<p>○当該事務は都市緑地法に基づく事務であるが、一方、都市計画法に基づく面積10ha以上の特別緑地保全地区の指定事務は「④-59-1-(1)」の項目で、都に残す方向で検討すべきとした。</p> <p>○現行の事務配分は、面積10ha未満の当該事務を事務処理特例条例により区へ移管しており、都市計画法施行令第9条の緑地保全地区指定権限と整合している。</p> <p>○都市緑地法は許可権限等を都市計画法施行令の指定権限を連動させていないが、不許可の場合には、損失補償や土地所有者からの土地の買入れ申し出等に対応しなければならないなど、指定権限と許可権限等を整合させる必要がある。</p> <p>よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。</p>	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

4

大区分 28 中区分 1 小区分 (1)

事業名	保全区域内の建物建築届出受理などに関する事務			< 考え方 >
担当課	建設局			
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			<p>○当該事務は都市緑地法に基づく事務であるが、一方、都市計画法に基づく面積10ha以上の特別緑地保全地区の指定事務は「④-59-1-(1)」の項目で、都に残す方向で検討すべきとした。</p> <p>○現行の事務配分は、面積10ha未満の当該事務を事務処理特例条例により区へ移管しており、都市計画法施行令第9条の緑地保全地区指定権限と整合している。</p> <p>○都市緑地法は許可権限等を都市計画法施行令の指定権限を連動させていないが、不許可の場合には、損失補償や土地所有者からの土地の買入れ申し出等に対応しなければならないなど、指定権限と許可権限等を整合させる必要がある。</p> <p>よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。</p>
	チェック	○	理由 都市計画法施行令第9条において、広域の見地から都道府県が指定すべき地域地区として、10ha以上の特別緑地保全地区が定められている。それにより、当該事務についても都が行っており、法の趣旨から、都が広域的な立場で処理することが妥当である。	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	○	理由 標記事務には、法第14条第1項の許可を受けることができなかった当該土地所有者に対する損失補償制度や、土地の買入れ、買入れた土地の管理等がある。そのため、指定が都で、許可権限は区になると、事業効果及び事業効率に著しい支障が生じると考えられる。	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック		理由	
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック		理由		
業	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック		理由	
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
チェック		理由		
評	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
	チェック		理由	
価				
	チェック		理由	
				総合評価
				<div style="display: flex; justify-content: space-around; font-size: 1.5em; font-weight: bold;"> 都 区 保 </div>

検討対象事務評価個票

〔区〕

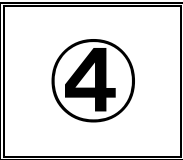
④

大区分 28 中区分 1 小区分 (1)

事業名	保全区域内の建物建築届出受理などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○特別緑地保全地区内の建築規制等に関する事務であり、指定都市及び中核市に移譲されているほか、事務処理特例により移譲を受けている市もある事務である。既に特別区は、10ha以上の特別緑地保全地区、都の建築主事の確認対象となる建物等に係るものを除き、事務処理特例に基づき事務を実施しており、判断基準に照らして都が実施しなければならない特別な事情はない。規模等に係わりなく実施できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○法に基づく事務移譲の指定を受けるためには、法令改正が必要であるが、事務処理特例により移譲することも含めれば、既に一部実施していることから、法令上の制約は受けないものと考えられる。</p> <p>○特別区が担うことにより、窓口の一元化が図られ、区民・事業者に分かりやすく明確になるとともに、効率的な事務処理が期待できる。</p> <p>○建築確認事務との関係が深く、円滑に事務処理を行うために「②－1延床1万㎡超の建築物にかかる建築確認等の事務」の見直しと連動すべきである。</p> <p>○都が都市計画決定を行う10haを超える大規模な特別緑地保全地区については、「④－59都市計画区域内の開発行為許可などに関する事務」の見直しと合わせて、取扱いを整理する必要がある。</p>
担当局	建設局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
	チェック	理由	
	業	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
チェック		理由	
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック		理由	
評		(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由	
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
	チェック	理由	
	価	(7) その他特段の事情があるかどうか。	
チェック		理由	

総合評価		
都	④	保

検討対象事務の内容



大区分 28 中区分 1 小区分 (1)

事業名	保全区域内の建物建築届出受理などに関する事務																			
担当課	建設局																			
事務の内容	<p>(事務の概要) 都市緑地法(以下「法」という。)に基づき指定された特別緑地保全地区のうち、その面積が10ヘクタール以上のものについて、地区内における建築物建築、土地の形質変更等の行為の許可事務、土地所有者から土地の買入れ申し出があった際の土地の買入れ等を行う。</p>																			
	<p>(主な事務内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別緑地保全地区内における行為の許可、助言、勧告等（法第14条） 原状回復等に係る命令並びに代執行及び公告（法第15条） 損失の補償並びに当該損失補償に係る協議（法第16条） 土地の買入れ及び買入れの相手先の指定（法第17条） 買入れた土地の管理（法第18条） 報告の徴取及び立入検査等（法第19条） 																			
	<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 標記の事務については、都の建築主事の確認対象となる建築物等の新築、増築又は改築に係るもの及び10ヘクタール以上の特別緑地保全地区に係るものを除き、事務処理特例条例第2条の76の項に基づき、各特別区が実施している。 																			
	<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況): 無</p>																			
内容	<p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画法施行令第9条第3項において、広域の見地から都道府県が決定すべき地域地区として、10ha以上の特別緑地保全地区が定められている。それにより、10ha以上の特別緑地保全地区における事務を都が行っているものであり、事務を移管するためには、法令改正が必要である。 区部において緑地保全地域は指定されていないため事務は発生しない。 都市緑地法32条により、指定都市、中核市に事務が移管されている。 																			
	<p>(都における事務処理の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 都において事務を行っている特別緑地保全地区 代々木特別緑地保全地区（渋谷区代々木神園町、代々木一丁目各区内） 69.9ha 過去5年間における事務の実績 特別緑地保全地区内における建築物の増改築許可 2件 	<p>(参考) 区部の特別緑地保全地区</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称(区域)</th> <th>指定年月日</th> <th>面積(ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上野特別緑地保全地区(台東区上野桜木1丁目地内)</td> <td>S51.7.13</td> <td>6.5</td> </tr> <tr> <td>和田堀特別緑地保全地区(杉並区大宮2丁目地内)</td> <td>S51.12.24</td> <td>2.9</td> </tr> <tr> <td>成城みつ池特別緑地保全地区(世田谷区成城4丁目地内)</td> <td>S53.3.8</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>大森ふるさとの浜辺特別緑地保全地区(大田区ふるさとの浜辺公園地先)</td> <td>H17.12.2</td> <td>2.1</td> </tr> <tr> <td>早宮けやき特別緑地保全地区(練馬区早宮3丁目地内)</td> <td>H18.11.10</td> <td>0.3</td> </tr> </tbody> </table>	名称(区域)	指定年月日	面積(ha)	上野特別緑地保全地区(台東区上野桜木1丁目地内)	S51.7.13	6.5	和田堀特別緑地保全地区(杉並区大宮2丁目地内)	S51.12.24	2.9	成城みつ池特別緑地保全地区(世田谷区成城4丁目地内)	S53.3.8	2.0	大森ふるさとの浜辺特別緑地保全地区(大田区ふるさとの浜辺公園地先)	H17.12.2	2.1	早宮けやき特別緑地保全地区(練馬区早宮3丁目地内)	H18.11.10	0.3
名称(区域)	指定年月日	面積(ha)																		
上野特別緑地保全地区(台東区上野桜木1丁目地内)	S51.7.13	6.5																		
和田堀特別緑地保全地区(杉並区大宮2丁目地内)	S51.12.24	2.9																		
成城みつ池特別緑地保全地区(世田谷区成城4丁目地内)	S53.3.8	2.0																		
大森ふるさとの浜辺特別緑地保全地区(大田区ふるさとの浜辺公園地先)	H17.12.2	2.1																		
早宮けやき特別緑地保全地区(練馬区早宮3丁目地内)	H18.11.10	0.3																		

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

4

法令に基づく事務

29 土地の権利移転届出受理などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 土地の権利移転届出受理などに関する事務											
(1) 土地の権利移転届出受理などに関する事務	国土利用計画法に基づき、土地の有効利用による適正な土地利用の推進を実現するため、土地取引の活性化及び円滑化を図り、合理的な土地取引規制事務を行う。	区						△		<p>○一定規模以上の土地取引の規制に関する事務であり、指定都市等に移譲されている事務である。地域全体のまちづくりとの整合を図りつつ実施できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。地域の実情に応じた対応が期待できる。</p>	区
		都	○				○		<p>○標記事務は、一定規模以上の土地取引に関するものであり、土地利用目的の審査、勧告に当たっては、都が策定する土地利用基本計画との適合性や周辺地域への影響などを、広域的な立場から判断する必要がある。</p> <p>○監視区域等の指定による土地取引規制等については、区部全体の地価動向を勘案して総合的に判断し、一体的に対応することが必要である。</p> <p>よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。</p>	都	

検討対象事務評価個票

〔都〕

④

大区分 29 中区分 1 小区分 (1)

	事業名	土地の権利移転届出受理などに関する事務	<p>< 考え方 ></p> <p>○標記事務は、一定規模以上の土地取引に関するものであり、土地利用目的の審査、勧告に当たっては、都が策定する土地利用基本計画との適合性や周辺地域への影響などを、広域的な立場から判断する必要がある。</p> <p>○監視区域等の指定による土地取引規制等については、区部全体の地価動向を勘案して総合的に判断し、一体的に対応することが必要である。</p> <p>よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。</p>
	担当	都市整備局	
事業		(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
		チェック	
		○	理由 土地利用目的の審査、勧告に当たっては、都が策定する土地利用基本計画との適合性や周辺地域への影響などを、広域的な立場から判断する必要がある。
			(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。
		チェック	
			理由
			(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。
業		チェック	
			理由
			(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。
		チェック	
			理由
評		(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。	
		チェック	
		○	理由 地価対策のための土地取引規制等については、一部地域だけの問題ではなく、都市の機能性の向上を図るためには、都全体の調整を一体的に行う必要がある。
			(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。
価		チェック	
			理由
			(7) その他特段の事情があるかどうか。
	チェック		

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票

〔区〕

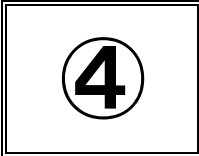
④

大区分 29 中区分 1 小区分 (1)

事業名	土地の権利移転届出受理などに関する事務	
担当局	都市整備局	
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック	理由	
△ 法第39条の「土地利用審査会の設置」、第42条「土地調査員の設置」、第43条「官公署に対する閲覧等の要請」については、事務処理特例による事務移譲に馴染まず、法令改正が必要であると考えられる。		
(7) その他特段の事情があるかどうか。		
チェック	理由	

< 考え方 >						
<p>○一定規模以上の土地取引の規制に関する事務であり、指定都市に移譲されているほか、事務処理特例により移譲を受けている市もある事務である。判断基準に照らして、都が実施しなければならない特別な事情はなく、地域全体のまちづくりとの整合を図りつつ実施できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○法に基づく事務移譲の指定を受けるためには、法令改正が必要であるが、事務処理特例により移譲することも含めれば、既に一部実施していることから、基本的に法令上の制約を受けないものと考えられる。ただし、法第39条の「土地利用審査会の設置」、第42条「土地調査員の設置」、第43条「官公署に対する閲覧等の要請」については、事務処理特例による事務移譲に馴染まず、法令改正が必要であると考えられる。</p> <p>○既に、遊休土地の認定のための土地の実態調査については、事務処理特例により、また、土地の権利移転届出受理に関する事務についても、区を経由して事務を行っており、区が一体的に事務処理をすることで、地域に応じたきめ細やかな対応が期待できる。</p>						
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">総合評価</td> </tr> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">都</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">④ 区</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">保</td> </tr> </table>	総合評価			都	④ 区	保
総合評価						
都	④ 区	保				

検討対象事務の内容



大区分 29 中区分 1 小区分 (1)

事業名	土地の権利移転届出受理などに関する事務									
担当	都市整備局									
事務内容	<p>(事務の概要)</p> <p>国土利用計画法(以下「法」という。)に基づき、土地の有効利用による適正な土地利用の推進を実現するため、土地取引の活性化及び円滑化を図り、合理的な土地取引規制事務を行う。</p>	<p>(都における事務処理の状況)</p> <p>・平成19年の実績</p> <table border="1" data-bbox="1234 453 1630 517"> <thead> <tr> <th>事後届出件数</th> <th>事前届出件数</th> <th>期限後件数</th> <th>届出総件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>623件</td> <td>7件</td> <td>164件</td> <td>794件</td> </tr> </tbody> </table>	事後届出件数	事前届出件数	期限後件数	届出総件数	623件	7件	164件	794件
	事後届出件数	事前届出件数	期限後件数	届出総件数						
	623件	7件	164件	794件						
	<p>(主な事務内容)</p> <p>①事後届出:土地に関する権利の移転等の届出の受理(法第23条)</p> <p>事後届出の利用目的審査、助言、勧告及び公表等(法第24条～第27条の2)</p> <p>②注視区域の指定、権利の移転等の届出の受理、内容審査、勧告等(法第27条の3～第27条の5)</p> <p>③監視区域の指定、権利の移転等の届出の受理、内容審査、勧告等(法第27条の6～第27条の10)</p> <p>④遊休土地である旨の通知、当該土地の利用計画の届出の受理、助言、勧告等の事務(法第28条～第32条、第35条)</p> <p>⑤上記①～④に関する立入検査等(法第41条)</p> <p>(事後届出対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域(23区) 2,000㎡以上 ・市街化調整区域及び都市計画未線引区域(13区) 5,000㎡以上 ・都市計画区域外 10,000㎡以上 <p>(注視区域)</p> <p>地価が一定期間内に社会的経済的事情の変動に照らして相当な程度を超えて上昇し、又は上昇するおそれがあるものとして国土交通大臣が定める基準に該当し、これによって適正かつ合理的な土地利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる区域として、知事が期間を定めて指定する区域。一定面積の土地(事後届出対象と同じ)の売買について事前に届出。現在、指定された区域はない。</p> <p>(監視区域)</p> <p>地価が急激に上昇し、又は上昇するおそれがあり、これによって適正かつ合理的な土地利用の確保が困難となるおそれがあると認められる区域として、知事が期間を定めて指定する区域。500㎡以上の土地の売買について事前に届出。都では、現在、小笠原村の都市計画区域(父島・母島の本島)が平成22年1月4日まで指定されている。</p>	<p>・なお、区部には、注視区域及び監視区域に指定された地区はないため、②及び③の事務は発生しない。</p> <p>また、④についても、地価の下落が進んだ平成12年頃から、全国的に本制度が活用されなくなり、国からの通知により、平成16年度から、事務を休止している。</p>								
<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <p>・上記④のうち、遊休土地の認定のための土地の実態調査(法第28条第1項)については、事務処理特例条例第2条の表6の項に基づき各特別区が処理している。</p>										
<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況):無</p> <p>(その他)</p> <p>①～④の届出については区を経由して行っている。</p> <p>標記の事務は、都道府県知事の権限に属するものであるが、指定都市においては、当該指定都市の長が行うこととされている(法第44条)。</p>										

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

④

法令に基づく事務

30 住宅街区整備事業の認可などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 住宅街区整備事業施行地区内における建築行為等の制限などに関する事務											
(1) 住宅街区整備事業施行地区内における建築行為等の制限などに関する事務	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法に基づく、住宅街区整備事業の認可、住宅街区整備事業の施行地区内における施行の障害となる建築行為等の許可などに関する事務	区								<p>○住宅街区整備事業に関する認可や建築規制等の事務であり、指定都市、中核市、特例市等に移譲されている事務である。既に一部を区が実施しており、「②-1 延床1万㎡超の建築物にかかる建築確認等の事務」の見直しと合わせて、規模等に係わりなく、地域全体のまちづくりとの整合を図りつつ実施できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。地域の実情に応じた対応が期待できる。</p>	区
		都	○				○			<p>○土地区画整理促進区域内における建築行為の許可などは、建築基準法に基づく建築確認の際に併せて処理される。</p> <p>○当該事務については、現在、都区間で役割分担がなされており、延べ面積が1万㎡を超える建築物など都の建築主事の確認対象となる建築物等に係るものを除き、各特別区が処理している。</p> <p>○延べ面積が1万㎡を超える建築物など都の建築主事の確認対象となる建築物等に係るものなど現在、都に留保されている事務については、②-1の延べ面積が1万㎡を超える建築物に係る建築確認等の事務と整合を図る必要がある。</p> <p>よって、②-1と同様、当該事務についても、都に残す方向で検討する。</p> <p>なお、個人施行などに係る住宅街区整備事業の認可などに関する事務は、既に事務処理特例条例により特別区が実施している。</p>	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

④

大区分 30 中区分 1 小区分 (1)

事業名	住宅街区整備事業施行地区内における建築行為等の制限などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○土地区画整理促進区域内における建築行為の許可などは、建築基準法に基づく建築確認の際に併せて処理される。</p> <p>○当該事務については、現在、都区間で役割分担がなされており、延べ面積が1万㎡を超える建築物など都の建築主事の確認対象となる建築物等に係るものを除き、各特別区が処理している。</p> <p>○延べ面積が1万㎡を超える建築物など都の建築主事の確認対象となる建築物等に係るものなど現在、都に留保されている事務については、②-1の延べ面積が1万㎡を超える建築物に係る建築確認等の事務と整合を図る必要がある。</p> <p>よって、②-1と同様、当該事務についても、都に残す方向で検討する。</p> <p>なお、個人施行などに係る住宅街区整備事業の認可などに関する事務は、既に事務処理特例条例により特別区が実施している。</p>			
担当	都市整備局					
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	<p>チェック</p> <p>○</p> <p>理由 大規模建築物については、各種都市施設への負荷や周辺環境に与える影響が著しく大きいと、都が広域的な立場から検討・調整を図る必要がある。</p>				
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	<p>チェック</p> <p>理由</p>				
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	<p>チェック</p> <p>理由</p>				
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	<p>チェック</p> <p>理由</p>				
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。	<p>チェック</p> <p>○</p> <p>理由 特別区の区域は一つの都市計画区域として指定されており、一体の都市として総合的に整備・開発・保全することとされている。延べ面積が1万㎡を超える建築物については、各種都市施設への負荷や周辺環境に与える影響が著しく大きいと、都市の安全性や機能性の向上を図るためには、都が一体的に処理する必要がある。</p>				
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。	<p>チェック</p> <p>理由</p>				
	(7) その他特段の事情があるかどうか。	<p>チェック</p> <p>理由</p>				
業						
評						
価						
			総合評価			
			<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">都</td> <td style="text-align: center;">区</td> <td style="text-align: center;">保</td> </tr> </table>	都	区	保
都	区	保				

検討対象事務評価個票

〔区〕

④

大区分 30 中区分 1 小区分 (1)

事業名	住宅街区整備事業施行地区内における建築行為等の制限などに関する事務		<p style="text-align: center;">＜ 考え方 ＞</p> <p>○住宅街区整備事業に関する認可や建築規制等に事務であり、指定都市、中核市、特例市に移譲されているほか、事務処理特例により移譲を受けている市もある事務である。既に都の建築主事の確認対象となる建物や都施行の事業に係るものを除き、事務処理特例により区が実施していることもあり、判断基準に照らして、都が実施しなければならない特別な事情はない。規模等に係わりなく、地域全体のまちづくりとの整合を図りつつ実施できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○法に基づく事務移譲の指定を受けるためには、法令改正が必要であるが、事務処理特例により移譲することも含めれば、既に一部実施していることから、法令上の制約は受けないものと考えられる。</p> <p>○「②-1 延床1万㎡超の建築物にかかる建築確認等の事務」の見直しと同様、床面積等に関係なく全て区が実施することにより、窓口が一元化され、地域の実情に応じた効率的な対応が期待できる。</p> <p>○地方分権改革推進委員会第1次勧告において、都道府県から市への権限移譲を行うべき事務として整理されている。</p>						
担当局	都市整備局								
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。								
	チェック	理由							
業	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。								
	チェック	理由							
評	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
	チェック	理由							
価	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
	チェック	理由							
価	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。								
	チェック	理由							
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。								
	チェック	理由							
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。								
	チェック	理由							
			<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">総合評価</td> </tr> <tr> <td style="width: 30px; text-align: center;">都</td> <td style="width: 30px; text-align: center;">④</td> <td style="width: 30px; text-align: center;">保</td> </tr> </table>	総合評価			都	④	保
総合評価									
都	④	保							

検討対象事務の内容



大区分 30 中区分 1 小区分 (1)

事業名	住宅街区整備事業施行地区内における建築行為等の制限などに関する事務	
担当	都市整備局	
事 務 の 内 容	<p>(事務の概要) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(以下「法」という。)に基づく、住宅街区整備事業の認可、住宅街区整備事業の施行地区内における施行の障害となる建築行為等の許可などに関する事務</p> <p>(主な事務内容)</p> <p>1 住宅整備事業の認可など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人施行に係る事業認可など(法第6章第2節第1款) ・組合施行に係る住宅街区整備組合の設立認可など(法第6章第2節第2款) ・(個人、組合施行の事業に係る)土地の試掘等の許可及び意見陳述機会の付与(法第64条) ・住宅街区整備事業に係る換地計画の認可など(法第72条、第81条) ・施設住宅の一部等の譲渡に係る届出の受理(法第87条第1項) <p>務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・買取りの協議を行う者の決定など(法第87条第2項、第4項) ・住宅街区整備事業の施行の促進に必要な報告の徴収、勧告、命令等(法第95条、第96条) <p>2 建築行為等の許可など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理促進区域内における建築行為等の許可(法第7条第1項) ・住宅街区整備促進区域内における建築行為等の許可(法第26条第1項) ・住宅街区整備事業の施行の障害となる建築行為等の許可(法第67条第1項) ・上記の建築行為等の許可に必要な条件の付加(法第103条) ・上記の建築行為等の許可の違反した者に対する監督処分(法第104条) <p>(特別区における事務処理の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記1の事務については、都、(独)都市再生機構及び東京都住宅供給公社が施行する住宅街区整備事業に係るものを除き、事務処理特例条例第2条の表11の項に基づき、各特別区が処理している。 ・上記2の事務については、事務処理特例条例第2条の表11の項に基づき、都の建築主事の確認対象となる建築物等に係るものを除き、各特別区が処理している。 	<p>(都における事務処理の状況)</p> <p>左記1、2の事務とも東京都内での実績はない。</p> <p>なお、左記2の事務については、都は、延床面積が1万㎡を超える建築物を対象に、当該事務を処理している。</p>
容	<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況):無</p>	
	<p>(その他)</p> <p>この法律又はこの法律に基づく政令の規定により、都道府県知事が処理し、管理し、執行することとされている事務で政令で定めるものは、指定都市、中核市、特例市の長が行うものとする(法第105条)。</p> <p>法第105条の規定により、指定都市、中核市、特例市が行う事務は、指定都市(中核市にあっては中核市、特例市にあっては特例市)、都府県、(独)都市再生機構又は地方住宅供給公社が施行する住宅街区整備事業に係る事務以外の事務とする(法施行令第46条)。</p>	

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

④

法令に基づく事務

30 住宅街区整備事業の認可などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
2 都心共同住宅供給事業の計画の認定などに関する事務											
(1) 都心共同住宅供給事業の計画の認定などに関する事務	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法に基づき、事業の実施に関する計画の認定、同変更認定、認定の取消し、認定事業者の地位の承継の承認、認定事業者に対する改善命令等を行う。	区								<p>○重点供給地域で行われる良質な住宅建設事業の認可等を行う事務であり、指定都市、中核市、特例市に移譲されている事務（現在の対象地域は東京23区、大阪市、名古屋市のみ）である。地域全体のまちづくりとの整合性を図りながら実施できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。地域の実情に応じた対応が期待できる。</p>	区
		都								<p>○当該事務は、老朽化した建築物の共同建替えや老朽マンションの建替え等を行う事業に係る計画の認定事務であるが、法で定める認定基準に適合するかどうか審査するものであることから、特別区が一定規模以上になり、人材の確保がなされれば、特別区が実施することは可能である。</p> <p style="text-align: center;">よって、当該事務は、区へ移管する方向で検討する。</p> <p>○ただし、移管に当たっては、以下の課題がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都心共同住宅供給事業については、法による認定基準のほか、都費を補助するための独自基準があり、これらの認定事務を都が一括して行っている。移管に伴う二重行政が発生しないように、都区の役割分担を明確化することを前提とすべきである。 ・当該事務には、東京都住宅供給公社（以下「公社」という。）及び独立行政法人都市再生機構が行う事業が含まれるが、公社が事業を行う場合、事業計画の認定を行う主体は都となるため、公社に係る事務は、引き続き都に残ることとなる。 	区

検討対象事務評価個票

〔都〕

④

大区分 30 中区分 2 小区分 (1)

事業名	都心共同住宅供給事業の計画の認定などに関する事務		<p style="text-align: center;">＜ 考え方 ＞</p> <p>○当該事務は、老朽化した建築物の共同建替えや老朽マンションの建替え等を行う事業に係る計画の認定事務であるが、法で定める認定基準に適合するかどうか審査するものであることから、特別区が一定規模以上になり、人材の確保がなされれば、特別区が実施することは可能である。</p> <p style="text-align: center;">よって、当該事務は、区へ移管する方向で検討する。</p> <p>○ただし、移管に当たっては、以下の課題がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都心共同住宅供給事業については、法による認定基準のほか、都費を補助するための独自基準があり、これらの認定事務を都が一括して行っている。移管に伴う二重行政が発生しないように、都区の役割分担を明確化することを前提とすべきである。 ・当該事務には、東京都住宅供給公社（以下「公社」という。）及び独立行政法人都市再生機構が行う事業が含まれるが、公社が事業を行う場合、事業計画の認定を行う主体は都となるため、公社に係る事務は、引き続き都に残ることとなる。
担当	都市整備局		
事業	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック	理由		
評価	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック	理由		
評価	(7) その他特段の事情があるかどうか。		
	チェック	理由	

総合評価		
都	区	保

検討対象事務評価個票

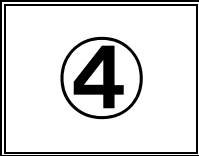
〔区〕

④

大区分 30 中区分 2 小区分 (1)

事業名	都心共同住宅供給事業の計画の認定などに関する事務		< 考え方 >
担当局	都市整備局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		<p>○重点供給地域で行われる良質な住宅建設事業の認可等を行う事務であり、指定都市、中核市、特例市に移譲されている事務（現在の対象地域は東京23区、大阪市、名古屋市のみ）である。判断基準に照らして、都が実施しなければならない特別な事情はなく、地域全体のまちづくりとの整合性を図りながら実施できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○法に基づく事務移譲の指定を受けるためには、法令改正が必要であるが、事務処理特例により移譲することも含めれば、法令上の制約は受けないものと考えられる。</p> <p>○住民により身近な区が地域特性を踏まえながら、計画認定などに関する事務を担うことで、よりきめ細やかな対応が期待できる。また、認定等の窓口が一本化され、申請者にとって利便性の向上や期間の短縮が図られる。</p>
	チェック	理由	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック	理由		
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由	
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
	チェック	理由	
(7) その他特段の事情があるかどうか。		総合評価	
チェック	理由		
		都 ④ 保	

検討対象事務の内容



大区分 30 中区分 2 小区分 (1)

事業名	都心共同住宅供給事業の計画の認定などに関する事務
担当	都市整備局
事 務 の 内 容	<p>(事務の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(以下「法」という。)に基づき、事業の実施に関する計画の認定、同変更認定、認定の取消し、認定事業者の地位の承継の承認、認定事業者に対する改善命令等を行う。
	<p>(主な事務内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施に関する計画の認定(法第101条の3) ・事業の実施に関する計画変更の認定(法第101条の5) ・事業の実施の状況についての報告の徴収(法第101条の6) ・認定事業者の地位の承継の承認(法第101条の7) ・認定事業者に対する改善命令(法第101条の8) ・事業の実施に関する計画の認定の取消し(法第101条の9) <p>■都心共同住宅供給事業(法第2条)</p> <p>居住に関する機能の低下を来している大都市地域内の都心の地域及びその周辺の地域のうち、居住に関する機能の向上が必要なものとして国土交通省令で定める土地の区域において、この法律で定めるところに従って行われる共同住宅の建設及びその管理又は譲渡に関する事業、集会施設、購買施設その他の共同住宅の入居者の共同の福祉又は利便のため必要な施設(関連公益的施設)の整備に関する事業並びにこれらに附帯する事業</p>
	<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。
	<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況):無</p>
	<p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標記の事務は、都府県知事の権限に属するものであるが、法第105条及び法施行令第46条の規定により指定都市、中核市及び特別市においては、当該市の長が行うこととされている。ただし、都心共同住宅供給事業の施行区域は、法第2条第5号の規定により、法施行規則第1条で定める東京23区内、大阪市、名古屋市の区域であって、住生活基本法第17条第2項第6号の住宅の供給等及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域の区域内において実施可能な事業とされていることから、実際には上記の事務については、都知事、大阪市長、名古屋市長のみが行っている。

(都における事務処理の状況)

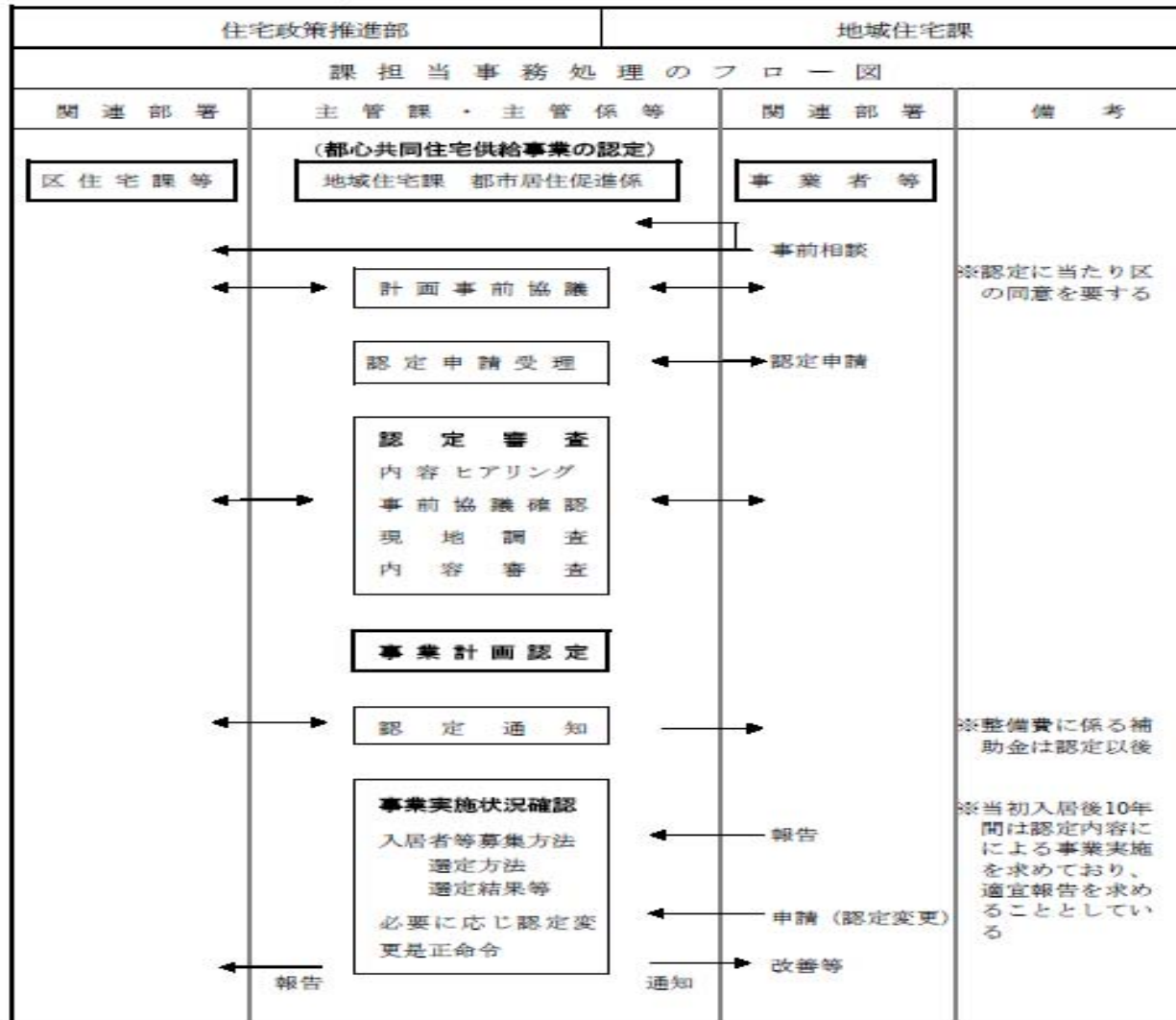
- ・都心共同住宅供給事業における事業計画の認定地区数 : 218 地区 (平成20年1月末日現在)
- ・平成19年度における事業計画の認定等の実績 (平成20年1月末日現在)

区 分	法等の根拠	処 理 件 数
計 画 の 認 定	法第101条の3	5件
計 画 の 変 更 認 定	法第101条の5	4件
計 画 の 変 更 認 定 (軽 微)	法施行規則第50条の22	1件

・事務処理の流れ ⇒ 事業計画認定事務処理フロー図 参照

事業計画認定事務処理フロー図

都市整備局



検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

④

法令に基づく事務

34 被災市街地復興支援地域内の建築行為許可などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 被災市街地復興推進地域内の建築行為許可などに関する事務											
(1) 被災市街地復興推進地域内の建築行為許可などに関する事務	被災市街地復興特別措置法に基づき、被災市街地復興推進地域内において、都市計画に定められた日までに、土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築をしようとする者の許可などに関する事務を行う。	区								<p>○被災地の緊急かつ健全な復興を目的に土地や建物に関する行為の許可等を行う事務であり、指定都市、中核市、特例市等に移譲されている事務である。地域の実情に応じた総合的な対応が可能となるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。</p>	区
		都	○	○	○					<p>○被災市街地復興推進地域内における建築行為等の許可などは、建築基準法に基づく建築確認の際に併せて処理される。</p> <p>○現在、特別区は、延べ面積が1万㎡を超える建築物など都の建築主事の確認対象となる建築物等に係るものを除き、建築確認の事務を行っている。</p> <p>○このため、被災市街地復興推進地域内における建築行為等の許可などについても、都の建築主事の確認対象となる建築物等に係るもの以外については、特別区に移管することは可能である。</p> <p>○ただし、延べ面積が1万㎡を超える建築物など都の建築主事の確認対象となる建築物等に係るものについては、②-1の延べ面積が1万㎡を超える建築物に係る建築確認等の事務と整合を図る必要があるため、都に残す方向で検討する。</p>	都・区

検討対象事務評価個票

〔都〕

④

大区分 34 中区分 1 小区分 (1)

事業名		被災市街地復興推進地域内の建築行為許可などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○被災市街地復興推進地域内における建築行為等の許可などは、建築基準法に基づく建築確認の際に併せて処理される。</p> <p>○現在、特別区は、延べ面積が1万㎡を超える建築物など都の建築主事の確認対象となる建築物等に係るものを除き、建築確認の事務を行っている。</p> <p>○このため、被災市街地復興推進地域内における建築行為等の許可などについても、都の建築主事の確認対象となる建築物等に係るもの以外については、特別区に移管することは可能である。</p> <p>○ただし、延べ面積が1万㎡を超える建築物など都の建築主事の確認対象となる建築物等に係るものについては、②-1の延べ面積が1万㎡を超える建築物に係る建築確認等の事務と整合を図る必要があるため、都に残す方向で検討する。</p>			
担当		都市整備局					
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		<p>理由 大規模建築物については、各種都市施設への負荷や周辺環境に与える影響が著しく大きいと、都が広域的な立場から検討・調整を図る必要がある。</p>				
	チェック	○					
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。				理由		
	チェック						
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。				理由 延べ面積が1万㎡を超える建築物では確認審査項目が多くなり、その審査に当たって意匠では高層面積区画及び隣地斜線制限、防災面では特別避難階段の設置及び非常用昇降機の設置、構造では保有水平耐力の計算などの専門的な知識が求められる。		
	チェック	○					
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。				理由		
チェック							
業	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		理由 特別区の区域は一つの都市計画区域として指定されており、一体の都市として総合的に整備・開発・保全することとされている。延べ面積が1万㎡を超える建築物については各種都市施設への負荷や周辺環境に与える影響が著しく大きいと、都市の安全性や機能性の向上を図るためには、都が一体的に処理する必要がある。				
	チェック	○					
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。				理由		
チェック							
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。		理由				
	チェック						
				総合評価			
				<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">都</td> <td style="text-align: center;">区</td> <td style="text-align: center;">保</td> </tr> </table>	都	区	保
都	区	保					

検討対象事務評価個票

〔区〕

④

大区分 34 中区分 1 小区分 (1)

事業名		被災市街地復興推進地域内の建築行為許可などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○被災地の緊急かつ健全な復興を目的に土地や建物に関する行為の許可等を行う事務であり、指定都市、中核市、特例市に移譲されているほか、事務処理特例により移譲を受けている市もある事務である。地域の実情に応じた総合的な対応が可能となるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○法に基づく事務移譲の指定を受けるためには、法令改正が必要であるが、事務処理特例により移譲することも含めれば、法令上の制約は受けないものと考えられる。</p> <p>○広域的な対応についての都区間、特別区間の連携、調整の方策等については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。</p> <p>○地方分権改革推進委員会第1次勧告において、都道府県から市への権限移譲を行うべき事務として整理されている。</p>
担当局		都市整備局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
業	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
評	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
価	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
価	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック	理由		
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
	チェック	理由		
				総合評価
				都 ④ 保

検討対象事務の内容

4

大区分 34 中区分 1 小区分 (1)

事業名	被災市街地復興推進地域内の建築行為許可などに関する事務	
担当	都市整備局	
事務内容	<p>(事務の概要)</p> <p>・被災市街地復興特別措置法(以下「法」という。)に基づき、被災市街地復興推進地域内において、都市計画に定められた日までに、土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築をしようとする者の許可などに関する事務を行う。</p>	<p>(都における事務処理の状況)</p> <p>・被災市街地復興特別措置法は、大規模な火災、震災その他の災害を受けた市街地についてその緊急かつ健全な復興を図るため、平成7年に制定されたもので、東京都において、今までに同条文が適用された事例はない。</p>
	<p>(主な事務内容)</p> <p>①被災市街地復興推進地域内において、土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築の許可(法第7条1項)</p> <p>②土地の原状回復又は工作物の移転若しくは除却の命令(法第7条第5項)</p> <p>③土地の原状回復又は工作物の移転若しくは除却の代執行(法第7条第6項)</p> <p>④土地の買取りの申出の相手方として定めることの申出の受理(法第8条第1項)</p> <p>⑤土地の買取りの申出の相手方として定める旨の決定の公告(法第8条第2項)</p> <p>⑥土地の買取り(法第8条第3項)</p> <p>⑦買取りをしないことについての申出の相手方からの通知の受理(法第8条第5項)</p> <p><被災市街地復興推進地域の都市計画>(法第5条) (指定要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害の発生により、相当数の建築物が滅失したこと。 ・公共施設の整備の状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の環境が形成されるおそれがあること。 ・緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理、市街地再開発等の事業を実施する必要があること。 <p>(定めるべき事項)</p> <p>名称、区域、面積等のほか、緊急復興方針(市街地の整備改善の方針)、建築規制の期限(被災後2年以内)</p>	
	<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <p>・標記の事務については、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。</p>	
	<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況):無</p>	
<p>(その他)</p> <p>・標記事務は、原則として都道府県知事の権限に属するものであるが、法第9条の規定により指定都市、中核市及び特別市においては、当該市の長が行うこととされている。</p>		

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

④

法令に基づく事務

34 被災市街地復興支援地域内の建築行為許可などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
2 被災市街地復興推進地域内における監視区域の指定に関する事務											
(1) 被災市街地復興推進地域内における監視区域の指定に関する事務	被災市街地復興特別措置法に基づき、被災市街地復興推進地域内において、地価が急激に上昇した場合等において、国土利用計画法第27条の6第1項の規定により監視区域の指定に努める。	区								○被災市街地復興支援地域内における地価の規制に関する事務であり、指定都市に移譲されている事務である。地域の実情に応じた迅速な対応が可能となるよう、国土利用計画法に基づく「④-29土地の権利移転届出受理などに関する事務」の見直しと合わせて、特別区が担う方向で検討すべきである。	区
		都	○				○			○当該事務は、被災市街地復興推進地域内において、国土利用計画法第27条の6第1項の規定による監視区域を指定するものであり、同法に基づく監視区域の指定は、「④-29-1-(1)」の土地の権利移転届出受理などに関する事務と同様、都に残す方向で検討する。	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

④

大区分 34 中区分 2 小区分 (1)

事業名	被災市街地復興推進地域内における監視区域の指定に関する事務		< 考え方 >			
担当	都市整備局					
事業	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		○当該事務は、被災市街地復興推進地域内において、国土利用計画法第27条の6第1項の規定による監視区域を指定するものであり、同法に基づく監視区域の指定は、「④-29-1-(1)」の土地の権利移転届出受理などに関する事務と同様、都に残す方向で検討する。			
	チェック	理由 土地利用目的の審査、勧告に当たっては、都が策定する土地利用基本計画、都市復興基本計画との適合性や周辺地域への影響などを、広域的な立場から判断する必要がある。				
	○					
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。					
	チェック	理由				
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。					
チェック	理由					
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。					
	チェック					
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。					
	チェック	理由 地価対策のための土地取引規制の強化及び緩和については、一部地域だけの問題ではなく、都市の機能性の向上を図るためには、都全体の調整を一体的に行う必要がある。				
	○					
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。					
	チェック	理由				
(7) その他特段の事情があるかどうか。						
チェック	理由					
			総合評価			
			<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">(都)</td> <td style="text-align: center;">区</td> <td style="text-align: center;">保</td> </tr> </table>	(都)	区	保
(都)	区	保				

検討対象事務評価個票

〔区〕

④

大区分 **34** 中区分 **2** 小区分 **(1)**

事業名	被災市街地復興推進地域内における監視区域の指定に関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○被災市街地復興支援地域内における地価の規制に関する事務であり、指定都市に移譲されている事務である。地域の実情に応じた迅速な対応が可能となるよう、国土利用計画法に基づく「④-29土地の権利移転届出受理などに関する事務」の見直しと合わせて、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○法に基づく事務移譲の指定を受けるためには、法令改正が必要であるが、事務処理特例により移譲することも含めれば、法令上の制約は受けないものと考えられる。</p> <p>○広域的な対応についての都区間、特別区間の連携、調整の方策等については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。</p>						
担当局	都市整備局								
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。								
	チェック	理由							
業	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。								
	チェック	理由							
評	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
	チェック	理由							
価	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
	チェック	理由							
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。								
	チェック	理由							
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。								
	チェック	理由							
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。								
	チェック	理由							
			<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding: 5px;">総合評価</td> </tr> <tr> <td style="width: 30px; text-align: center; padding: 10px;">都</td> <td style="width: 30px; text-align: center; padding: 10px;">④</td> <td style="width: 30px; text-align: center; padding: 10px;">保</td> </tr> </table>	総合評価			都	④	保
総合評価									
都	④	保							

検討対象事務の内容



大区分 34 中区分 2 小区分 (1)

事業名	被災市街地復興推進地域内における監視区域の指定に関する事務	
担当	都市整備局	
事務の内容	<p>(事務の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災市街地復興特別措置法(以下「法」という。)に基づき、被災市街地復興推進地域内において、地価が急激に上昇した場合等において、国土利用計画法第27条の6第1項の規定により監視区域の指定に努める。 	<p>(都における事務処理の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災市街地復興特別措置法は、大規模な火災、震災その他の災害を受けた市街地についてその緊急かつ健全な復興を図るため、平成7年に制定されたもので、東京都において、今までに同条文が適用された事例はない。
	<p>(主な事務内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 監視区域の指定(法第24条) 被災市街地復興推進地域内のうち、地価が急激に上昇し、又は上昇するおそれがあると認められる区域を国土利用計画法第27条の6第1項の規定により監視区域として指定するよう努める。 	
	<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 標記の事務については、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。 	
	<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況): 無</p>	
	<p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> 標記事務は、法第24条の規定により都道府県知事又は指定都市の長が行うこととされている。 	

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

④

法令に基づく事務

35 防災街区計画整備組合の合併の認可などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 防災街区計画整備組合の合併の認可などに関する事務											
(1) 防災街区計画整備組合の合併の認可などに関する事務	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に基づき、防災街区計画整備組合の合併の認可に関する事務、防災街区整備事業に関する事務及び防災都市施設の整備のための特別の措置に関する事務を行う。	区								○防災街区の整備に係る許可等に関する事務であり、指定都市、中核市、特例市等に移譲されている事務である。既に一部を除き区に移譲されており、一連の事務を特別区が担う方向で検討すべきである。	区
		都 ○					○			○特別区の区域は一つの都市計画区域として指定されており、一体の都市として総合的に整備・開発・保全することとされている。 ○しかし、当該事務は、一団の土地の区域内を防災街区として整備するために設立される防災街区計画整備組合や老朽化した建築物を除却し権利変換による土地建物の共同化を行って防災性能を備えた防災施設建築物及び公共施設の整備を行う防災街区整備事業等に関する事務であり、住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）など特別区が行う密集市街地の整備事業等と密接な関連があり、特別区が一体的に実施することが望ましい。 よって、当該事務は、原則として、区に移管する方向で検討する。 ただし、防災街区整備事業の施行区域内及び防災都市計画施設の区域内における延べ面積が1万㎡を超える建築物の建築行為の許可については、②-1の延べ面積が1万㎡を超える建築物に係る建築確認等の事務と整合を図る必要があるため、②-1と同様、都が担う方向で検討する。	都・区

検討対象事務評価個票

〔都〕

④

大区分 35 中区分 1 小区分 (1)

事業名	防災街区計画整備組合の合併の認可などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○特別区の区域は一つの都市計画区域として指定されており、一体の都市として総合的に整備・開発・保全することとされている。</p> <p>○しかし、当該事務は、一団の土地の区域内を防災街区として整備するために設立される防災街区計画整備組合や老朽化した建築物を除却し権利変換による土地建物の共同化を行って防災性能を備えた防災施設建築物及び公共施設の整備を行う防災街区整備事業等に関する事務であり、住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）など特別区が行う密集市街地の整備事業等と密接な関連があることなどから、特別区が一体的に実施することが望ましい。</p> <p>よって、当該事務は、原則として、区に移管する方向で検討する。</p> <p>ただし、防災街区整備事業の施行区域内及び防災都市計画施設の区域内における延べ面積が1万㎡を超える建築物の建築行為の許可については、②-1の延べ面積が1万㎡を超える建築物に係る建築確認等の事務と整合を図る必要があるため、②-1と同様、都が担う方向で検討する。</p>		
担当	都市整備局				
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	<p>チェック</p> <p>○</p> <p>理由 大規模建築物については、各種都市施設への負荷や周辺環境に与える影響が著しく大きいため、都が広域的な立場から検討・調整を図る必要がある。</p>			
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	<p>チェック</p> <p>理由</p>			
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	<p>チェック</p> <p>理由</p>			
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	<p>チェック</p> <p>理由</p>			
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。	<p>チェック</p> <p>○</p> <p>理由 特別区の区域は一つの都市計画区域として指定されており、一体の都市として総合的に整備・開発・保全することとされている。延べ面積が1万㎡を超える建築物については各種都市施設への負荷や周辺環境に与える影響が著しく大きいため、都市の安全性や機能性の向上を図るためには、都が一体的に処理する必要がある。</p>			
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。	<p>チェック</p> <p>理由</p>			
	(7) その他特段の事情があるかどうか。	<p>チェック</p> <p>理由</p>			
総合評価	<table border="1"> <tr> <td>都</td> <td>区</td> <td>保</td> </tr> </table>			都	区
都	区	保			

検討対象事務評価個票

〔区〕

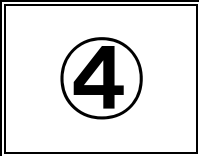
④

大区分 35 中区分 1 小区分 (1)

事業名	防災街区計画整備組合の合併の認可などに関する事務		<p style="text-align: center;">＜ 考え方 ＞</p> <p>○防災街区の整備に係る許可等に関する事務であり、指定都市、中核市、特例市に移譲されているほか、事務処理特例により移譲を受けている市もある事務である。既に一部を除き事務処理特例により区に移譲されており、一連の事務を特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○法に基づく事務移譲の指定を受けるためには法令改正が必要であるが、事務処理特例により移譲することも含めれば、既に一部を除き実施していることから、法令上の制約は受けないものと考えられる。</p> <p>○地方分権改革推進委員会第1次勧告において、都道府県から市への権限移譲を行うべき事務として整理されている。</p>
担当局	都市整備局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
チェック	理由		
業	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック	理由		
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック	理由		
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。		
	チェック	理由	

総合評価		
都	④	保

検討対象事務の内容



大区分 35 中区分 1 小区分 (1)

事業名	防災街区計画整備組合の合併の認可などに関する事務	
担当	都市整備局	
事 務 の 内 容	<p>(事務の概要)</p> <p>密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(以下「法」という。)に基づき、防災街区計画整備組合の合併の認可に関する事務、防災街区整備事業に関する事務及び防災都市施設の整備のための特別の措置に関する事務を行う。</p>	<p>(都における事務処理の状況)</p> <p>左記のうち以下の事務を都が処理することになっている。</p> <p>1 防災街区計画整備組合に関する事務</p> <p>①計画整備組合の理事が欠けたときの仮理事の選任(法第75条)</p> <p>④計画整備組合の解散及び清算に関する裁判所への意見陳述(法第104条)</p> <p>3 防災都市施設の整備のための特別の措置に関する事務</p> <p>②施行予定者が定められている防災都市計画施設の区域内における監督処分及び立入検査等(法第283条第3項)</p> <p>※事務処理実績なし</p>
	<p>(主な事務内容)</p> <p>1 防災街区計画整備組合に関する事務</p> <p>①計画整備組合の理事が欠けたときの仮理事の選任(法第75条)</p> <p>②定款及び事業基本方針の変更認可等(法第78条第2項、第3項)</p> <p>③設立認可、解散認可、合併の認可、報告書の提出要求等(法第93条、第94条、第97条、第98条)</p> <p>④計画整備組合の解散及び清算に関する裁判所への意見陳述(法第104条)</p> <p>⑤報告の徴収、検査、法令等の違反に対する措置等(法第105条～第107条)</p> <p>⑥解散命令、総会等の議決・選挙及び当選の取消し(法第108条、第109条)</p> <p>2 防災街区整備事業に関する事務</p> <p>①測量又は調査のための土地等の立入りの許可(法第191条)</p> <p>②土地の試掘等の許可及び意見陳述機会の付与(法第192条)</p> <p>③防災街区整備事業の施行区域における建築行為等の許可等(法第197条)</p> <p>④土地・物件の引渡し又は物件の移転・除却に係る代執行及び補償金の受取り(法第233条)</p> <p>3 防災都市施設の整備のための特別の措置に関する事務</p> <p>①施行予定者が定められている防災都市計画施設の区域内における建築物の建築の許可(法第283条第1項)</p> <p>②施行予定者が定められている防災都市計画施設の区域内における監督処分及び立入検査等(法第283条第3項)</p>	<p>※防災街区整備事業</p> <p>密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律が平成15年度に改正されて創設された。密集市街地の防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るため、建築物への権利変換による土地・建物の共同化を基本としつつ、個別の土地への権利変換を認める柔軟かつ強力な事業手法を用いながら、老朽化した建築物を除却し、防災機能を備えた建築物及び公共施設の整備を行う事業。施行者は、個人、事業組合、事業会社、地方公共団体、(独)都市再生機構、地方住宅供給公社</p>
	<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <p>上記事務のうち、1の①、④及び3の②を除き、事務処理特例条例第2条の表12の項に基づき、各特別区が処理している。</p>	
	<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況): 無</p>	
<p>(その他)</p> <p>標記の事務は、原則として都道府県知事の権限に属するものであるが、法第308条の規定により指定都市、中核市及び特例市においては、当該市の長が処理することとされている。</p>		

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト



法令に基づく事務

50 宅地造成工事規制区域の指定などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 宅地造成工事規制区域の指定などに関する事務											
(1) 宅地造成工事規制区域の指定などに関する事務	宅地造成等規制法に基づき、宅地造成に伴いがけ崩れ等の災害が生ずるおそれ大きい市街地又は市街地となろうとする土地の区域を「宅地造成工事規制区域」として指定し、区域内で行われる宅地造成に関する工事について災害防止のための必要な規制を行う。	区								○宅地造成に伴う災害を防止するための規制等に関する事務であり、指定都市、中核市、特例市等に移譲されている事務である。既に一部を区が実施しており、地域の実情に応じた迅速な対応が可能となるよう、一連の事務を特別区が担う方向で検討すべきである。	区
		都								○現在、特別区は、事務処理特例条例に基づき、宅地造成工事の許可などを行っており、宅地造成工事規制区域の指定などを行うことは、法令上及び人材上問題ない。 よって、当該事務は、区に移管する方向で検討する。 ○ただし、平成18年の宅地造成等規制法改正に伴い、造成宅地防災区域の指定などの制度が創設されたことから、この制度の役割分担と併せて整理していく必要がある。なお、平成20年度から2ヵ年の予定で区域指定に必要な大規模盛土造成地の抽出調査（一次スクリーニング）を実施する。この間、関係する区市町村と連絡調整会議を組織し、平成23年度以降の調査主体（二次スクリーニング）や造成宅地防災区域の指定権限の移管などについて調整していく予定である。	区

検討対象事務評価個票

〔都〕

④

大区分 50 中区分 1 小区分 (1)

事業名	宅地造成工事規制区域の指定などに関する事務		<p style="text-align: center;">＜ 考え方 ＞</p> <p>○現在、特別区は、事務処理特例条例に基づき、宅地造成工事の許可などを行っており、宅地造成工事規制区域の指定などを行うことは、法令上及び人材上問題ない。</p> <p>よって、当該事務は、区に移管する方向で検討する。</p> <p>○ただし、平成18年の宅地造成等規制法改正に伴い、造成宅地防災区域の指定などの制度が創設されたことから、この制度の役割分担と併せて整理していく必要がある。なお、平成20年度から2カ年の予定で区域指定に必要な大規模盛土造成地の抽出調査（一次スクリーニング）を実施する。この間、関係する区市町村と連絡調整会議を組織し、平成23年度以降の調査主体（二次スクリーニング）や造成宅地防災区域の指定権限の移管などについて調整していく予定である。</p>
担当	都市整備局		
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック	理由		
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
チェック	理由		
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
チェック	理由		
(7) その他特段の事情があるかどうか。			
チェック	理由		

総合評価		
都	④	保

検討対象事務評価個票

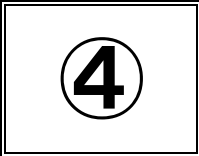
〔区〕

④

大区分 50 中区分 1 小区分 (1)

事業名		宅地造成工事規制区域の指定などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○宅地造成に伴う災害を防止するための規制等に関する事務であり、指定都市、中核市、特例市に移譲されているほか、事務処理特例により移譲を受けている市もある事務である。既に宅地造成に関する工事の許可等の事務が事務処理特例により区に移譲されており、地域の実情に応じた迅速な対応が可能となるよう、一連の事務を特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○法に基づく事務移譲の指定を受けるためには法令改正が必要であるが、事務処理特例により移譲することも含めれば、既に一部実施していることから、法令上の制約は受けられないものと考えられる。</p> <p>○地方分権改革推進委員会第1次勧告において、都道府県から市への権限移譲を行うべき事務として整理されている。</p>					
担当局		都市整備局							
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。								
	チェック	理由							
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。								
	チェック	理由							
	業	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。							
チェック		理由							
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。									
チェック		理由							
評		(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。							
	チェック	理由							
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。								
	チェック	理由							
	価	(7) その他特段の事情があるかどうか。							
チェック		理由							
			<table border="1"> <tr> <th colspan="3">総合評価</th> </tr> <tr> <td>都</td> <td>④</td> <td>保</td> </tr> </table>	総合評価			都	④	保
総合評価									
都	④	保							

検討対象事務の内容



大区分 50 中区分 1 小区分 (1)

事業名	宅地造成工事規制区域の指定などに関する事務
担当	都市整備局
事 務 の 内 容	<p>(事務の概要) 宅地造成等規制法(以下「法」という。)に基づき、宅地造成に伴いがけ崩れ等の災害が生ずるおそれ大きい市街地又は市街地となろうとする土地の区域を「宅地造成工事規制区域」として指定し、区域内で行われる宅地造成に関する工事について災害防止のための必要な規制を行う。</p>
	<p>(主な事務内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宅地造成工事規制区域の指定(法第3条)※1 ・測量及び調査のための土地の立入り等(法第4条) ・土地の試掘の許可及び意見陳述機会の付与(法第5条) ・土地の立入り等に伴う損失の補償(法第7条)※2 ・宅地造成工事の許可、工事計画の変更許可、工事完了検査、監督処分等(法第8条、第10条～第15条) ・宅地造成に伴う災害防止のために必要な措置をとることの勧告、改善命令(法第16条、第17条)
	<ul style="list-style-type: none"> ・立入検査、報告徴取(法第18条、第19条) ・造成宅地防災区域の指定及び解除(法第20条)※3 ・災害防止のための措置の勧告、改善命令等(法第21条～第23条)※4
	<p>(特別区における事務処理の状況) 事務処理特例条例第2条の表8の項に基づき、上記事務のうち、※1～4を除き、宅地造成等規制法の許可に係る事務を各特別区が処理している。</p>
	<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況): 無</p>
	<p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標記の事務は、原則として都道府県知事の権限に属するものであるが、法第3条の規定により指定都市、中核市及び特例市においては、当該市の長が処理することとされている。 ・宅地造成工事規制区域及び造成宅地防災区域の指定事務は、全国的にも市に移管しているケースが出始めている。

(都における事務処理の状況)

左記のうち以下の事務を都が処理している。

- ・宅地造成工事規制区域の指定(法第3条)
- ・土地の立入り等に伴う損失の補償(法第7条)
- ・造成宅地防災区域の指定及び解除(法第20条)
- ・災害防止のための措置の勧告、改善命令等(法第21条～第23条)

○宅地造成工事規制区域の指定は、昭和37年から40年にかけて都内約22,000haについて指定している。その後区域の見直し等は行われていない。平成3年の改正により大臣から知事に指定権限が移管されている。また、平成18年の改正により造成宅地防災区域の指定等の制度が新設されている。このための調査を平成20年度から行う予定である。

◎宅地造成工事規制区域<区部>(平成19年4月1日現在)

区	面積(ha)	指定効力発生年月日
世田谷区	246.0	昭和38年11月10日
板橋区	525.6	

※宅地造成工事規制区域の指定要件
(「宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域指定要領」H13.5.24)

- ①自然的条件
 - ・造成に伴い災害の生じるおそれの強い地域(勾配15度以上が過半)
 - ・災害の発生しやすい地盤特性(火山灰台地等が過半)
 - ・土砂災害の危険性を有する地域(急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所等が相当数の割合で存在)
- ②社会的要件
 - ・都市計画区域
 - ・地域開発計画等策定区域
 - ・現に宅地造成が行われている区域、予想される区域

◎造成宅地防災区域

阪神淡路大震災や新潟県中越地震において、宅地造成工事規制区域外の大規模盛土造成地で地すべりの崩落が発生。既存宅地も含めた造成宅地の安全確保が急務となったことから、宅地造成工事規制区域外における造成宅地であって災害が発生すれば相当数の居住者その他の施設等に被害を生じさせるおそれがある一団の土地の区域を「造成宅地防災区域」として指定し、宅地所有者等に災害防止措置の責務を課すとともに、必要な勧告及び命令を行うこととした。都内における区域指定は行っていない(平成19年4月現在)。

●宅地造成等規制法等の一部を改正する法律案

<予算関係法律案>
<日切れ扱い>

造成された宅地等の安全性の確保を図るため、造成宅地防災区域における宅地造成に伴う災害の防止のための措置を講ずるとともに、一定の保安上危険な建築物の居住者等に対する住宅金融公庫の貸付金の限度額の特例を設ける等所要の措置を講ずる。

○造成宅地の安全の確保

●阪神淡路大震災や新潟県中越地震において

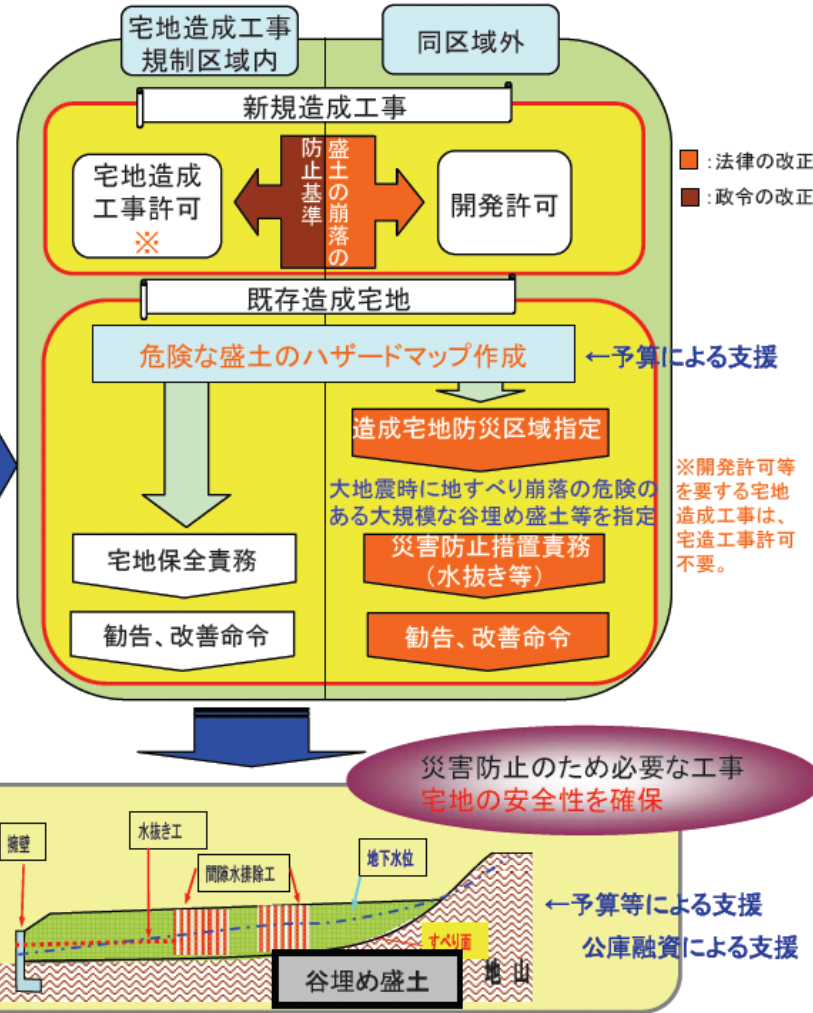


宅地造成工事規制区域外の大規模盛土造成地(特に谷埋め盛土)で、地すべりの崩落が発生。

※宅地造成工事規制区域は国土の2.7%

●宅地造成工事許可に係る基準や開発許可の基準は、地盤災害防止には不十分。

宅地造成工事規制区域外の既存宅地も含めた造成宅地の安全確保対策が急務。



災害防止のため必要な工事
宅地の安全性を確保

←予算等による支援
公庫融資による支援

※国土交通省資料
(H18.1.31国会提出法案概要)より
作成

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

④

法令に基づく事務

56 流通業務地区公共施設都市計画決定などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 流通業務地区公共施設都市計画決定などに関する事務											
(1) 流通業務地区公共施設都市計画決定などに関する事務	流通業務市街地の整備に関する法律に基づき、流通業務市街地の整備に当たり、流通業務地区を都市計画決定し、あわせて公共施設に関する都市計画の策定等の事務を行う。	区	△							<p>○流通業務地区における公共施設の計画や施設建設等の規制に関する事務であり、指定都市のほか、一部中核市に移譲されている事務である。「④-59 都市計画区域内の開発行為許可などに関する事務」の見直しと合わせて、地域の実情に応じて都市計画や規制等が行えるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。</p>	区
										<p>○当該事務は、本来都道府県事務とされているが、一定以上の規模を有する指定都市や中核市にあっては当該市が処理しており、特別区が一定以上の規模になることにより、特別区が実施することは可能である。</p> <p>○流通業務地区内の規制の解除や違反施設に対する措置については、流通業務地区に関する都市計画決定等と比べて、広域的な観点からの調整の必要性が薄く、特別区が実施することは可能である。</p> <p>よって、当該事務は、特別区へ移管する方向で検討する。</p>	区

検討対象事務評価個票

〔都〕

4

大区分 56 中区分 1 小区分 (1)

事業名	流通業務地区公共施設都市計画決定などに関する事務		< 考え方 >
担当	都市整備局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		<p>○当該事務は、本来都道府県事務とされているが、一定以上の規模を有する指定都市や中核市にあつては当該市が処理しており、特別区が一定以上の規模になることにより、特別区が実施することは可能である。</p> <p>○流通業務地区内の規制の解除や違反施設に対する措置については、流通業務地区に関する都市計画決定等と比べて、広域的な観点からの調整の必要性が薄く、特別区が実施することは可能である。</p> <p>よつて、当該事務は、特別区へ移管する方向で検討する。</p>
	チェック		
		理由	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
	チェック		
		理由	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック			
	理由		
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック		
		理由	
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック		
		理由	
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
	チェック		
		理由	
	(7) その他特段の事情があるかどうか。		
チェック			
	理由		
			総合評価
			<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> 都 区 保 </div>

検討対象事務評価個票

〔区〕

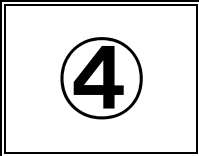
④

大区分 56 中区分 1 小区分 (1)

事業名		流通業務地区公共施設都市計画決定などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○流通業務地区における公共施設の計画や施設建設等の規制に関する事務であり、公共施設の都市計画決定（法第4条第3項）については、指定都市に、また、流通業務地区における施設建設等の許可（第5条）、違反施設の移転、除却等の命令（第6条）については、指定都市及び中核市に移譲されているほか、事務処理特例により委譲されている市がある事務である。判断基準に照らして、都が実施しなければならない特別な事情はなく、地域の実情を踏まえた都市計画や規制等が行えるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○流通業務地区における公共施設の都市計画決定（法第4条第3項）については、「流通業務地区に関する都市計画」を定めようとするときに、あわせて必要な公共施設に関する都市計画を定めるものであるため、「④-59 都市計画区域内の開発行為許可などに関する事務」の見直しと合わせて、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○法に基づく事務移譲の指定を受けるためには、法令改正が必要であるが、事務処理特例により移譲することも含めれば、法令上の制約は受けられないものと考えられる。</p> <p>○流通業務市街地の整備にあたっては、広域的な観点に立って計画・調整を図る必要があるため、都区間、特別区間の連携・調整の方策等について、具体化に向けた検討の中で整理していく必要がある。</p> <p>○地方分権改革推進委員会第1次勧告において、現在、中核市に移譲されている事務を一般市に移譲すべきとされている。</p>
担当局		都市整備局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	△	流通業務市街地の整備にあたっては、広域的な観点に立って計画・調整を図る必要があるため、都区間、特別区間の連携・調整の方策等について、具体化に向けた検討の中で整理していく必要がある。		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック		理由		
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。				
評	チェック	理由		
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
価	チェック	理由		
	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
チェック	理由			

総合評価		
都	④ 区	保

検討対象事務の内容



大区分 56 中区分 1 小区分 (1)

事業名	流通業務地区公共施設都市計画決定などに関する事務	
担当	都市整備局	
事務の内容	(事務の概要) ・流通業務市街地の整備に関する法律（以下「法」という。）に基づき、流通業務市街地の整備に当たり、流通業務地区を都市計画決定し、あわせて公共施設に関する都市計画の策定等の事務を行う。	(都における事務処理の状況) 国が昭和41年に定めた「東京都についての流通業務施設の整備に関する基本方針」に基づき、区部4箇所流通業務市街地を整備している。
	(主な事務内容) ・流通業務地区に関する都市計画に必要な公共施設に関する都市計画の策定(法第4条第3項) ・流通業務地区の機能を害するおそれがないと認め、又は公共上やむを得ない場合の規制の解除(法第5条) ・違反施設に対する措置(移転、除却、若しくは改築又は用途の変更の命令等)(法第6条)	今後、区部には流通業務市街地の整備計画はないため、これに必要な道路等の公共施設に関する都市計画決定事務は生じない。
	※なお、法第4条第3項に基づく都市計画の策定に関する事務は、④-59の中で検討する。	
	(特別区における事務処理の状況) 標記事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。	
	(標記事務の移管・委託等に関する状況): 無	
(その他) 標記の事務に対し、指定都市においては、法第4条第3項及び第5条第1項の規定に基づき、当該市が処理している。また、中核市においては、法第5条第1項の規定に基づき、同条に規定する事務を処理している。		

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

⑤

法令に基づく事務

7 造成敷地等に関する権利の処分の制限などに関する事務

事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 造成敷地等に関する権利の処分の制限などに関する事務											
(1) 造成敷地等に関する権利の処分の制限などに関する事務	流通業務市街地の整備に関する法律に基づき、流通業務施設整備に関する基本方針の策定等の事務を行う。	区	△							<p>○流通業務市街地に関する都市計画の前提となる方針の策定等に関する事務であり、事務処理特例により市に委譲している例がある事務である。流通業務市街地に係る都市計画に関する事務（④-59の一部）と合わせて、特別区が担う方向で検討すべきである。</p>	区
		都	○	○		△	○			<p>（基本方針の策定及び変更） ○基本方針は、特別区の交通ネットワークを考慮し、区部全体で最も効率的な場所に立地するように、広域的な立場から策定する必要がある。 ○流通業務施設は、高速道路のインターチェンジ付近などの交通結節点において整備する必要があることから、区へ移管した場合、隣接した区で同じような機能の流通業務施設が整備される事態が懸念される。</p> <p>よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。</p> <p>（流通業務施設に関する権利の設定又は移転の承認等） ○流通業務施設に関する権利の設定又は移転の承認等の事務については、基本方針の策定及び変更と比べて、広域的な観点からの調整の必要性が薄く、特別区が実施することは可能である。</p> <p>よって、当該事務は、区へ移管する方向で検討する。</p> <p>ただし、既存の施設は、流通業務団地造成工事が完了して10年以上が経過しているため、流通業務施設等に関する権利の設定、移転承認等の事務は発生しない。</p>	都・区

検討対象事務評価個票

〔都〕

5

大区分 7 中区分 1 小区分 (1)

事業名		造成敷地等に関する権利の処分の制限などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>(基本方針の策定及び変更)</p> <p>○基本方針は、特別区の交通ネットワークを考慮し、区部全体で最も効率的な場所に立地するように、広域的な立場から策定する必要がある。</p> <p>○流通業務施設は、高速道路のインターチェンジ付近などの交通結節点において整備する必要があることから、区へ移管した場合、隣接した区で同じような機能の流通業務施設が整備される事態が懸念される。</p> <p>よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。</p> <p>(流通業務施設に関する権利の設定又は移転の承認等)</p> <p>○流通業務施設に関する権利の設定又は移転の承認等の事務については、基本方針の策定及び変更と比べて、広域的な観点からの調整の必要性が薄く、特別区が実施することは可能である。</p> <p>よって、当該事務は、区へ移管する方向で検討する。</p> <p>ただし、既存の施設は、流通業務団地造成工事が完了して10年以上が経過しているため、流通業務施設等に関する権利の設定、移転承認等の事務は発生しない。</p>
担当		都市整備局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由	基本方針は、特別区の交通ネットワークを考慮し、区部全体で最も効率的な場所に立地するように、広域的な立場から策定する必要がある。	
	○			
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由	基本計画策定を区に移管した場合、隣接する区に同じような流通業務施設が計画されるなどの懸念があり、事業効果、事業効率に著しい支障が生じることが考えられる。	
	○			
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由			
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由	流通業務施設は、都内の高速道路インター付近などの交通結節点にバランス良く計画する必要があるため、基本方針を特別区が策定するのは困難と考えられる。	
	△			
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由	大都市東京の機能性を確保するため、基本方針の策定は、都が一体的に処理することが必要な事務である。	
	○			
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック	理由		
(7) その他特段の事情があるかどうか。			<p>総合評価</p> <p>都 区 保</p>	
チェック	理由			

検討対象事務評価個票

〔区〕

5

大区分 7 中区分 1 小区分 (1)

事業名		造成敷地等に関する権利の処分の制限などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○流通業務市街地に関する都市計画の前提となる方針の策定等に関する事務であり、事務処理特例により市に委譲している例がある事務である。流通業務市街地に係る都市計画に関する事務（④-59の一部）と合わせて、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○流通業務市街地の整備にあたっては、主務大臣が定める「流通業務施設の整備に関する基本指針」に基づき、都道府県知事が「流通業務施設の整備に関する基本方針」を定めることとされている。また、流通業務市街地は、都市計画上の地域地区である「流通業務地区」と都市施設である「流通業務団地」により構成されており、「流通業務施設の整備に関する基本方針」に基づき、都市計画決定されるものである。基本方針と都市計画決定は関連が深いことから、実施主体を一致させることが適当である。</p> <p>○造成敷地等に関する権利の処分の制限などに関する事務（法第38条、39条、44条）については、「流通業務地区における施設建設等の許可（第5条）、違反施設の移転、除却等の命令（第6条）（④-56）」などの事務移譲が行われる場合に、本事務を含む関係事務の移譲などを整理する必要がある。</p> <p>○法に基づく事務移譲の指定を受けるためには、法令改正が必要であるが、事務処理特例により移譲することも含めれば、法令上の制約は受けられないものと考えられる。</p> <p>○流通業務市街地の整備にあたっては、広域的な観点に立って計画・調整を図る必要があるため、都区間、特別区間の連携・調整の方策等について、具体化に向けた検討の中で整理していく必要がある。</p>
担当局		都市整備局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		<p>△</p> <p>流通業務市街地の整備にあたっては、広域的な観点に立って計画・調整を図る必要があるため、都区間、特別区間の連携・調整の方策等について、具体化に向けた検討の中で整理していく必要がある。</p>	
	チェック	理由		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由			
業	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
チェック	理由			
評	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
	チェック	理由		
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
	チェック	理由		
総合評価				
		都	(区)	保

検討対象事務の内容

5

大区分 7 中区分 1 小区分 (1)

事業名	造成敷地等に関する権利処分の制限などに関する事務	
担当	都市整備局	
事 務 の 内 容	(事務の概要)	<p>(都における事務処理の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が昭和41年に定めた「東京都についての流通業務施設の整備に関する基本方針」に基づき、大田区平和島、板橋区高島平、足立区入谷、江戸川区臨海町の4箇所について流通業務団地造成事業が昭和41年から昭和62年にかけて工事完了し供用を開始している。 ・現時点では、基本方針を見直し、新たに流通業務団地を整備する計画はなく、標記事務は発生しない見込みである。
	(主な事務内容)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の策定及び変更(法第3条の2) ・流通業務施設に関する権利の設定又は移転の承認(法第38条) ・標識の設置及び標識移転等の承諾(法第39条) ・計画変更、工事の中止、処分の差止め等の要求(法第44条) 	
	(特別区における事務処理の状況)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・標記事務に関し、事務処理特定条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。 	
	(標記事務の移管・委託等に関する状況): 無	
	(その他)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県、愛知県及び京都府は、標記事務の一部を事務処理特例等により、指定都市等に移管している。 	

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

④

法令に基づく事務

59 都市計画区域内の開発行為許可などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 都市計画区域内の開発行為許可などに関する事務											
(1) 都市計画区域内の開発行為許可などに関する事務	都市計画法に基づき、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画の決定を行う。	区	△							<p>○都道府県が決定主体となる都市計画のうち、指定都市に移譲されている都市計画の事務である。広域的な視点に立った対応の必要はあるが、地域の実情を踏まえた総合的な都市計画を定められるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○なお、都市計画区域内の開発行為に係る許可などに関する事務については、既に事務処理特例により特別区が実施している。</p>	区
		都	○				○			<p>○特別区の区域は一つの都市計画区域として指定されており、一体の都市として総合的に整備・開発・保全することとされているため、影響が区の区域を越え広域に及ぶ場合など、広域的観点から定めるべき都市計画については都が定めるべきである。</p> <p>○標記事務に含まれる都市計画は、影響が広域に及ぶため広域の見地から決定すべき都市計画や根幹的都市施設に関する都市計画であり、都が広域の見地から一体の都市計画区域として計画策定等を行うなど、必要な調整を図る必要がある。</p> <p>よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。</p>	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

④

大区分 59 中区分 1 小区分 (1)

事業名	都市計画区域内の開発行為許可などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○特別区の区域は一つの都市計画区域として指定されており、一体の都市として総合的に整備・開発・保全することとされているため、影響が区の区域を越え広域に及ぶ場合など、広域的観点から定めるべき都市計画については都が定めるべきである。</p> <p>○標記事務に含まれる都市計画は、影響が広域に及ぶため広域の見地から決定すべき都市計画や根幹的都市施設に関する都市計画であり、都が広域的見地から一体の都市計画区域として計画策定等を行うなど、必要な調整を図る必要がある。</p> <p>よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。</p>
担当	都市整備局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	チェック <input checked="" type="radio"/>	
	理由	特別区の区域は、一体の都市計画区域として指定されており、広域的・根幹的な都市計画については都が定める必要がある。	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	チェック <input type="checkbox"/>	
	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	チェック <input type="checkbox"/>	
	理由		
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	チェック <input type="checkbox"/>	
理由			
業	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。	チェック <input checked="" type="radio"/>	
	理由	市街地が連たんし、首都機能を担う特別区の区域において都市の安全性や機能性の向上を図るためには、都が広域的見地から一体の都市計画区域として計画策定等を行うなど、必要な調整を図る必要がある。	
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。	チェック <input type="checkbox"/>	
理由			
評	(7) その他特段の事情があるかどうか。	チェック <input type="checkbox"/>	
	理由		
価			総合評価
			<input checked="" type="radio"/> 都 区 保

検討対象事務評価個票

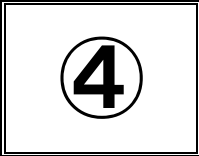
〔区〕

④

大区分 59 中区分 1 小区分 (1)

事業名		都市計画区域内の開発行為許可などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○都道府県が決定主体となる都市計画のうち、指定都市に移譲されている都市計画の事務である。広域的な視点に立った対応の必要はあるが、地域の実情を踏まえた総合的な都市計画を定められるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○都市計画の前提となる広域方針は東京都が決定しており、また、都市計画の区市町村決定については、知事の同意が必要であり、広域的な観点が必要なものであっても区域を跨がない限りは、面積等による制限を設ける必要はなく、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○法に基づく事務移譲の指定を受けるためには、法令改正が必要であるが、事務処理特例により移譲することも含めれば、法令上の制約は受けられないものと考えられる。</p> <p>○特別区の区域を超える大規模な都市計画事業や幹線道路、河川、都市高速鉄道などは、広域的な見地からの判断が必要となることもあり、都区間、特別区間の連携・調整の方策等について、具体化に向けた検討の中で整理していく必要がある。</p> <p>○用途地域、特例容積率適用地区、高層住宅誘導地区、風致地区、緑地保全地域等、4車線以上の区市町村道、一般道自動車ターミナル、公園・緑地・広場、墓地、一団地の住宅施設（集団住地2,000戸以上）の都市計画決定については、地方分権改革推進委員会第1次勧告において、都道府県から市への権限委譲を行うべきと示されている。</p> <p>○なお、都市計画区域内の開発行為に係る許可などに関する事務については、既に事務処理特例により特別区が実施している。</p>	
担当局		都市整備局			
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		チェック <input type="checkbox"/> 理由 △ 特別区の区域を超える大規模な都市計画事業や幹線道路、河川、都市高速鉄道などは、広域的な見地からの判断が必要となることもあり、都区間、特別区間の連携・調整の方策等について、具体化に向けた検討の中で整理していく必要がある。		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。				
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		チェック <input type="checkbox"/> 理由		
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。				
	業	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			チェック <input type="checkbox"/> 理由
		(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
		(7) その他特段の事情があるかどうか。			
評	総合評価		都 <input type="checkbox"/> 区 <input checked="" type="checkbox"/> 保 <input type="checkbox"/>		
	チェック <input type="checkbox"/> 理由				

検討対象事務の内容



大区分 59 中区分 1 小区分 (1)

事業名	都市計画区域内の開発行為許可などに関する事務					
担当	都市整備局					
事 務 の 内 容	<p>(事務の概要)</p> <p>・都市計画法(以下「法」という。)に基づき、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画の決定を行う。</p> <p>(主な事務内容)</p> <p>1 法第15条第1項第4号から第7号までに掲げる都市計画の決定</p> <p>(1)次の地域地区に関する都市計画(法第15条第1項第4号)</p> <p>イ 都市再生特別地区 ロ 臨港地区(重要港湾のみ) ハ 歴史的風土特別保存地区 ニ (第1種・第2種)歴史的風土保存地区 ホ 緑地保全地域 ヘ 近郊緑地特別保全地区 ト 流通業務地区 チ 航空機騒音障害防止(特別)地区</p> <p>(2)広域の見地から決定すべき地域地区に関する都市計画(同第5号)</p> <p>イ 首都圏、近畿圏、中部圏又は指定都市の区域内の用途地域・特例容積率適用地区・高層住居誘導地区 ロ 面積10ha以上の風致地区 ハ 面積10ha以上の特別緑地保全地区</p> <p>(3)広域の見地から決定すべき都市施設又は根幹的都市施設に関する都市計画(同第5号)</p> <p>イ 一般国道、都道府県道、自動車専用道路又は4車線以上の道路 ロ 都市高速鉄道 ハ 一般自動車ターミナル ニ 空港 ホ 面積10ha以上の公園、緑地、広場又は墓園 ヘ 水道用水供給事業の用に供する水道 ト 流域下水道又は排水区域が2ha以上にわたる公共下水道 チ 産業廃棄物処理施設 リ 一級河川、二級河川又は運河 ス 大学又は高等専門学校 ル 一団地の住宅施設(集団住宅2,000戸以上のもの) ヲ 一団地の官公庁施設 ヱ 流通業務団地 カ 防潮施設</p> <p>(4)次の市街地開発事業に関する都市計画(同第6号)</p> <p>土地区画整理事業(50ha超のもの)、市街地再開事業(3ha超のもの)、住宅街区整備事業(20ha超のもの)、防災街区整備事業(3ha超のもの)、その他の市街地開発事業</p> <p>(5)市街地開発事業等予定区域に関する都市計画(同第7号)</p> <p>2 開発行為の許可等</p> <p>(1)開発行為の許可、変更許可(法第29条、第35条、第35条の2)</p> <p>(2)既存の権利者からの届出の受理(法第34条第13号)</p> <p>(3)開発行為等に係る当該国の機関又は都道府県等との協議(法第34条の2、法第42条)</p> <p>(4)工事完了届、工事廃止届の受理等(法第36条、第38条)</p> <p>(5)市街化調整区域内の開発許可に係る建築物の建築制限の指定等(法第41条～第43条)</p> <p>(6)開発許可に基づく地位の承継の承認(法第45条)</p> <p>(7)開発登録簿に関する事務(法第46条、第47条)</p>	<p>(その他)</p> <p>・指定都市の区域においては、法第15条第1項第4号から第7号までに掲げる都市計画(一の指定都市の区域を超えて特に広域の見地から決定すべき都市施設として政令で定めるものに関するものを除く。)は、指定都市が定めることとされている。(法第87条の2)</p> <p>(都における事務処理の状況)</p> <p>○平成18年度の実績</p> <table border="0"> <tr> <td>・都市計画審議会開催回数</td> <td>4回</td> </tr> <tr> <td>・都市計画決定件数(変更含む)</td> <td>73件</td> </tr> </table>	・都市計画審議会開催回数	4回	・都市計画決定件数(変更含む)	73件
	・都市計画審議会開催回数	4回				
・都市計画決定件数(変更含む)	73件					
	<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <p>上記2については、事務処理特例条例第2条の表7の項に基づき、各特別区が処理している。</p>					
	<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況):有</p> <p>平成12年都区制度改革において、次の都市計画決定を区に移管</p> <p>①特定街区(面積1ha以下) ②臨港地区(重要港湾を除く。)</p> <p>③都市計画法第11条第1項第3号に掲げる汚物処理場、ごみ焼却場その他の供給施設又は処理施設(産業廃棄物処理施設を除く。)</p> <p>④再開発等促進区を定める地区計画(面積3ha以下)</p>					

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

4

法令に基づく事務

76 マンション建替組合の設立の認可などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 マンション建替組合の設立の認可などに関する事務											
(1) マンション建替組合の設立の認可などに関する事務	マンションの建替えの円滑化等に関する法律に基づき、マンション建替組合設立認可、個人施行における事業認可、権利変換計画認可等の認可事務等、組合理事長の氏名等の届出受理及び公告事務等を行う。	区								○マンション建替組合の設立・権利変換計画の認可等を行う事務であり、指定都市、中核市及び特別市等に移譲されている事務である。現在、特別区が行っている住宅関連の相談業務や認可申請等の経由事務と合わせて、一連の事務を処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。	区
		都								○当該事務は、法令の基準に基づき、マンション建替組合の設立の認可などに関する事務を行っており、各区が個別に審査したとしても、都全体の統一性は確保される。また、個別のマンションに係る事務であり、周辺の市街地に大きな影響を与えるものではない。 ○区が処理することにより、区道の拡幅整備への協力要請などの調整を早期に図ることができるため、まちづくりの観点からもメリットが大きい。 よって、当該事務は、区へ移管する方向で検討する。	区

検討対象事務評価個票

〔都〕

④

大区分 76 中区分 1 小区分 (1)

事業名	マンション建替組合の設立の認可などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○当該事務は、法令の基準に基づき、マンション建替組合の設立の認可などに関する事務を行っており、各区が個別に審査したとしても、都全体の統一性は確保される。また、個別のマンションに係る事務であり、周辺の市街地に大きな影響を与えるものではない。</p> <p>○区が処理することにより、区道の拡幅整備への協力要請などの調整を早期に図ることができるため、まちづくりの観点からもメリットが大きい。</p> <p>よって、当該事務は、区へ移管する方向で検討する。</p>
担当	都市整備局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由 :	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
	チェック	理由 :	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由 :	
	業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
チェック		理由 :	
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
評	チェック	理由 :	
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
価	チェック	理由 :	
	(7) その他特段の事情があるかどうか。		

総合評価		
都	④区	保

検討対象事務評価個票

〔区〕

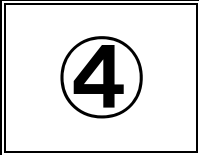
④

大区分 76 中区分 1 小区分 (1)

事業名		マンション建替組合の設立の認可などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○マンション建替えの円滑化を図るため、マンション建替組合の設立・権利変換計画の認可等を行う事務であり、指定都市、中核市及び特例市に移譲されているほか、事務処理特例により移譲を受けている市もある事務である。判断基準に照らして、都が実施しなければならない特別な事情はなく、特別区が行っている住宅関連の相談業務や認可申請等の経由事務と合わせて、一連の事務を処理できるよう特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○法に基づく事務移譲の指定を受けるためには、法令改正が必要であるが、事務処理特例により移譲することも含めれば、法令上の制約は受けられないものと考えられる。</p> <p>○特別区が担うことにより、住宅関連の相談業務と窓口が一本化されるため、手続の簡素化、効率化を図ることができる。</p> <p>○地方分権改革推進委員会第1次勧告において、都道府県から市への権限移譲を行うべき事務として整理されている。</p>
担当局		都市整備局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	業	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック		理由		
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。				
チェック		理由		
評		(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由		
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック	理由		
	価	(7) その他特段の事情があるかどうか。		
チェック		理由		

総合評価		
都	④	保

検討対象事務の内容



大区分 76 中区分 1 小区分 (1)

事業名	マンション建替組合の設立の認可などに関する事務																																					
担当	都市整備局																																					
事 務 の 内 容	<p>(事務の概要) マンションの建替えの円滑化等に関する法律(以下「法」という。)に基づき、マンション建替組合設立認可、個人施行における事業認可、権利変換計画認可等の認可事務等、組合理事長の氏名等の届出受理及び公告事務等を行う。</p>																																					
	<p>(都における事務処理の状況)</p> <p>・区部における事務処理の状況(平成18年度)</p> <p style="text-align: right;">(件) うち区経由</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>・建替組合設立認可</td><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: center;">5</td></tr> <tr><td>・建替組合設立認可の公告</td><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: center;">-</td></tr> <tr><td>・理事長届出の受理、公告</td><td style="text-align: center;">5</td><td style="text-align: center;">5</td></tr> <tr><td>・事業計画、定款の変更認可</td><td style="text-align: center;">7</td><td style="text-align: center;">7</td></tr> <tr><td>・権利変換計画認可</td><td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: center;">-</td></tr> <tr><td>・組合解散認可、公告</td><td style="text-align: center;">0</td><td style="text-align: center;">0</td></tr> <tr><td>・決算報告書承認</td><td style="text-align: center;">0</td><td style="text-align: center;">-</td></tr> <tr><td>・個人施行事業認可</td><td style="text-align: center;">0</td><td style="text-align: center;">0</td></tr> <tr><td>・審査委員承認</td><td style="text-align: center;">0</td><td style="text-align: center;">-</td></tr> <tr><td>・事業計画、規準・規約変更認可</td><td style="text-align: center;">0</td><td style="text-align: center;">0</td></tr> <tr><td>・事業廃止、終了の認可、公告</td><td style="text-align: center;">0</td><td style="text-align: center;">0</td></tr> <tr><td>・管理規約認可</td><td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: center;">-</td></tr> </table>		・建替組合設立認可	5	5	・建替組合設立認可の公告	5	-	・理事長届出の受理、公告	5	5	・事業計画、定款の変更認可	7	7	・権利変換計画認可	2	-	・組合解散認可、公告	0	0	・決算報告書承認	0	-	・個人施行事業認可	0	0	・審査委員承認	0	-	・事業計画、規準・規約変更認可	0	0	・事業廃止、終了の認可、公告	0	0	・管理規約認可	1	-
	・建替組合設立認可	5	5																																			
	・建替組合設立認可の公告	5	-																																			
・理事長届出の受理、公告	5	5																																				
・事業計画、定款の変更認可	7	7																																				
・権利変換計画認可	2	-																																				
・組合解散認可、公告	0	0																																				
・決算報告書承認	0	-																																				
・個人施行事業認可	0	0																																				
・審査委員承認	0	-																																				
・事業計画、規準・規約変更認可	0	0																																				
・事業廃止、終了の認可、公告	0	0																																				
・管理規約認可	1	-																																				
<p>(主な事務内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マンション建替組合設立認可の申請受理、審査、意見書の処理、認可、公告(法第9条、第11条、第12条、第14条) ・マンション建替組合の理事長に関する届出の受理、公告(法第25条) ・定款、事業計画の変更認可(法第34条) ・マンション建替組合解散認可、公告(法第38条) ・決算報告書の承認(法第42条) ・個人施行の事業認可の申請受理、審査、認可、公告(法第45条、第48条、第49条) ・規準又は規約、事業計画の変更認可(法第50条) ・施行者の変動に関する届出の受理、公告(法第51条) ・審査委員の承認申請の受理、承認(法第53条) ・事業廃止、終了の申請の受理、審査、認可、公告(法第54条) ・権利変換計画(変更)認可の申請の受理、審査、認可(法第57条、第65条、第66条) ・管理規約の設定認可(法第94条) ・マンション建替組合、個人施行者に対する措置命令、監督及び技術的援助(法第97条第2項、第98条、第99条、第101条) 																																						
<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標記事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。 																																						
<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況): 無</p>																																						
<p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記のうち、一部の事務に関しては、区を経由して申請、通知を行っている。 <p>標記の事務は、都道府県知事の権限に属するものであるが、指定都市、中核市及び特例市の区域内においては、当該指定都市等の長が行うこととされている(法第128条)</p>																																						

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

④

法令に基づく事務

79 交通結節機能高度化構想の作成及び国土交通大臣との協議などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 交通結節機能高度化構想の作成及び国土交通大臣との協議などに関する事務											
		区								<p>○交通結節機能高度化構想の作成、協議会の設置等を行う事務であり、指定都市に移譲されている事務である。鉄道事業者や関係機関との連携による駅利用者等の利便性の向上を図るため、特別区が担う方向で検討すべきである。</p>	区
(1) 交通結節機能高度化構想の作成及び国土交通大臣との協議などに関する事務	都市鉄道等利便増進法に基づき、交通結節機能の高度化に向け、交通結節機能高度化構想の作成、協議会の設置等の事務を行う。		都							<p>○当該事務は、本来都道府県事務とされているが、一定以上の規模を有する指定都市にあっては当該市が処理しており、特別区が一定以上の規模になることにより、特別区が実施することは可能である。</p> <p>○交通結節機能の高度化は、駅内外の一体的な整備により、交通モード間や事業者間の円滑な移動を実現しようとするものであり、構想の策定に当たっては、当該地域のまちづくり方針を踏まえる必要がある。</p> <p>○駅及び駅周辺の整備計画の策定やそのための検討会の開催等は、現在でも区が主体となっており、区が当該事務を行うことは可能であると考えられる。</p> <p>よって、当該事務は、区へ移管する方向で検討する。</p>	区

検討対象事務評価個票

〔都〕

④

大区分 79 中区分 1 小区分 (1)

事業名	交通結節機能高度化構想の作成及び国土交通大臣との協議などに関する事務		< 考え方 >
担当	都市整備局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		<p>○当該事務は、本来都道府県事務とされているが、一定以上の規模を有する指定都市にあっては当該市が処理しており、特別区が一定以上の規模になることにより、特別区が実施することは可能である。</p> <p>○交通結節機能の高度化は、駅内外の一体的な整備により、交通モード間や事業者間の円滑な移動を実現しようとするものであり、構想の策定に当たっては、当該地域のまちづくり方針を踏まえる必要がある。</p> <p>○駅及び駅周辺の整備計画の策定やそのための検討会の開催等は、現在でも区が主体となって行っており、区が当該事務を行うことは可能であると考えられる。</p> <p>よって、当該事務は、区へ移管する方向で検討する。</p>
	チェック		
	理由		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
	チェック		
	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック			
理由			
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック		
	理由		
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック		
	理由		
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
	チェック		
	理由		
(7) その他特段の事情があるかどうか。			
チェック			
理由			

総合評価		
都	④	保

検討対象事務評価個票

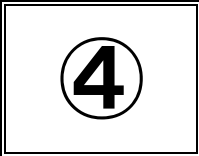
〔区〕

④

大区分 79 中区分 1 小区分 (1)

事業名		交通結節機能高度化構想の作成及び国土交通大臣との協議などに関する事務		＜ 考え方 ＞	
担当局		都市整備局			
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。				<p>○都市鉄道等利用者の利便性を増進するため、交通結節機能高度化構想の作成、協議会の設置等を行う事務であり、指定都市に移譲されている事務である。判断基準に照らして、都が実施しなければならない特別な事情はなく、鉄道事業者や関係機関との連携による駅利用者等の利便性の向上を図るため、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○法に基づく事務移譲の指定を受けるためには、法令改正が必要であるが、事務処理特例により移譲することも含めれば、法令上の制約は受けないものと考えられる。</p> <p>○特別区が担うことで、鉄道事業者や関係機関との連携による地域の特性や実情を考慮した駅周辺施設の一体的な整備計画の策定など、地域の活性化や駅利用者の利便性の向上が期待できる。 なお、現状においては、法に基づく交通結節機能高度化構想策定等の実績はない。</p> <p>○複数区に影響する事例が生じた場合の特別区間の連携の方策等については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。</p>
	チェック	理由			
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。				
	チェック	理由			
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。				
	チェック	理由			
	業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック		理由			
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。					
評	チェック	理由			
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。				
価	チェック	理由			
	(7) その他特段の事情があるかどうか。				
総合評価					
		都	④ 区	保	

検討対象事務の内容



大区分 79 中区分 1 小区分 (1)

事業名	交通結節機能高度化構想の作成及び国土交通大臣との協議などに関する事務	
担当	都市整備局	
事務の内容	<p>(事務の概要)</p> <p>都市鉄道等利便増進法(以下「法」という。)に基づき、交通結節機能の高度化に向け、交通結節機能高度化構想の作成、協議会の設置等の事務を行う。</p>	<p>(都における事務処理の状況)</p> <p>○これまで都において、処理をした事例はない。</p>
	<p>(主な事務内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「交通結節機能高度化構想」の作成、国土交通大臣への協議、同意の要求(法第12条) ・協議会の組織、公表(法第13条) ・交通結節機能高度化構想作成に係る提案の受理、提案に基づく協議の有無についての公表等(法第22条) 	
	<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <p>標記事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。</p>	
	<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況):無</p>	
容	<p>(その他)</p> <p>標記の事務は、都道府県知事の権限に属するものであるが、指定都市においては、当該指定都市の長が行うこととされている。(法第26条)</p>	

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

4

法令に基づく事務

82 雨水浸透阻害行為の許可、条件の付加などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 雨水浸透阻害行為の許可、条件の付加などに関する事務											
(1) 雨水浸透阻害行為の許可、条件の付加などに関する事務	特定都市河川浸水被害対策法に基づき、雨水浸透阻害行為をしようとする者に対する許可事務及び保全調整池の指定事務を行う。	区								<p>○特定都市河川流域内において、雨水の浸透を妨げる恐れがある行為に対する許可等を行う事務であり、指定都市、中核市及び特例市等に移譲されている事務である。集中豪雨等による浸水被害を軽減するための規制等を行う事務であり、地域住民の生活と密接に関係することから、特別区が担う方向で検討すべきである。</p>	区
		都								<p>○当該事務は、本来都道府県事務とされているが、一定以上の規模を有する指定都市や中核市にあっては当該市が処理しており、特別区が一定以上の規模になることにより、特別区が実施することは可能である。</p> <p>○雨水浸透阻害行為の許可等の事務は、特別区が行っている開発行為の許可との関連が深く、特別区がこれと併せて行った方が効率的かつ効果的であり、申請者の利便性の向上にも寄与すると考えられる。</p> <p>よって、当該事務は、区へ移管する方向で検討する。</p>	区

検討対象事務評価個票

〔都〕

④

大区分 82 中区分 1 小区分 (1)

事業名		雨水浸透阻害行為の許可、条件の付加などに関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○当該事務は、本来都道府県事務とされているが、一定以上の規模を有する指定都市や中核市にあっては当該市が処理しており、特別区が一定以上の規模になることにより、特別区が実施することは可能である。</p> <p>○雨水浸透阻害行為の許可等の事務は、特別区が行っている開発行為の許可との関連が深く、特別区がこれと併せて行った方が効率的かつ効果的であり、申請者の利便性の向上にも寄与すると考えられる。</p> <p>よって、当該事務は、区へ移管する方向で検討する。</p>
担当		都市整備局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック		理由	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
業	チェック		理由	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック		理由	
評	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック		理由	
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
価	チェック		理由	
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック		理由	
(7) その他特段の事情があるかどうか。				
チェック			理由	

総合評価		
都	④区	保

検討対象事務評価個票

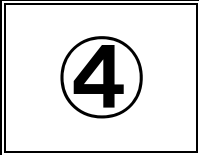
〔区〕

④

大区分 82 中区分 1 小区分 (1)

事業名		雨水浸透阻害行為の許可、条件の付加などに関する事務		＜ 考え方 ＞		
担当局		都市整備局				
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。				<p>○特定都市河川流域内において、雨水の浸透を妨げる恐れがある行為に対する許可等を行う事務であり、指定都市、中核市及び特例市に移譲されているほか、事務処理特例により移譲を受けている市もある事務である。判断基準に照らして、都が実施しなければならない特別な事情はなく、集中豪雨等による浸水被害を軽減するための規制等を行う事務であり、地域住民の生活と密接に関係することから、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○法に基づく事務移譲の指定を受けるためには、法令改正が必要であるが、事務処理特例により移譲することも含めれば、法令上の制約は受けられないものと考えられる。</p> <p>○特別区が担うことにより、雨水浸透阻害行為の許可等に基づく確認行為や是正措置命令等の事務について、迅速、的確な対応が可能となる。 なお、現在都内においては、鶴見川流域の町田市、稲城市の一部地域が特定都市河川流域に指定されている。</p> <p>○広域的な対応についての都区間、特別区間の連携、調整の方策等については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。</p>	
	チェック	理由				
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。					
	チェック	理由				
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。					
	チェック	理由				
	業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。				
チェック		理由				
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。						
評	チェック	理由				
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。					
価	チェック	理由				
	(7) その他特段の事情があるかどうか。					
				総合評価		
				都	④ 区	保

検討対象事務の内容



大区分 82 中区分 1 小区分 (1)

事業名	雨水浸透阻害行為の許可、条件の付加などに関する事務
担当	都市整備局
事務内容	(事務の概要) 特定都市河川浸水被害対策法(以下「法」という。)に基づき、雨水浸透阻害行為をしようとする者に対する許可事務及び保全調整池の指定事務
	(主な事務内容) ・雨水浸透阻害行為許可(法第9条) ・許可の特例(法第14条) ・変更の許可等(法第16条) ・工事完了の検査等(法第17条) ・雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可(法第18条) ・監督処分(法第20条) ・立入検査(法第21条) ・報告の徴収等(法第22条) ・保全調整池の指定(法第23条) ・標識の設置(法第24条) ・保全調整池にかかる行為の届出の受理、通知、助言又は勧告(法第25条) ・測量又は調査のための土地の立入に関する命令、損失の補償等(法第34条)
	(特別区における事務処理の状況) 標記の事務については、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。
	(標記事務の移管・委託等に関する状況): 無
その他	標記の事務は、都道府県知事のほか、指定都市及び中核市においては、当該市の長が処理することとされている(法第9条、第34条)。

(都における事務処理の状況)

事務内容	平成18年度実績
雨水浸透阻害行為許可(法第9条)	48
許可の特例(法第14条)	48
変更の許可(法第16条)	40
工事完了の検査等(法第17条)	2
機能阻害するおそれのある行為許可(法第18条)	1
監督処分(法第20条)	0
立入検査(法第21条)	0
報告の徴収(法第22条)	0
保全調整池の指定(法第23条)	0
標識の設置(法第24条)	0
届出の受理、通知、助言又は勧告(法第25条)	1
命令、損失の補償等(法第34条)	0

現在、都内で特定都市河川に指定されているのは鶴見川(H17.4)のみであるため、上記事務は、鶴見川流域の町田市・稲城市地域における事務処理状況である。

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

④

法令に基づく事務

90 監視区域の指定に関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 監視区域の指定に関する事務											
(1) 監視区域の指定に関する事務	大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法第9条に基づき、同意特定地域内において、国土利用計画法第27条の6第1項の適用による監視区域の指定に努める。	区								○宅地開発と鉄道整備を一体的に推進する措置に伴う地価の規制等に関する事務であり、指定都市に移譲されている事務である。「④-29土地の権利移転届出などに関する事務」の見直しと合わせ、地域全体のまちづくりとの整合を図りつつ処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。	区
		都	○				○			○当該事務は、同意特定地域内において、国土利用計画法第27条の6第1項の規定による監視区域を指定するものであり、同法に基づく監視区域の指定は、「④-29-1-(1)」の土地の権利移転届出受理などに関する事務と同様、都に残す方向で検討する。	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

④

大区分 90 中区分 1 小区分 (1)

事業名	監視区域の指定に関する事務		＜ 考え方 ＞					
担当	都市整備局							
事業評価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		○当該事務は、同意特定地域内において、国土利用計画法第27条の6第1項の規定による監視区域を指定するものであり、同法に基づく監視区域の指定は、「④-29-1-1」の土地の権利移転届出受理などに関する事務と同様、都に残す方向で検討する。					
	チェック	理由 土地利用目的の審査、勧告に当たっては、都が策定する土地利用基本計画との適合性及周辺地域への影響などを、広域的な立場から判断する必要がある。						
	○							
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。							
	チェック	理由						
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。							
	チェック	理由						
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。							
	チェック	理由						
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。							
	チェック	理由 地価対策のための土地取引規制等については、一部地域だけの問題ではなく、都市の機能性の向上を図るためには、都全体の調整を一体的に行う必要がある。						
○								
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。								
チェック	理由							
(7) その他特段の事情があるかどうか。								
チェック	理由							
<table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th colspan="3">総合評価</th> </tr> <tr> <td style="font-size: 2em; border: 1px solid black; border-radius: 50%;">都</td> <td style="font-size: 2em; border: 1px solid black; border-radius: 50%;">区</td> <td style="font-size: 2em; border: 1px solid black; border-radius: 50%;">保</td> </tr> </table>			総合評価			都	区	保
総合評価								
都	区	保						

検討対象事務評価個票

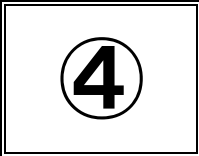
〔区〕

④

大区分 90 中区分 1 小区分 (1)

事業名		監視区域の指定に関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>○鉄道新線の整備に伴い住宅地が大量に見込まれる特定地域内において、適正な土地利用を確保するため、監視区域として指定する事務であり、指定都市に移譲されている事務である。地域の実情を考慮した適正な土地利用の確保については、国土利用計画法に基づく「④-29土地の権利移転届出受理などに関する事務」の見直しと合わせ、地域全体のまちづくりとの整合を図りつつ処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○法に基づく事務移譲の指定を受けるためには、法令改正が必要であるが、事務処理特例により移譲することも含めれば、法令上の制約は受けられないものと考えられる。</p> <p>○なお、現状においては、法に基づく監視区域の指定実績はない。</p>					
担当局		都市整備局							
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。								
	チェック	理由							
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。								
	チェック	理由							
	業	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。							
チェック		理由							
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。									
チェック		理由							
評		(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。							
	チェック	理由							
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。								
	チェック	理由							
	価	(7) その他特段の事情があるかどうか。							
チェック		理由							
			<table border="1"> <tr> <th colspan="3">総合評価</th> </tr> <tr> <td>都</td> <td>④</td> <td>保</td> </tr> </table>	総合評価			都	④	保
総合評価									
都	④	保							

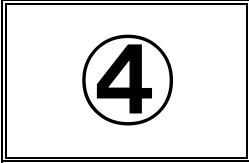
検討対象事務の内容



大区分 90 中区分 1 小区分 (1)

事業名	監視区域の指定に関する事務		
担当	都市整備局		
事 務 の 内 容	<p>(事務の概要) 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法(以下、「法」という。)第9条に基づき、同意特定地域※内において、国土利用計画法第27条の6第1項の適用による監視区域の指定に努める。</p>		<p>(都における事務処理の状況) 実績なし。</p>
	<p>(主な事務内容) ・監視区域の指定(法第9条)</p> <p>(同意特定地域) 総務大臣及び国土交通大臣の同意を得た「宅地開発及び当該鉄道の整備の一体的推進に関する基本計画」に定める特定地域(鉄道の整備により大量の住宅地の供給が促進されると見込まれる当該鉄道の周辺の市町村(特別区を含む。))の区域</p> <p>なお、東京都は、「宅地開発及び当該鉄道の整備の一体的推進に関する基本計画」を平成3年に策定しており、その後、平成9年7月に改定している。同計画において、つくばエクスプレス(常磐新線)沿線の4区(千代田区、台東区、荒川区、足立区)を同意特定区域としている。</p>		
	<p>(特別区における事務処理の状況) ・標記の事務に関し、事務処理特例条例に基づく都区の事務分担は行っていない。</p>		
	<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況):無</p>		
<p>(その他) 指定都市においては、法第9条の規定に基づき、当該指定都市の長が行うこととされている。</p>			

検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト



法令に基づく事務

92 景観行政団体の事務などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 景観行政団体の事務などに関する事務											
(1) 景観行政団体の事務などに関する事務	景観法及び東京都景観条例等に基づき、景観形成の方針や行為の制限に関する事項などを景観計画に定め、この計画に基づき建築物等の建築など一定の行為について、届出を義務づけ、指導及び助言等の事務を行う。	区						○		<p>○良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定等、景観行政団体としての事務を行うものであり、指定都市及び中核市においては景観行政団体に指定されている。良好な景観形成は、地域の特性と密接に関連するものであり、特別区が担う方向で検討すべきである。地域の景観特性に応じた個性豊かな魅力ある景観形成が期待できる。</p>	区
		都	○				○		○	<p>○東京は市街地が極めて高い密度で連続し、街並み、景観が行政区域を越えて連続していることから、東京全体の景観保護のためには、統一的な意思決定の下で、一体的に事務を行うことが効果的であり、広域的な施策が必要である。</p> <p>○東京は大規模都市開発が活発で、市街地が常に更新され、その影響は各区の区域にとどまらず広域に及ぶものであることから、広域的に対応することが必要である。</p> <p>よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。</p>	都

検討対象事務評価個票

〔都〕

④

大区分 92 中区分 1 小区分 (1)

事業名	景観行政団体の事務などに関する事務		＜ 考え方 ＞			
担当	都市整備局					
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		<p>○東京は市街地が極めて高い密度で連続し、街並み、景観が行政区域を越えて連続していることから、東京全体の景観保護のためには、統一的な意思決定の下で、一体的に事務を行うことが効果的であり、広域的な施策が必要である。</p> <p>○東京は大規模都市開発が活発で、市街地が常に更新され、その影響は各区の区域にとどまらず広域に及ぶものであることから、広域的に対応することが必要である。</p> <p>よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。</p>			
	チェック	理由 東京は街並み、景観が行政区域を越えて連続していることから、都が広域的な見地から一体的に事務を処理する必要がある。				
	○					
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。					
	チェック	理由				
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。					
チェック	理由					
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。						
チェック	理由					
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。						
チェック	理由 東京は街並み、景観が行政区域を越えて連続していることから、首都としての統一感のある景観を創出し、大都市東京の快適性の維持向上を図るためには、都が広域的な見地から一体的に処理する必要がある。					
○						
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。						
チェック	理由					
(7) その他特段の事情があるかどうか。						
チェック	理由 現在、都が法施行時から景観行政団体となっている。区市町村は、都と協議し、都の同意を得た場合に、景観行政団体となることができる。都は、都と区の景観形成の調整機能や都の景観計画などとの整合性が確保された場合は、団体として同意している。（景観法第7条第1項）					
○						
			総合評価			
			<table border="1"> <tr> <td>都</td> <td>区</td> <td>保</td> </tr> </table>	都	区	保
都	区	保				

検討対象事務評価個票

〔区〕

④

大区分 92 中区分 1 小区分 (1)

事業名	景観行政団体の事務などに関する事務	
担当局	都市整備局	
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由
	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
	
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
チェック	理由	
.....		
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
チェック	理由	
.....		
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック	理由	
○	都道府県知事との協議、同意により景観行政団体の指定を受けることができるが、法に基づく事務移譲の指定を受けるためには、法改正が必要である。	
(7) その他特段の事情があるかどうか。		
チェック	理由	
.....		

< 考え方 >

○良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定等、景観行政団体としての事務を行うものであり、指定都市及び中核市においては景観行政団体に指定されている。既に特別区においては、景観行政団体の指定を受け事務を行っている区もあり、判断基準に照らしても、都が実施しなければならない特別な事情はないと考えられる。良好な景観形成は地域の特性と密接に関連するものであり、特別区が担う方向で検討すべきである。

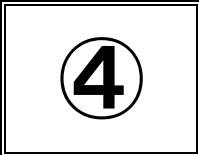
○都道府県知事との協議、同意により景観行政団体の指定を受けることができるが、法に基づく事務移譲の指定を受けるためには、法改正が必要である。

○特別区が担うことにより、地域の景観特性に応じた個性豊かな魅力ある景観形成が期待できる。また、景観行政団体の指定を受けることにより、屋外広告物に関する規制等の事務処理が可能となる。

○地方分権改革推進委員会第1次勧告において、「市町村が景観行政団体として事務を行う場合の都道府県知事の同意の廃止」として整理されている。

総合評価		
都	④	保

検討対象事務の内容



大区分 92 中区分 1 小区分 (1)

事業名	景観行政団体の事務などに関する事務
担当	都市整備局

事務の内容	(事務の概要) ○景観法(以下「法」という。)及び東京都景観条例等に基づき、景観形成の方針や行為の制限に関する事項などを景観計画に定め、この計画に基づき建築物等の建築など一定の行為について、届出を義務づけ、指導及び助言等の事務を行う。
	(主な事業内容) ・景観計画の策定(法第8条第1項) ・景観計画の策定に係る都市計画審議会の意見聴取(法第9条第2項) ・景観計画の策定に係る景観重要公共施設の管理者との協議(法第9条第4項) ・景観計画の策定に係る国立公園等管理者との協議(法第9条第5項) ・景観計画区域内における行為の届出の受理(法第16条第1項) ・届出事項の変更の届出の受理(法第16条第2項) ・届出に係る必要な措置の勧告(法第16条第3項) ・特定届出対象行為に係る変更命令等(法第17条) ・景観重要建造物の指定等(法第19条～第27条) ・景観重要樹木の指定等(法第28条～第35条) ・景観重要建造物又は景観重要樹木の適切な管理のための管理協定の締結等(法第36条～第40条)
	(特別区における事務処理の状況) ・世田谷区、新宿区は、法第7条の規定に基づく協議の結果、景観行政団体となっており、区域内において標記の事務を行っている。
	(標記事務の移管・委託等に関する状況):有 ・法第7条第1項の規定に基づき、区部においては世田谷区、新宿区に対して景観行政団体に係る同意をしている。 (その他) 標記の事務は、景観行政団体が行うこととされており、法第7条の規定により、指定都市の区域にあっては指定都市、中核市の区域にあっては中核市、その他の区域にあっては都道府県が景観行政団体に指定されている。ただし、指定都市及び中核市以外の市町村であって、あらかじめ都道府県知事と協議し、同意を得た市町村については、当該市町村が標記事務を行うことができるとされている(法第7条第1項)。

(都における事務処理の状況)
○平成11年度から18年度における建築物等の届出件数の実績

東京都景観条例制定以後の届出等 実績

年度	一般地域	丘陵地景観基本軸	玉川景観基本軸	隅田川景観基本軸	国分寺景観基本軸	臨海景観基本軸	水辺景観形成特別地区	文化財庭園等景観形成特別地区	合計
11年度	29	0	0	0	0	0	0	0	29
12年度	35	5	5	5	5	5	5	5	76
13年度	45	10	10	10	10	10	10	10	107
14年度	45	10	10	10	10	10	10	10	97
15年度	50	10	10	10	10	10	10	10	96
16年度	35	5	5	5	5	5	5	5	73
17年度	35	5	5	5	5	5	5	5	76
18年度	40	5	5	5	5	5	5	5	87

○景観法に基づく届出件数の実績(平成19年12月末現在)
・108件(区部:67件、多摩部:41件) ※平成19年4月より、法に基づく届出に移行